



交野市学校規模適正化基本計画

平成31年2月

交野市教育委員会

目 次

第1章 計画の背景・目的等	1
1. 計画の背景	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の位置付け	1
4. 計画期間	2
5. 計画対象施設	2
第2章 交野市の教育及び市立小・中学校の現状と将来予測	3
1. これからの交野市の学校教育	3
2. 市立小・中学校の変遷	5
3. 児童生徒数・学級数の推移と将来予測	6
（1）市立小・中学校の児童生徒数・学級数の推移と将来予測	6
（2）小学校別の児童数・学級数の推移と将来予測	7
（3）中学校別の生徒数・学級数の推移と将来予測	8
（4）中学校区別の児童生徒数の推移と将来予測	9
4. 学校施設の配置・学校区状況	10
（1）学校施設の配置と学校区の状況	10
（2）学校施設の配置と地域区分	11
（3）小学校の配置状況と通学距離	12
（4）中学校の配置状況と通学距離	14
（5）小学校の配置状況と児童数・学級数の面的変化	16
（6）中学校の配置状況と生徒数・学級数の面的変化	18
5. 今後の開発状況	20
6. 学校規模による業務量・運営コストの関係	21
（1）学校規模による業務量の比較	21
（2）学校規模によるコスト比較	23
第3章 学校規模適正化の方針と学校適正配置の必要性	24
1. 交野市の小学校の学級編制における取組み	24
2. 学校規模適正化の方針	25
3. 学校適正配置の必要性	25

第4章 学校適正配置の基本的な考え方 -----	26
1. 学校適正配置の基本的な考え方-----	26
2. これからの教育に適した学校施設-----	26
第5章 学校適正配置の可能性 -----	28
1. 各中学校区の学校適正配置の検討における共通事項-----	28
2. 第一中学校区 -----	29
(1) 現状と課題 -----	29
(2) 学校適正配置の考え方と配置案 -----	36
(3) 学校適正配置の方向性 -----	42
3. 第二中学校区 -----	45
(1) 現状と課題 -----	45
(2) 学校適正配置の考え方と配置案 -----	53
(3) 学校適正配置の方向性 -----	56
4. 第三中学校区 -----	59
(1) 現状と課題 -----	59
(2) 学校適正配置の考え方と配置案 -----	68
(3) 学校適正配置の方向性 -----	90
5. 第四中学校区 -----	95
(1) 現状と課題 -----	95
(2) 学校適正配置の考え方と配置案 -----	102
(3) 学校適正配置の方向性 -----	114
第6章 これからの学校施設の在り方 -----	122
1. 地域に開かれた学校施設-----	122
2. 現状の学校施設等の状況-----	126
(1) 学校施設のスペース構成 -----	126
(2) 学校諸室の状況 -----	128
(3) 学校施設の開放状況 -----	129
(4) 放課後児童会の状況 -----	130
3. これからの学校施設の在り方-----	131

第7章 計画の見直し等について ----- 132

1. 計画の見直し ----- 132

2. 市民との協働 ----- 132

第1章 計画の背景・目的等

1. 計画の背景

本市では、子どもたちの健やかな成長と学校教育の充実を図るため、平成26年度より「交野市学校教育ビジョン」を、平成28年1月に「交野市教育大綱」を策定し、中期的展望に立ち、交野市第4次総合計画との整合性を図りながら、また国や府の動向を踏まえながら教育行政を進めています。

本市は、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて市内各地で盛んに行われた住宅開発等により人口が急増し、児童生徒数の増加に伴い、小・中学校の新設・分離開校が行われました。

その結果、昭和56年度には小学校の児童数が8,629人、昭和57年度には児童生徒数が12,164人、昭和60年度には中学校の生徒数が4,411人と最大となりました。しかし、その後児童生徒数は減少に転じ、平成30年度には児童生徒数はピーク時の約51%の6,240人となりました。その後も減少傾向は続き、平成57年度には「国立社会保障・人口問題研究所」推計値を基に推計すると児童生徒数が約3,700人となり、ピーク時の約30%となる見込みとなっています。今後も児童生徒数の減少が続くと、将来、学校運営に支障をきたす小規模校が複数校現れることが懸念されます。

一方、前述の人口急増期に建設した多くの学校施設は、建築後相当年数が経過し、経年劣化による老朽化の進行により、施設の改修・更新が必要となっているなどの課題もあります。

市教育委員会では、教育環境の維持向上を図り、更なる少子化、学校の老朽化等の課題や小中一貫教育などの新たな学校づくりに対応するため、「今後における市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置のあり方」について平成28年7月に、交野市学校教育審議会（以下、「審議会」という。）に諮問しました。そして、審議会から中間答申が出されたことを受け、市教育委員会は平成29年1月、「学校規模適正化基本方針～望ましい小・中学校の在り方～（以下、「適正化基本方針」という。）」を策定しました。方針の策定を踏まえ、審議会では、学校適正配置を検討する上で7つの基本的な考え方をまとめ、慎重かつ詳細に審議を重ねられたうえで、各中学校区の今後の適正配置の在り方をまとめ、平成30年7月に答申が出されました。

2. 計画の目的

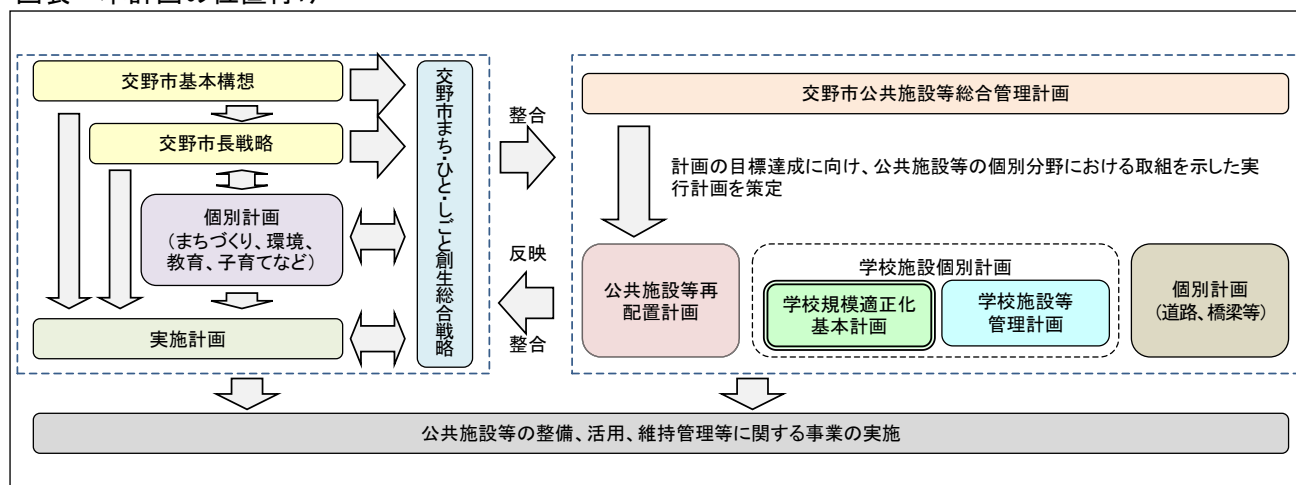
「交野市学校規模適正化基本計画（以下、「本計画」という。）」は、この適正化基本方針に基づき、さらに、答申を踏まえて、本市の市立小・中学校における児童生徒の教育環境の維持向上を図り、更なる少子化、学校の老朽化等の課題や小中一貫教育などの新たな学校づくりに対応するため、学校施設の将来に向けた望ましい配置や在り方の方向性を具体的に示すことを目的とします。

3. 計画の位置付け

本計画は、「交野市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）と、その取組みを具体的に示す「交野市公共施設等再配置計画（以下、「再配置計画」という。）」の学校施設における取組みの一部を示すものです。

なお、本計画と「交野市学校施設等管理計画（以下、「管理計画」という。）」を合わせて、総合管理計画に基づく学校施設の個別実行計画とします。

図表 本計画の位置付け



4. 計画期間

本計画は、児童生徒数の推移や学校施設の老朽化など 20 年以上先を見据えて、今後の学校規模適正化に係る方向性等を示すもので、社会情勢の変化や開発動向などを反映させ、管理計画と連動しながら進めていく必要があるため、平成 31 年度から平成 40 年度までの当面 10 年間を計画の対象期間とし、5 年後に検証・更新をしながら、概ね 10 年後をめどに見直しを図るものとします。

5. 計画対象施設

市立小・中学校 14 校を対象とします。

図表 計画対象施設一覧

(平成30年5月1日現在)

名称		所在地	敷地面積 (㎡)	総延床面積 (㎡)	建築年度 (年度)	児童生徒数 (人)		学級数(学級)	
						普通 学級	支援 学級	普通 学級	支援 学級
小学校	交野小学校	私部1丁目54番1号	21,243	6,968	昭和38年	488	32	18	6
	星田小学校	星田3丁目33番4号	10,232	4,916	昭和36年	303	19	12	3
	郡津小学校	郡津4丁目13番1号	16,000	6,294	昭和42年	572	21	19	4
	岩船小学校	森北1丁目25番1号	16,545	6,511	昭和46年	354	10	12	2
	倉治小学校	倉治1丁目15番1号	23,563	6,024	昭和49年	655	40	23	6
	妙見坂小学校	妙見坂7丁目20番1号	24,524	5,862	昭和48年	356	11	12	3
	長宝寺小学校	郡津1丁目43番1号	20,772	5,830	昭和49年	148	13	6	2
	旭小学校	星田4丁目18番1号	18,655	5,200	昭和51年	342	16	12	3
	藤が尾小学校	星田北2丁目45番1号	19,367	5,702	昭和52年	300	24	12	4
	私市小学校	私市9丁目5番10号	51,706	5,551	昭和54年	389	20	13	3
小学校 計			222,607	58,858		3,907	206	139	36
中学校	第一中学校	私部南3丁目1番1号	16,707	7,051	昭和34年	364	14	11	4
	第二中学校	幾野4丁目1番1号	20,101	8,094	昭和47年	620	16	17	3
	第三中学校	星田8丁目67番1号	22,384	8,788	昭和49年	568	19	15	4
	第四中学校	天野が原町5丁目65番1号	19,618	8,094	昭和57年	513	13	14	2
中学校 計			78,810	32,027		2,065	62	57	13
小・中学校 合計			301,417	90,885		5,972	268	196	49

※「建築年度」は、校舎棟（又は特別教室棟など主要棟）で最も古い建築年度を記入

第2章 交野市の教育及び市立小・中学校の現状と将来予測

1. これからの交野市の学校教育

本市では、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指した「小中連携教育」を、平成22年度から実施し、様々な取組みを進めることで、いわゆる「中1ギャップ」の解消に努めてきました。このような小中連携の取組みを進める中で、実際に中学校では不登校数の減少や暴力行為の発生数の減少などの成果もあがっています。

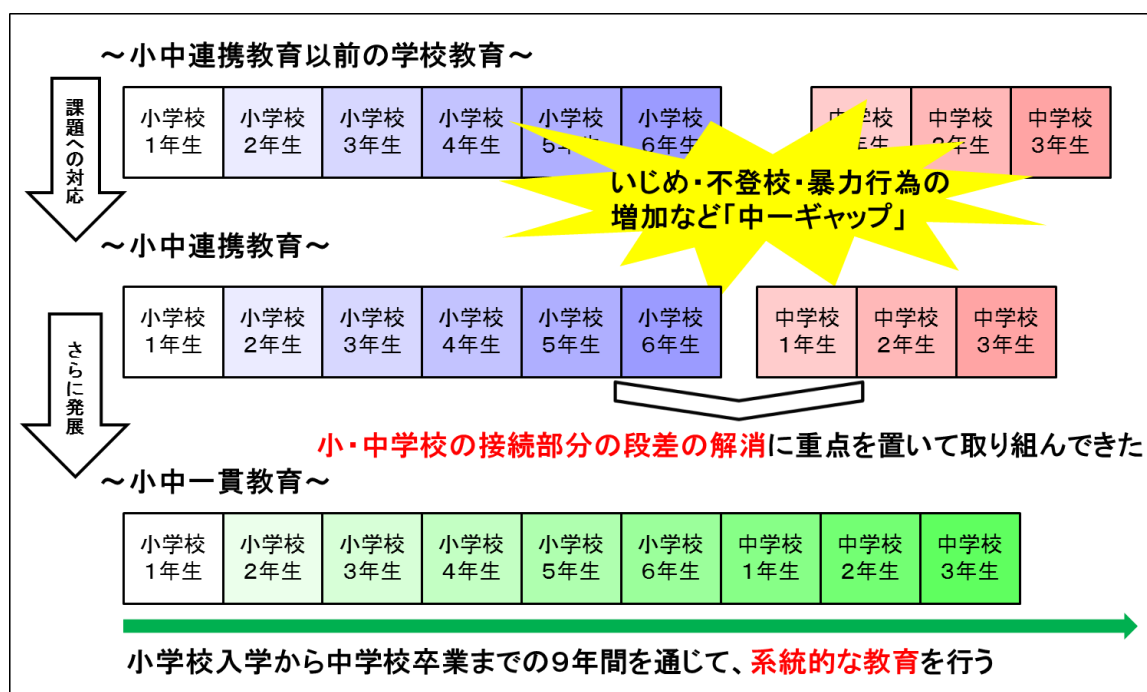
しかしながら、近年、国際化や情報化など、子どもたちを取り巻く環境の大きな変化の中で、学習意欲の低下やいじめ問題、教育内容の量的・質的充実、児童生徒の発達の早期化等に関わる現象など様々な課題が指摘されています。

そこで、本市では、次期学習指導要領が小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施される中、これらの課題を解決していくため、従来の小学校6年間、中学校3年間という考え方でなく、小・中学校の接続部分に重点をおいて取り組んできた小中連携教育をさらに発展させた小中一貫教育を積極的に進めます。小・中学校の教職員がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、義務教育終了までの「学びの連続性」を保障する系統的教育をめざします。

図表 小中連携教育と小中一貫教育

小中連携教育： 小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への <u>円滑な接続</u> を目指す様々な教育
小中一貫教育： 小中連携教育のうち、 <u>小・中学校がめざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し</u> 、系統的教育をめざす教育

図表 小中連携教育から小中一貫教育への移行イメージ図



図表 「交野の小中一貫教育」のイメージ

交野市の小中一貫教育

平成32年度(次期小学校学習指導要領全面实施)より全中学校校区で小中一貫教育を実施

小中一貫教育とは・・・

学校・家庭・地域がめざす子ども像を共有し、小・中学校9年間を見通して取り組む教育



教科等間の横のつながりとともに、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」や「18歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、初等中等教育の出口のところで身に付けておくべき力を明確にしながら、幼・小・中・高の教育を、縦のつながりの見通しを持って系統的に組織していくことも重要である。

(中央教育審議会 教育課程企画特別部会 論点整理 H27.8 より)

自らの意見を伝える、各自が意見を伝え合い話し合うといった、「めざす子ども像」の実現に向け、共同して指導の在り方の研究と実践を行い、連携を一層深めます。

これらにより、就学前から義務教育終了までの「学びの連続性」を保障する教育を充実させます。

(「交野市教育大綱」H28.1 より)

9年間を見通した指導の一貫性や系統性を図り、授業研究や指導方法の工夫改善を図るための体制づくりをすすめています。

(「交野市学校教育ビジョン」H25.10 より)

交野市小中一貫教育推進指針(H29.3)

- ・小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校だけではなく、現行の枠組み内でも「小中一貫教育」の取組みは必要
- ・「中1ギャップ」解消等を目的化するのではなく、小中一貫教育により義務教育の質を変える

小中9年間の教育課程(カリキュラム)の編成や指導方法などの工夫・改善を図る



新学習指導要領に対応した3つの柱

言語活用力の向上

- ・学校図書館の活用
- ・言語活動の充実
- ・読書活動の推進

プログラミング教育の推進

- ・ロボットを活用した授業



外国語教育の充実

- ・ネイティブスピーカーと学ぶ授業
- ・中学校教員が小学校で授業
- ・英検IBAの実施

小中学校間の主な取組み

- ・「めあてをつかむ」→「一人でじっくり考える」→「ペアやグループで意見を交流する」
- ・「クラスで学び合う」→「学習したことをふりかえる」交野スタンダードによる授業づくり
- ・グローバル・コミュニケーション能力向上支援事業による英語教育
- ・小学校6年生の学校見学、体験授業、クラブ見学
- ・中学校区合同教職員研修
- ・教職員による小小の交流参観、小中の授業参観
- ・小学校1年生から中学校3年生までの「家庭学習の手引き」を校区で統一して作成
- ・校区校長会、校区小中連携担当者会議の実施
- ・中学校区での学校評議員会の開催 等



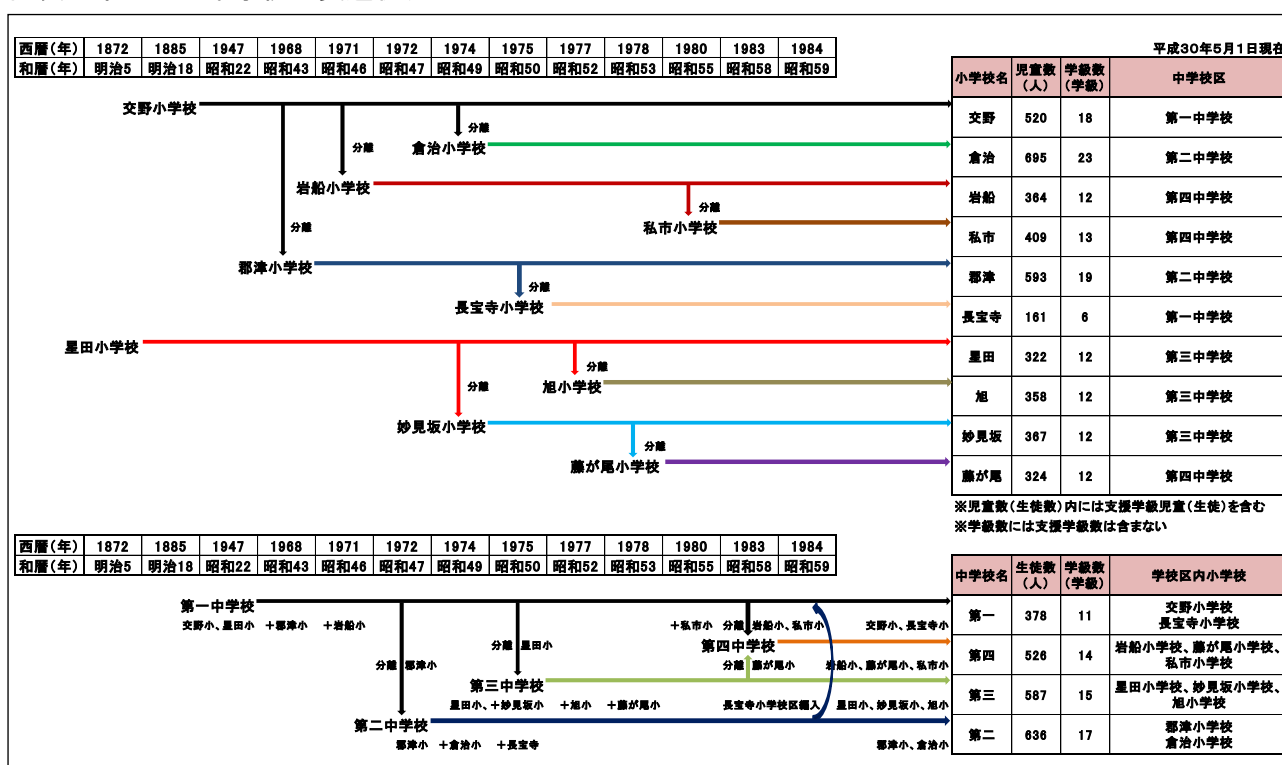
2. 市立小・中学校の変遷

本市では、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて児童生徒数が急増し、これに対応するため学校施設の新設・分離開校を行ってきました。

小学校では、昭和 40 年代初頭までは交野小学校、星田小学校の 2 校でしたが、昭和 43 年に郡津小学校を開校して以降、新設・分離開校を続け、昭和 55 年に私市小学校を開校して 10 校体制となり、昭和 56 年以後、児童数が急減したこともあり、新設開校は行わずに現在に至っています。

中学校は、当初は第一中学校の 1 校だけでしたが、生徒数の増加に伴って昭和 47 年に第二中学校を開校、昭和 50 年に第三中学校を開校、昭和 58 年に第四中学校を開校して 4 校となりましたが、生徒数が昭和 61 年以降減少に転じたため新設開校は行わず、現在に至っています。

図表 市立小・中学校の変遷状況



○昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけての児童生徒数の急増に対応するため、小・中学校の新設・分離開校により対応してきたが、以後児童生徒数が減少するも、学校施設はそのままの規模で維持続けてきた。

3. 児童生徒数・学級数の推移と将来予測

(1) 市立小・中学校の児童生徒数・学級数の推移と将来予測

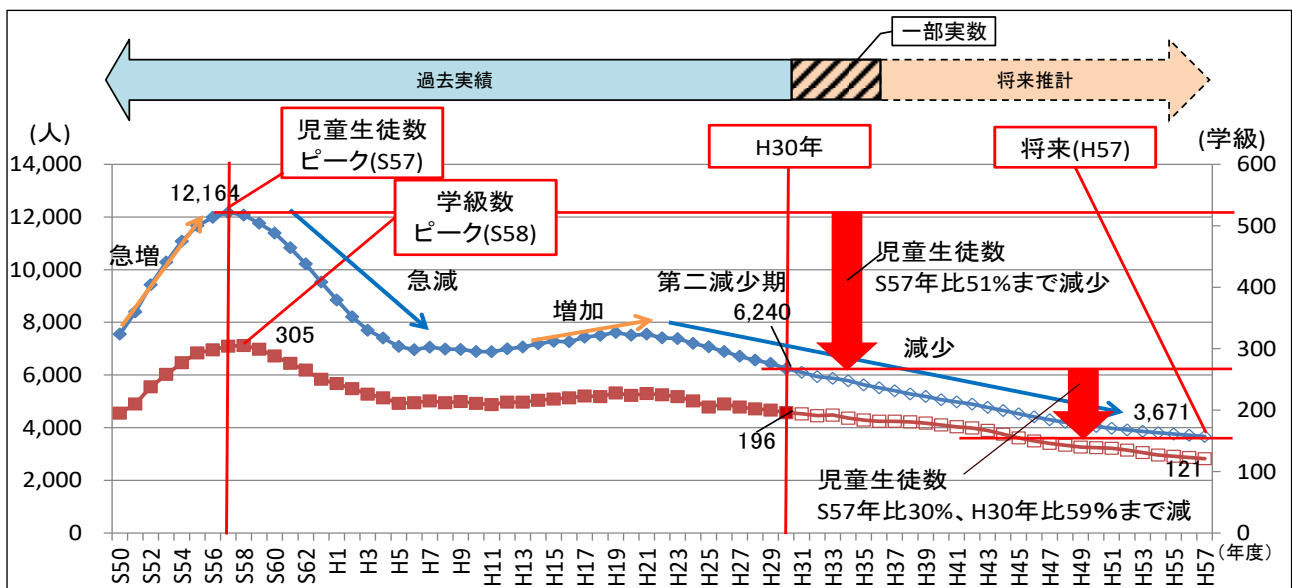
児童生徒数及び学級数の状況をみると、小・中学校の児童生徒数は、昭和 57 年度の 12,164 人をピークに減少しており、平成 30 年 5 月 1 日時点では、6,240 人とピーク時の約 51%となっています。今後も児童生徒数は減少していく見込みであり、平成 57 年度では、平成 30 年度と比較して、さらに約 41%減少することが予測されます。

学級数は、昭和 58 年度にピークを迎えて以降、減少傾向にあり、この傾向は今後も続く予測されます。平成 30 年度の学校別普通学級数では、小学校が平均 13.9 学級（1 学年当たり 2.3 学級）、中学校が平均 14.3 学級（1 学年当たり約 4.8 学級）です。平成 30 年度時点で適正規模を満たしていない学校は、小学校で長宝寺小学校 1 校のみとなっています。平成 57 年度には小学校で 6 校が 12 学級を下回り、中学校は 4 校すべてが 9 学級になると見込まれます。

※「適正化基本方針」では、「交野市の小学校の適正規模は 12～24 学級（1 学年あたり 2～4 学級）。11 学級以下を小規模。中学校の適正規模は 9～18 学級（19～24 学級も許容する）。8 学級以下を小規模。」としています。

※以下の資料は、平成 31 年度から平成 36 年度までは平成 30 年 5 月 1 日時点の 0 歳から 5 歳児までの人口から私立小中学校就学者数を除いた値とし、平成 37 年度以降は平成 30 年 5 月 1 日時点の児童生徒数に国立社会保障・人口問題研究所推計値等で試算しています。

図表 市立小・中学校の児童生徒数及び学級数の推移と将来予測（各年5月1日）



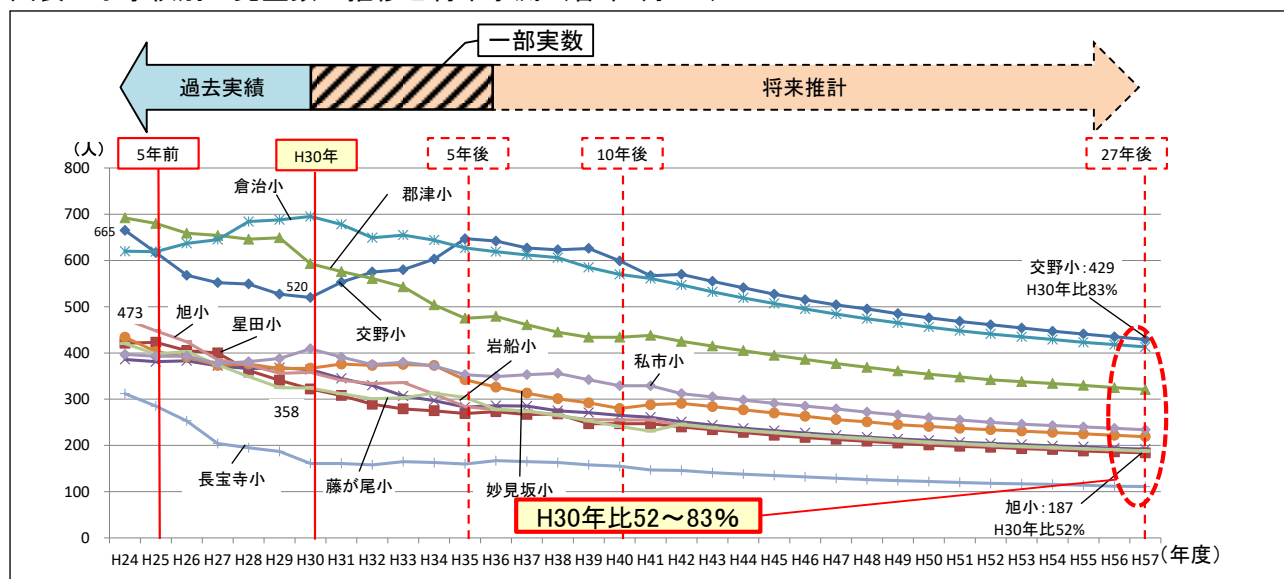
※児童生徒数には、支援学級在籍児童生徒数を含む。

※学級数は、普通学級数（支援学級数は含まない）としている。

- 市立小・中学校の児童生徒数は昭和 40 年代後半から昭和 50 年代にかけて急増し、昭和 57 年度にピークを迎えたが、その後 10 年余りで急減した。
- その後平成 11 年度以降、約 8 年間、再び増加の時期を迎えたが、平成 18 年度を境に第二の減少期を迎え、大規模な住宅開発等を考慮しない場合、児童生徒数の減少は、将来まで続く見込み。平成 57 年度には、平成 30 年度の 59%、ピーク時(昭和 57 年度)の 30%まで減少。
- 学級数もおおむね児童生徒数の増減と同様の傾向を示し、将来まで減少が続く見込み。

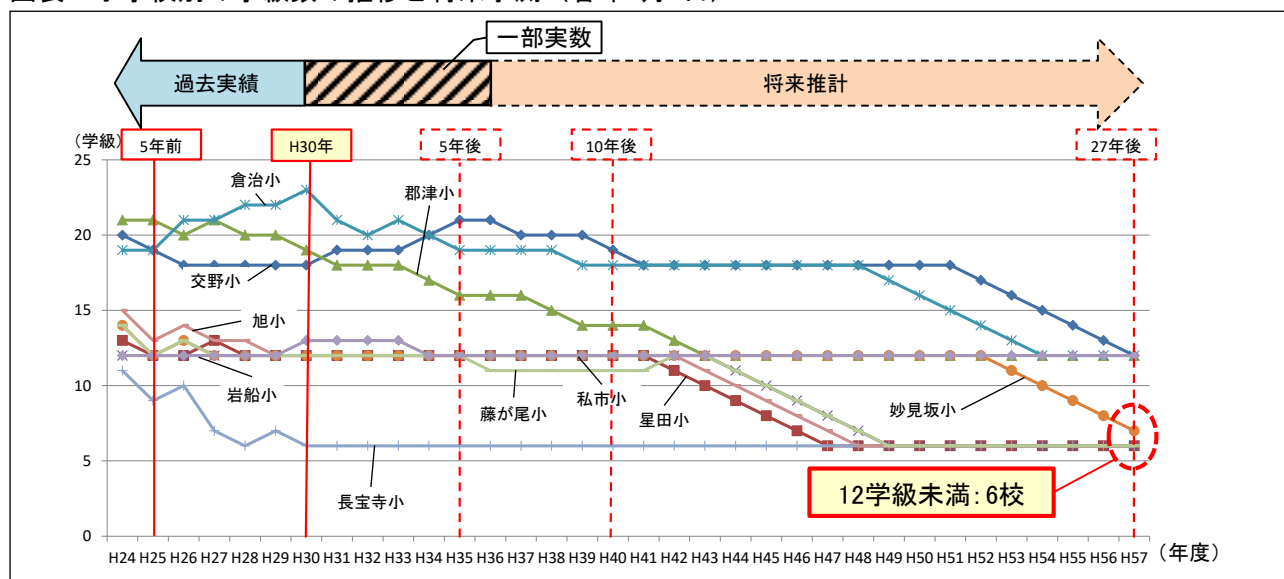
(2) 小学校別の児童数・学級数の推移と将来予測

図表 小学校別の児童数の推移と将来予測（各年5月1日）



※児童数には、支援学級在籍児童数を含む。

図表 小学校別の学級数の推移と将来予測（各年5月1日）

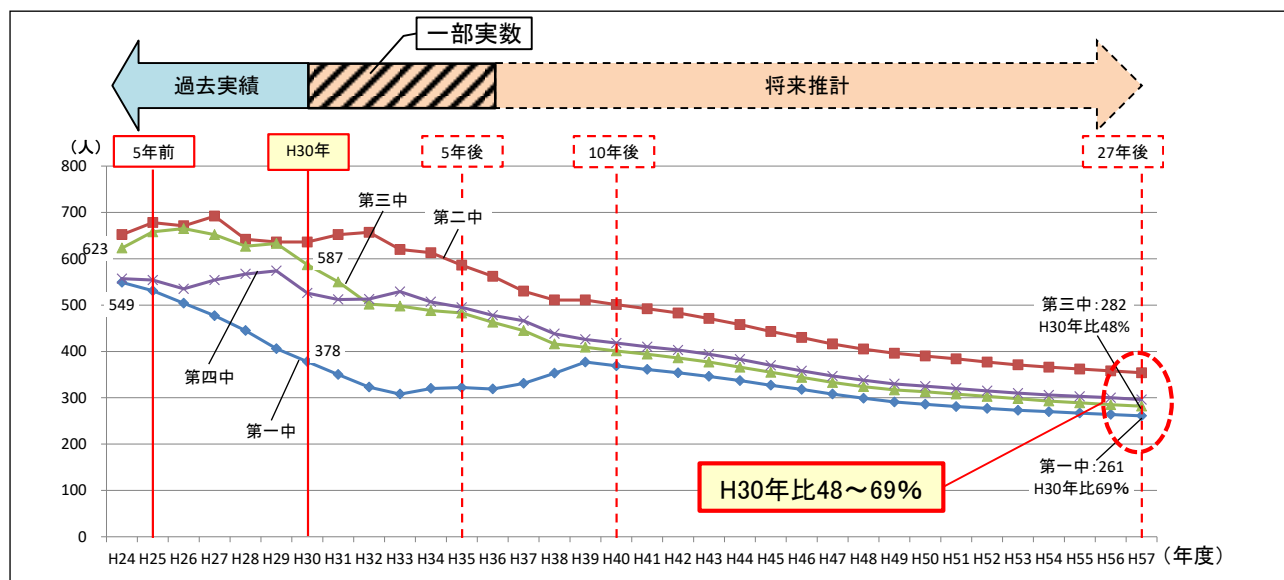


※学級数は、普通学級数（支援学級数は含まない）としている。

- 小学校の児童数は、平成 57 年度にかけて長期的に減少傾向が続くと見込まれるが、学校別にみると、増加する学校、減少する学校、横ばいが続く学校など、小学校ごとに変化はさまざまに異なる。
- 小学校の学級数も、学校別にみると、変化はさまざまに異なる。平成 30 年度時点では 12 学級未満の状態の学校は1校のみだが、平成 53 年度には 6 校まで拡大する見込み。

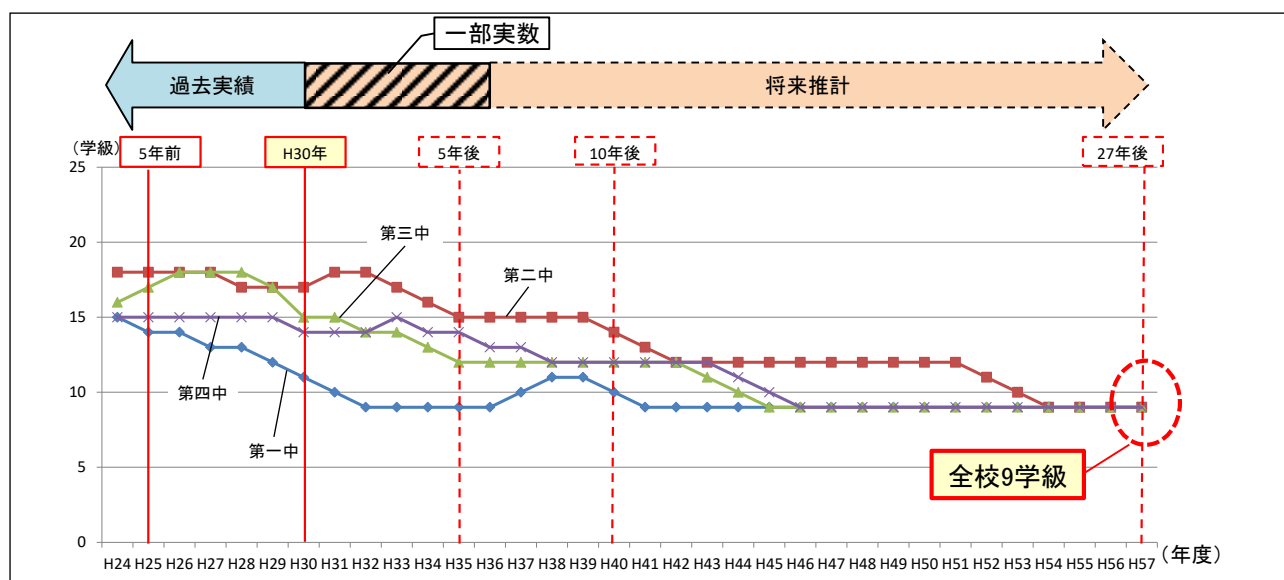
(3) 中学校別の生徒数・学級数の推移と将来予測

図表 中学校別の生徒数の推移と将来予測（各年5月1日）



※生徒数には、支援学級在籍生徒数を含む。

図表 中学校別の学級数の推移と将来予測（各年5月1日）

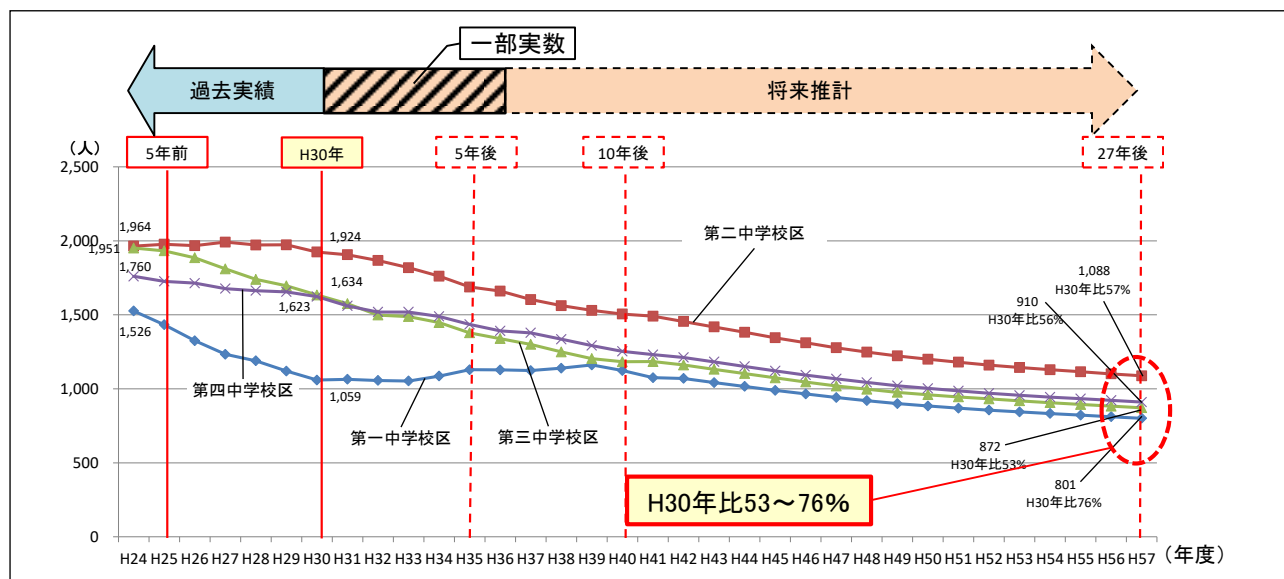


※学級数は、普通学級数（支援学級数は含まない）としている。

- 中学校の生徒数についても、平成57年度にかけて長期的に減少傾向が続くと見込まれるが、学校別にみると、一時は増加する学校、減少を続ける学校など、中学校ごとに変化はさまざまに異なる。
- 中学校の学級数も、学校別にみると、変化はさまざまに異なる。また、平成54年度には、全校が9学級となる見込み。

（４）中学校区別の児童生徒数の推移と将来予測

図表 中学校区別の児童生徒数の推移と将来予測（各年５月１日）



※児童生徒数には、支援学級在籍児童生徒数を含む。

- 中学校区単位での児童生徒数は、その規模に違いがあり、最も多い第二中学校区と最も少ない第一中学校区では平成30年度で約1.8倍の開きがある。
- 児童生徒数は長期的には減少傾向が続くと見込まれるが、中学校区ごとに変化は異なる。
しかし、平成30年度から57年度にかけての中学校区単位での児童生徒数は、平成30年度比で53%から76%の範囲となる。

4. 学校施設の配置・学校区状況

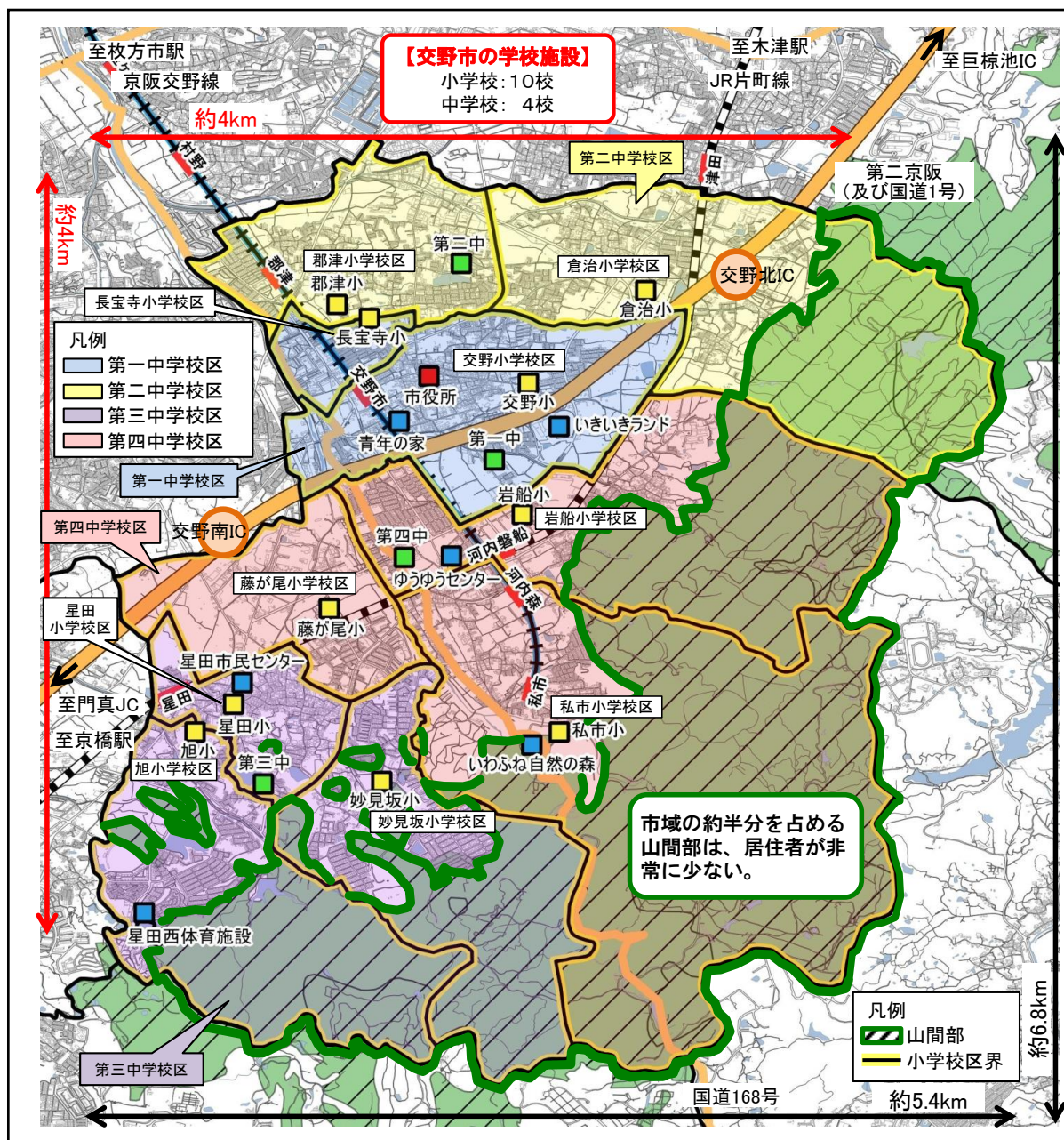
(1) 学校施設の配置と学校区の状況

本市は、市域約 25.55k m²のコンパクトな範囲に、小学校 10 校と中学校 4 校があります。

市域の北東部から南西部にかけて山地が連なっており、約半分の面積を占めています。市街地は、北西側約 4km 角の範囲に形成されています。

小・中学校は、すべて市街地部分に設置されており、小学校区・中学校区については、図表のとおりとなっています。

図表 学校区の状況



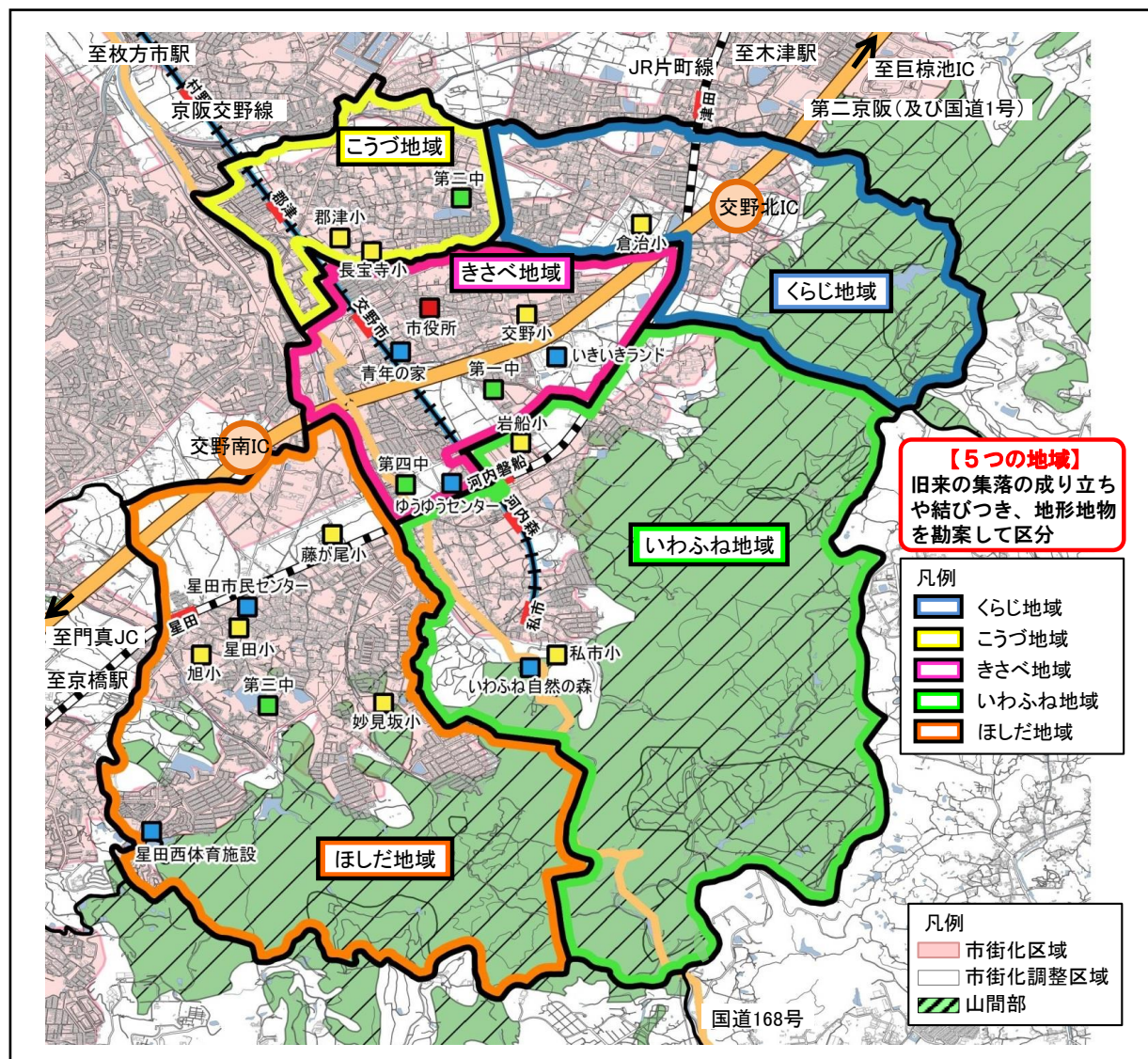
○市立小・中学校は、小学校 10 校、中学校 4 校の合計 14 校があり、コンパクトな範囲に配置。

○市の北西側が市街地となっており、南東側は山間部になっている。

（２）学校施設の配置と地域区分

交野市都市計画マスタープランでは、交野市全体構想で定めた基本方針に基づき、交野市内の5つの地域ごとにそれぞれの特性と地域住民の意向を踏まえて、今後のまちづくりに関する方向性や地域別構想を定めています。

図表 5つの地域区分



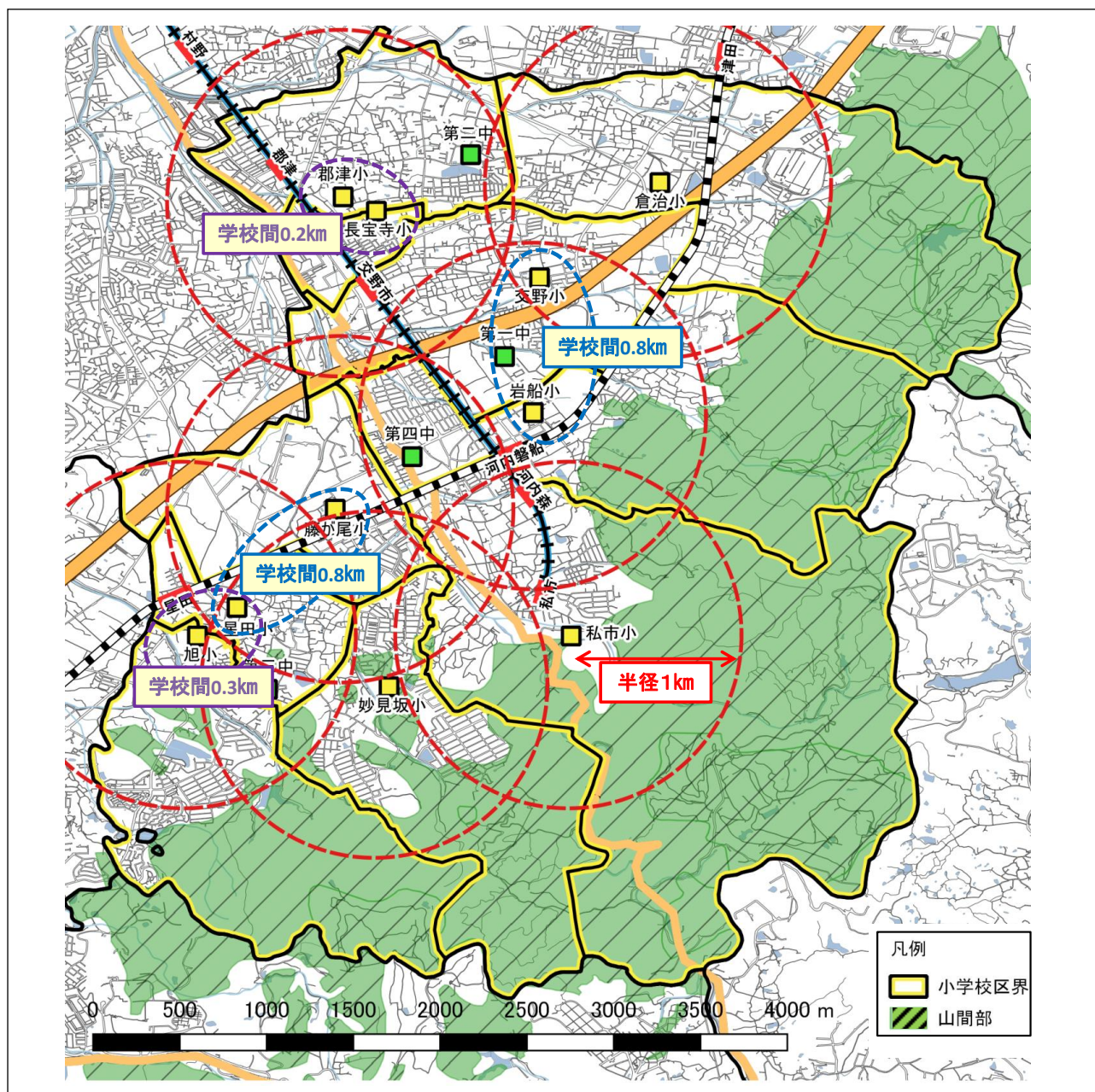
- 「くらじ」地域とは、概ね倉治、東倉治、神宮寺の地区
- 「こうづ」地域とは、概ね幾野、郡津、梅が枝、松塚の地区
- 「きさべ」地域とは、概ね私部、天野が原町、向井田、私部西、私部南、青山の地区
- 「ほしだ」地域とは、概ね星田、藤が尾、妙見坂、星田山手、南星台、妙見東、星田北、星田西の地区
- 「いわふね」地域とは、概ね私市、私市山手、寺、森南、森北、傍示、寺南野の地区

(3) 小学校の配置状況と通学距離

本市の北西側に位置する市街地部分は、おおむね小学校から半径1kmの範囲内にあります。

また、郡津小学校と長宝寺小学校では、学校間の距離が約0.2kmとなっており、星田小学校と旭小学校では、学校間の距離が約0.3kmとなっているなど、学校間の距離が短い小学校があります。

図表 小学校の距離関係と配置状況



○市街地部分は、おおむね小学校から半径1kmの範囲内にある。

○学校間の距離が非常に短い小学校がある。

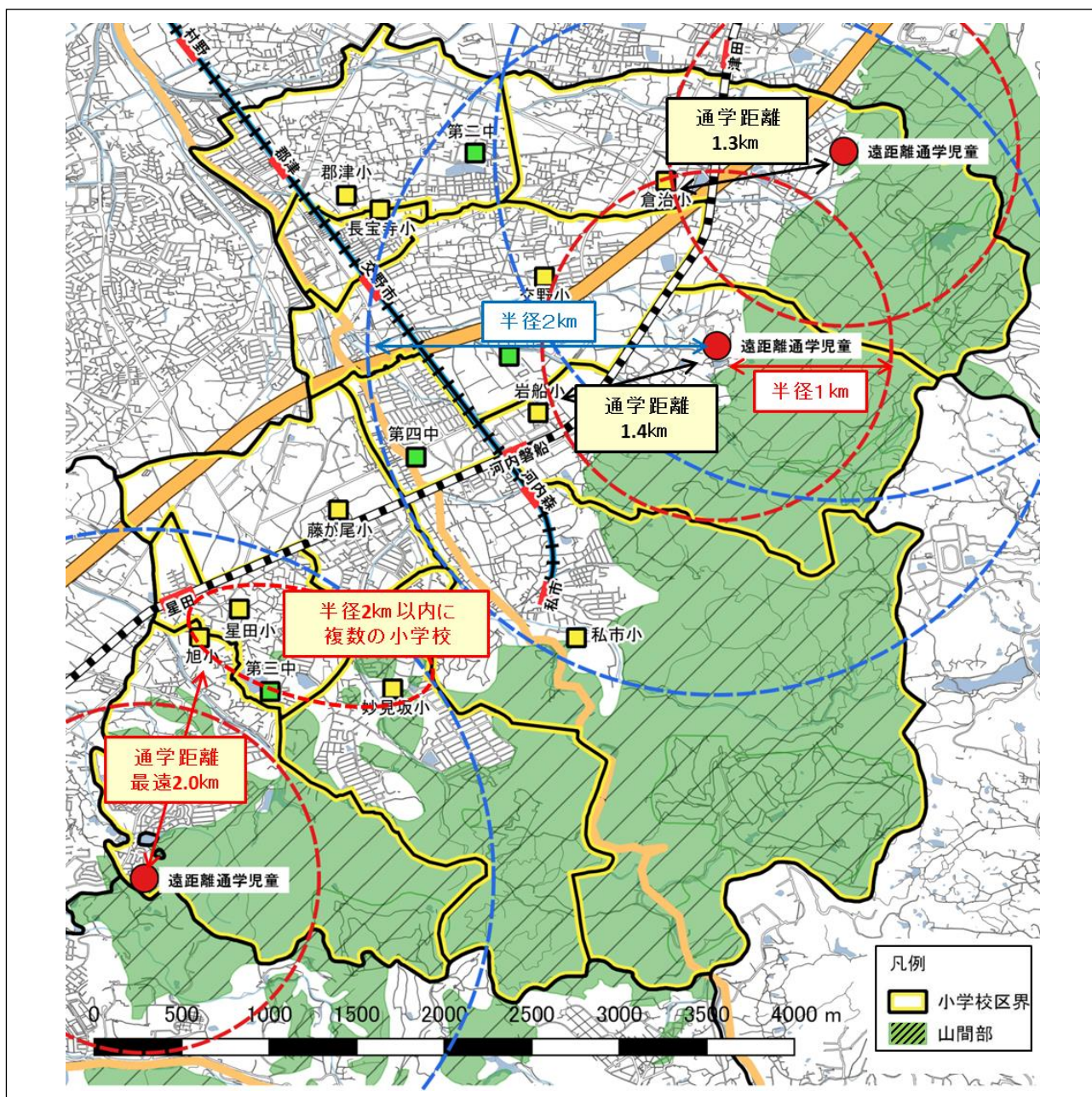
(郡津小学校と長宝寺小学校、星田小学校と旭小学校)

小学校では、集団登校を実施しており、児童の通学距離は、適正化基本方針で基本と定める通学距離の範囲内となっています。

※「適正化基本方針」では、「小学校の通学距離は2 km以内を基本としつつ3 kmを許容範囲とし、中学校の通学距離は3 km以内を基本としつつ4 kmを許容範囲とする」としています。

(文部科学省が公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めている小学校の通学距離はおおむね4km 以内、中学校はおおむね6km 以内)

図表 小学校までの通学距離



○本市において児童の通学距離(道のり)が最も長いのは、星田西地域から旭小学校までの約 2.0 km となっている。

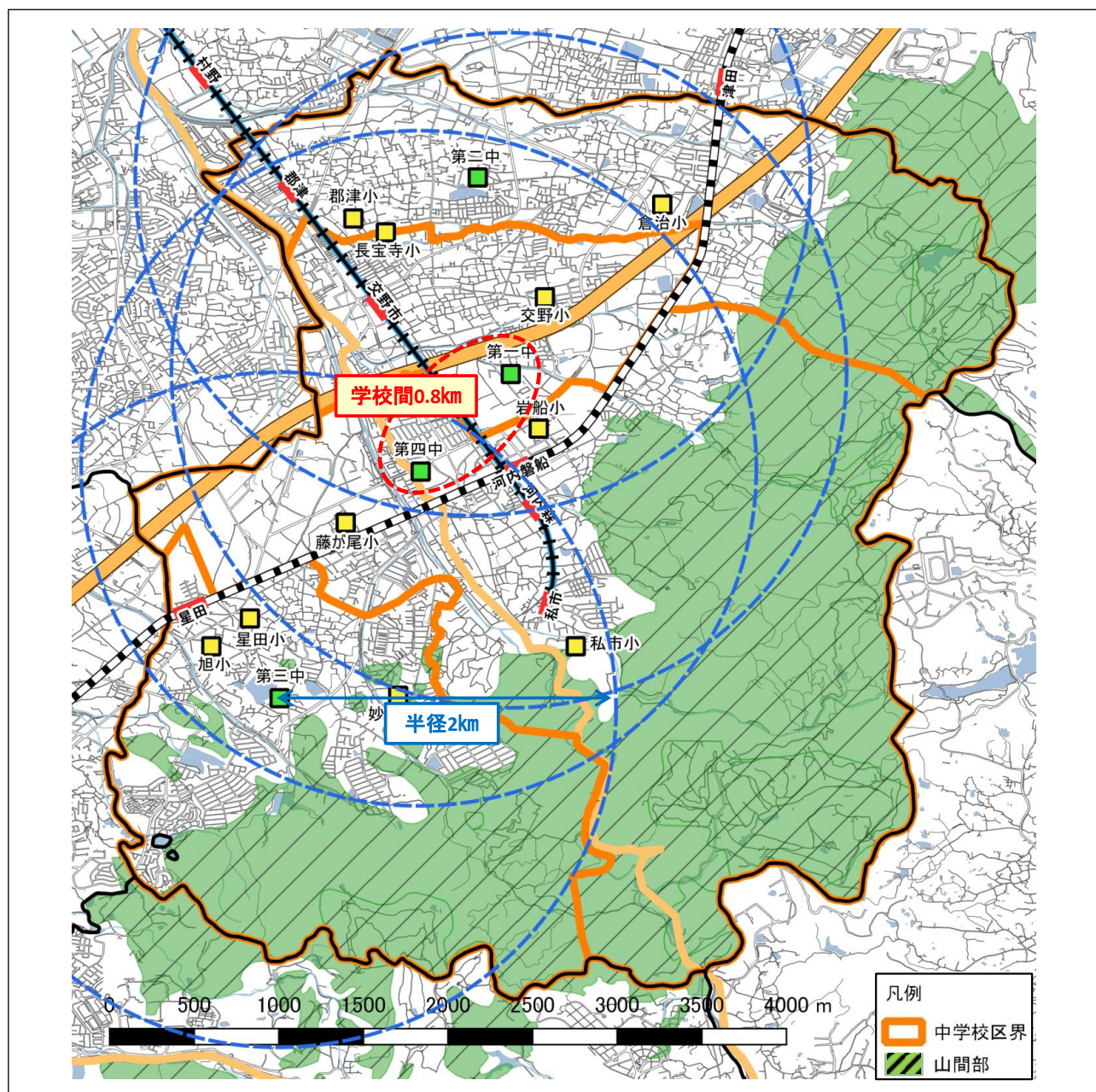
○市街地部分では、いずれの地域からも半径2km以内に複数の小学校が配置されている。

（４）中学校の配置状況と通学距離

本市の北西側に位置する市街地部分は、おおむね中学校から半径2kmの範囲内にあります。

また、第一中学校と第四中学校では、学校間の距離が約0.8kmとなっており、比較的學校間の距離が短くなっています。

図表 中学校の距離関係と配置状況



○市街地部分は、おおむね中学校から半径1kmの範囲内にある。

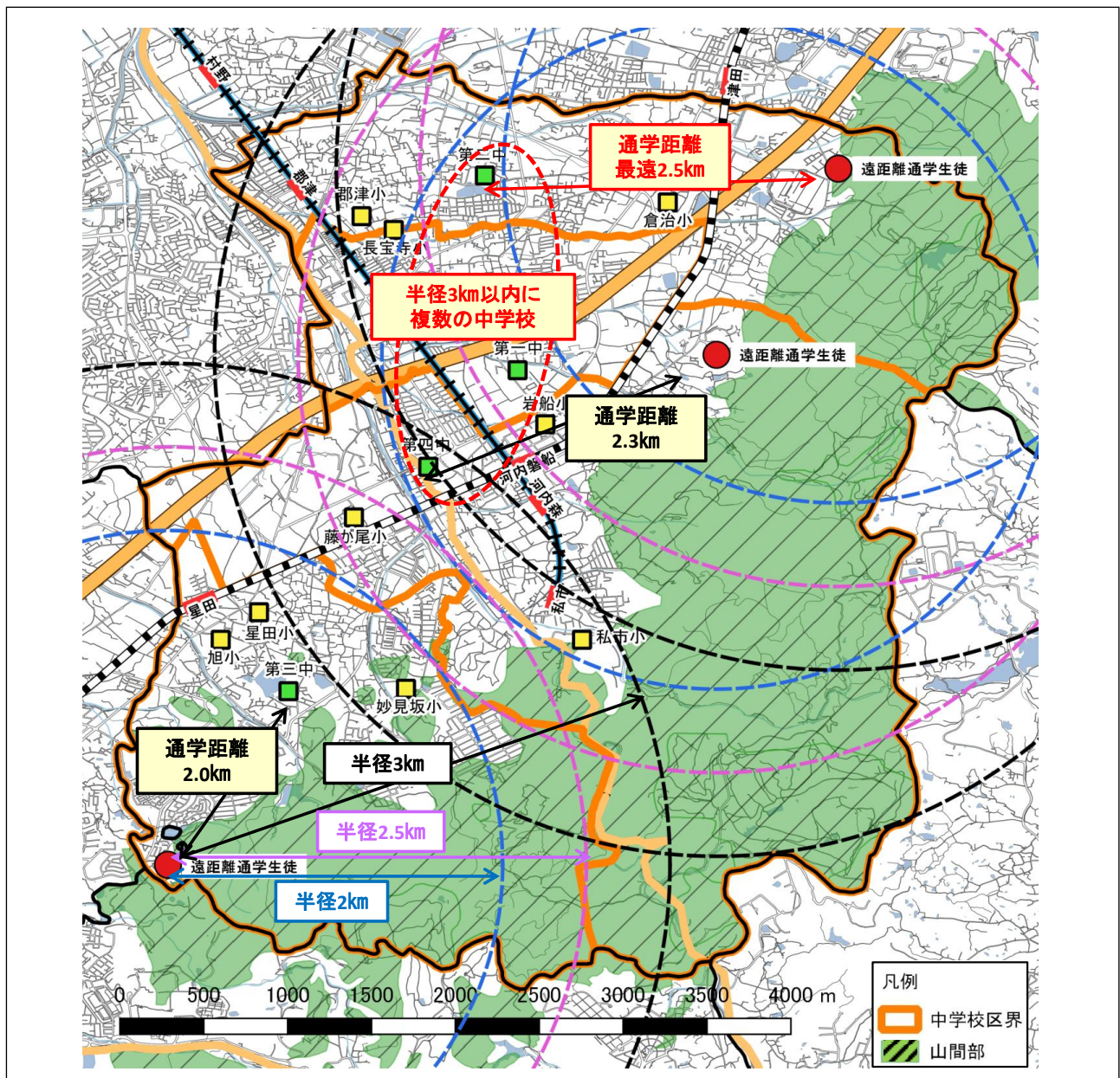
○学校間の距離が比較的短い中学校がある。（第一中学校と第四中学校）

生徒の通学距離は、適正化基本方針で基本と定める通学距離の範囲内となっています。

※「適正化基本方針」では、「小学校の通学距離は2 km以内を基本としつつ3 kmを許容範囲とし、中学校の通学距離は3 km以内を基本としつつ4 kmを許容範囲とする」としています。

（文部科学省が公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めている小学校の通学距離はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内）

図表 中学校までの通学距離



○本市において生徒の通学距離（道のり）が最も長いのは、東倉治地域から第二中学校までの約2.5 kmとなっている。

○市街地部分では、いずれの地域からも半径3 km以内に複数の中学校が配置されている。

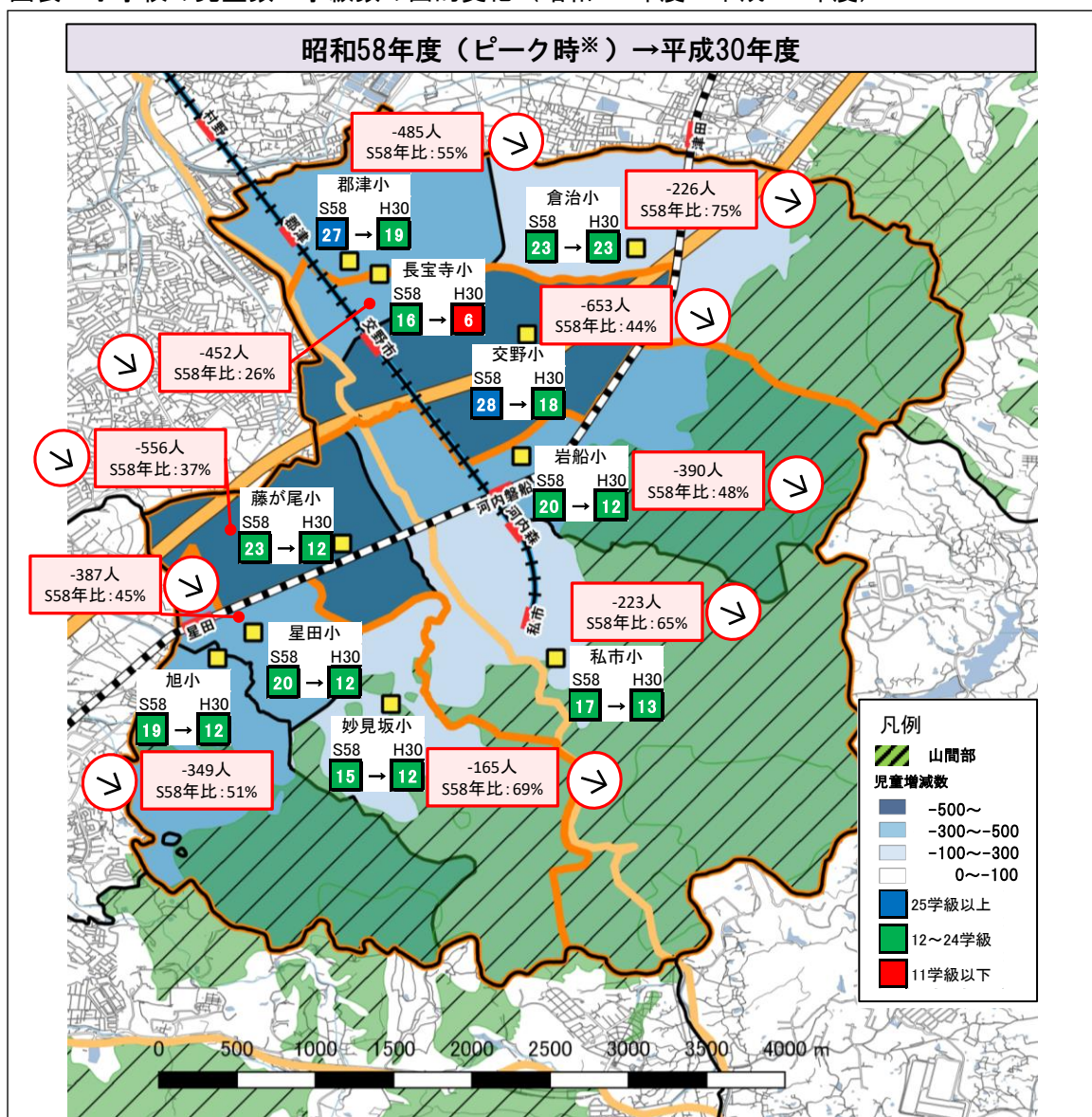
(5) 小学校の配置状況と児童数・学級数の面的変化

昭和 58 年度から平成 30 年度にかけて、児童数が最も大きく減少したのは交野小学校で、653 人の減少、一方、減少が最も少なかったのは妙見坂小学校で、165 人の減少となっています。

昭和 58 年度の児童数に対する平成 30 年度児童数の比率でみると、長宝寺小学校は 26%まで減少しています。

同じ期間で、学級数が最も大きく減少したのは藤が尾小学校で、11 学級減少、一方、減少が最も少なかったのは倉治小学校で、減少なしとなっています。

図表 小学校の児童数・学級数の面的変化（昭和 58 年度～平成 30 年度）



※小中学校全体の学級数のピークは昭和 58 年度。

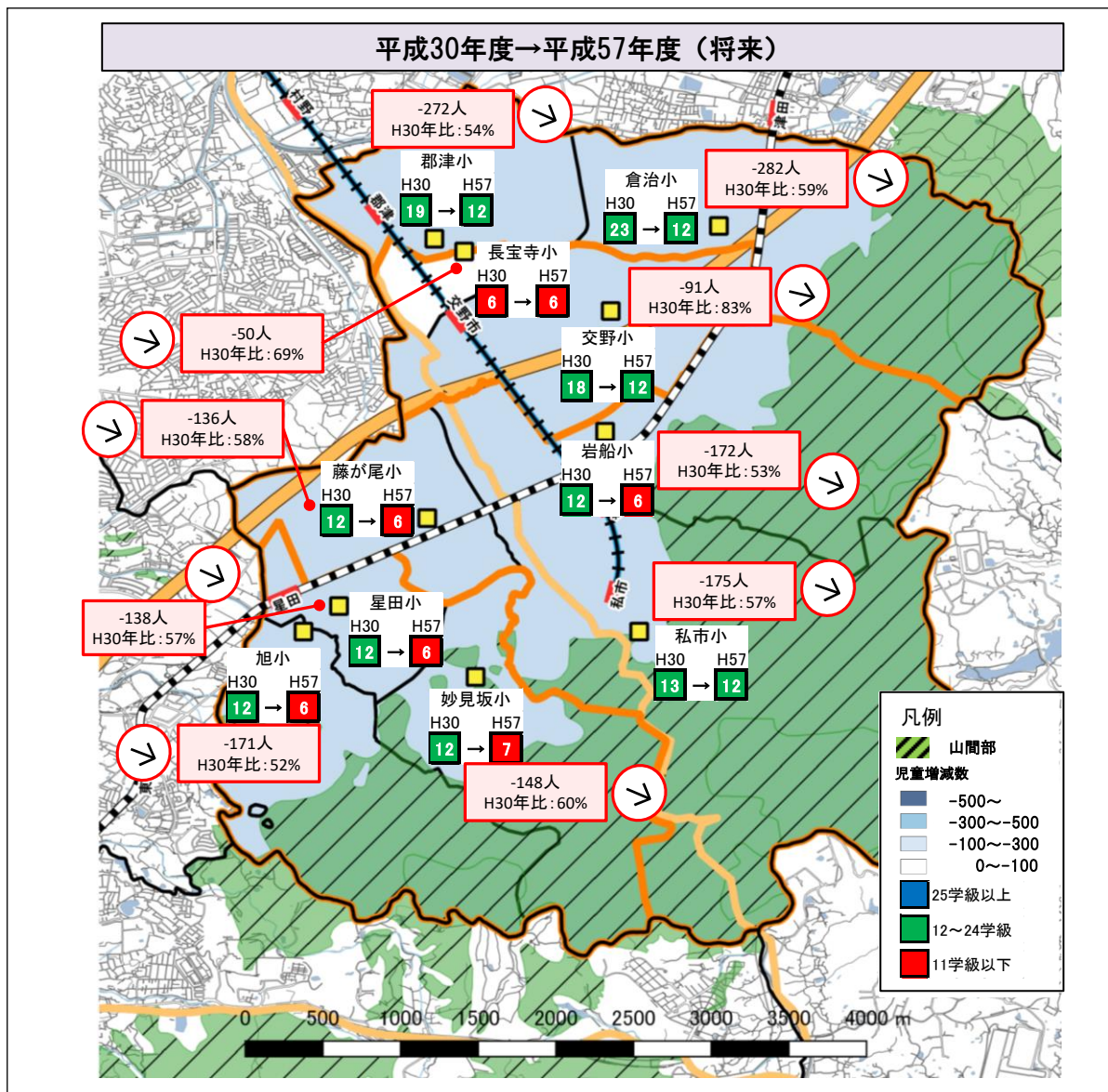
- 児童生徒数のピーク時以降約 30 年の間に、すべての小学校で児童数は減少。それに伴って、各学校の学級数も減少。
- 児童数が最も大きく減少したのは交野小学校で、次いで藤が尾小学校、郡津小学校。一方、減少が小さかったのは妙見坂小学校で、次いで私市小学校、倉治小学校。
- 学級数の減少も各学校によって異なり、減少が最も大きかったのは藤が尾小学校で、次いで長宝寺小学校、交野小学校。一方、減少が最も小さかったのは倉治小学校、次いで妙見坂小学校、私市小学校。

平成 30 年度から 27 年後の平成 57 年度までの児童数の推計では、すべての小学校で児童数は減少する見込みで、このうち倉治小学校が 282 人と最も大きく減少する見込みとなっています。

平成 30 年度の児童数に対する平成 57 年度児童数の比率でみると、旭小学校が 52%まで減少する見込みです。

同じ期間で、長宝寺小学校を除く 9 小学校で学級数は減少する見込みですが、最も大きく減少するのは倉治小学校で、11 学級減少の見込みとなっています。

図表 小学校の児童数・学級数の面的変化（平成 30 年度～平成 57 年度）



※児童数・学級数の将来変化については、大規模な住宅開発等は加味していない。

○大規模な住宅開発等を考慮しない場合、小学校の将来の学級数の変化では、6 から 12 学級と推測され、小規模校が増加すると見込まれる。また、適正規模の範囲内となる学校であっても全て 12 学級となり、適正範囲の最少の学級数まで減少するため、さらに児童数が減少した場合は小規模校が増加することが予想される。

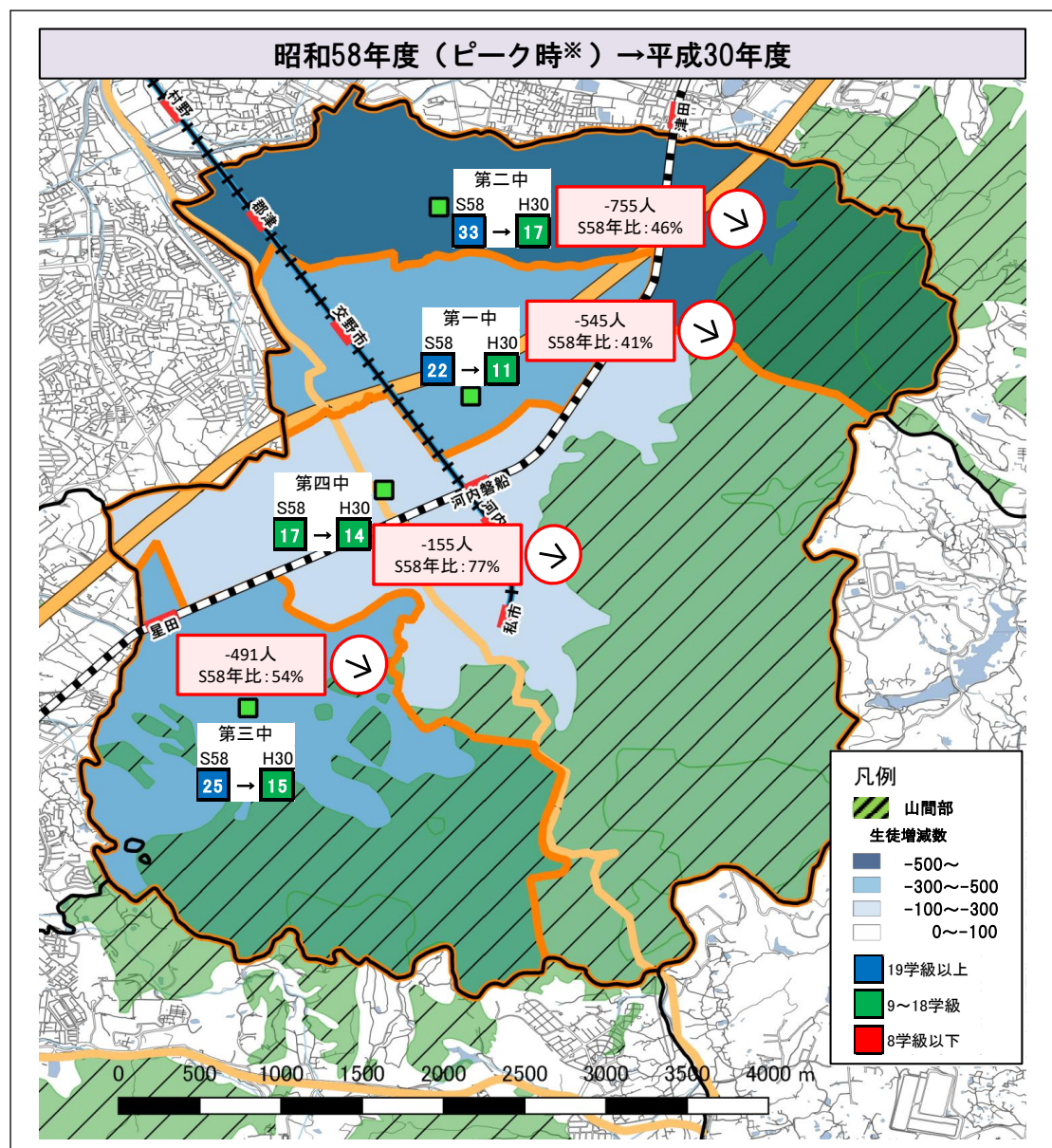
（６）中学校の配置状況と生徒数・学級数の面的変化

昭和 58 年度から平成 30 年度にかけて、生徒数が最も大きく減少したのは第二中学校で、755 人の減少、一方、減少が最も少なかったのは第四中学校で、155 人の減少となっています。

昭和 58 年度 of 生徒数に対する平成 30 年度生徒数の比率でみると、第一中学校は 41% まで減少しています。

同じ期間で、学級数が最も大きく減少したのは第二中学校で、16 学級の減少、一方、減少が最も少なかったのは第四中学校で、3 学級の減少となっています。

図表 中学校の生徒数・学級数の面的変化（昭和 58 年度～平成 30 年度）



※小中学校全体の学級数のピークは昭和 58 年度。

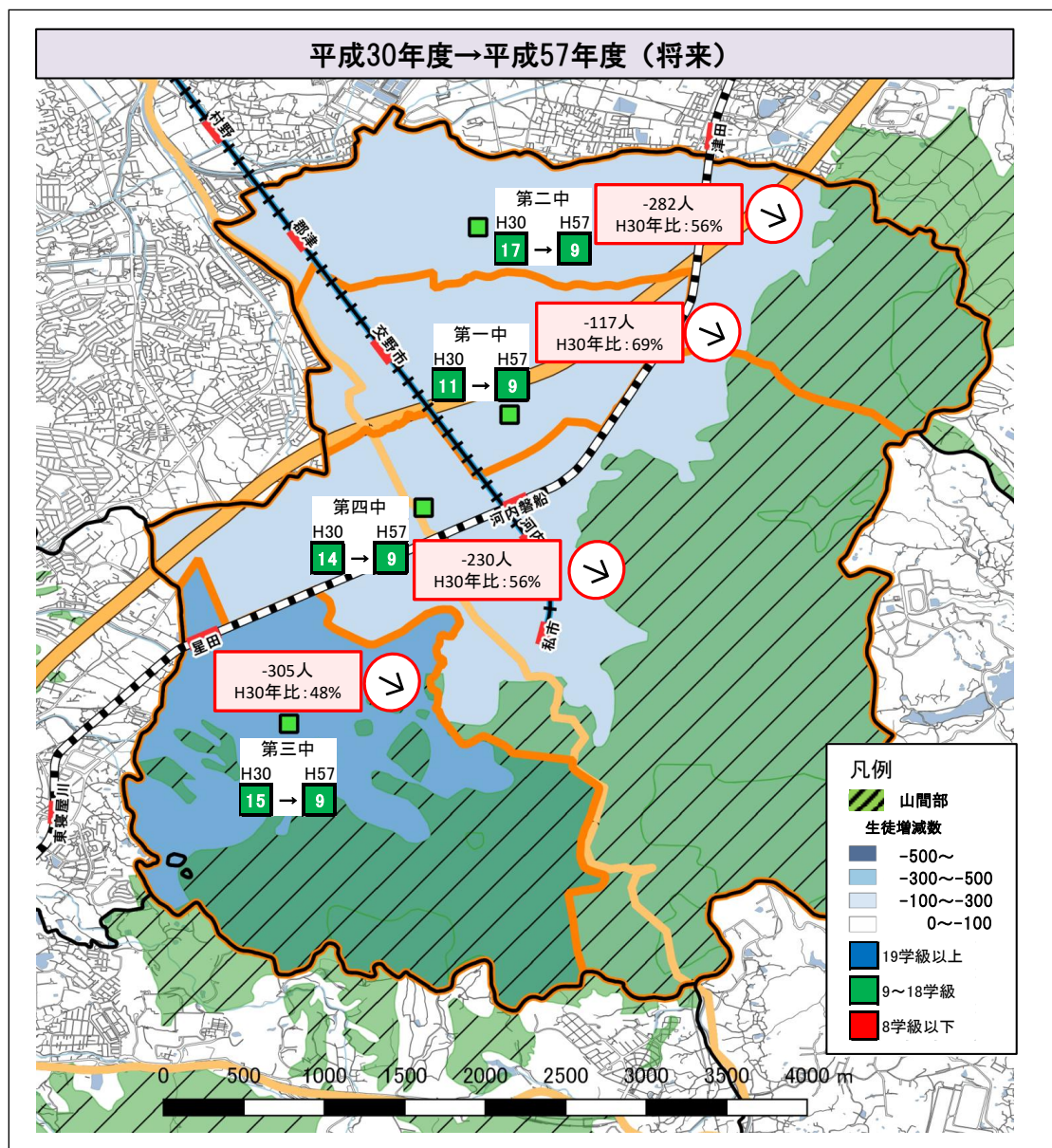
- 児童生徒数のピーク時以降約 30 年の間に、すべての中学校で生徒数は減少。それに伴って、各学校の学級数も減少。
- 生徒数の減少が大きい順から第二中学校、第一中学校、第三中学校、第四中学校。

平成 30 年度から 27 年後の平成 57 年度までの生徒数の推計では、すべての中学校で生徒数は減少する見込みで、このうち第三中学校が 305 人と最も大きく減少する見込みとなっています。

平成 30 年度の生徒数に対する平成 57 年度生徒数の比率でみると、第三中学校が 48%まで減少する見込みです。

同じ期間で、すべての中学校で学級数が減少の見込みですが、最も大きく減少するのは第二中学校で、8 学級減少の見込みとなっています。

図表 中学校の生徒数・学級数の面的変化（平成 30 年度～平成 57 年度）



※生徒数・学級数の将来変化については、大規模な住宅開発等は加味していない。

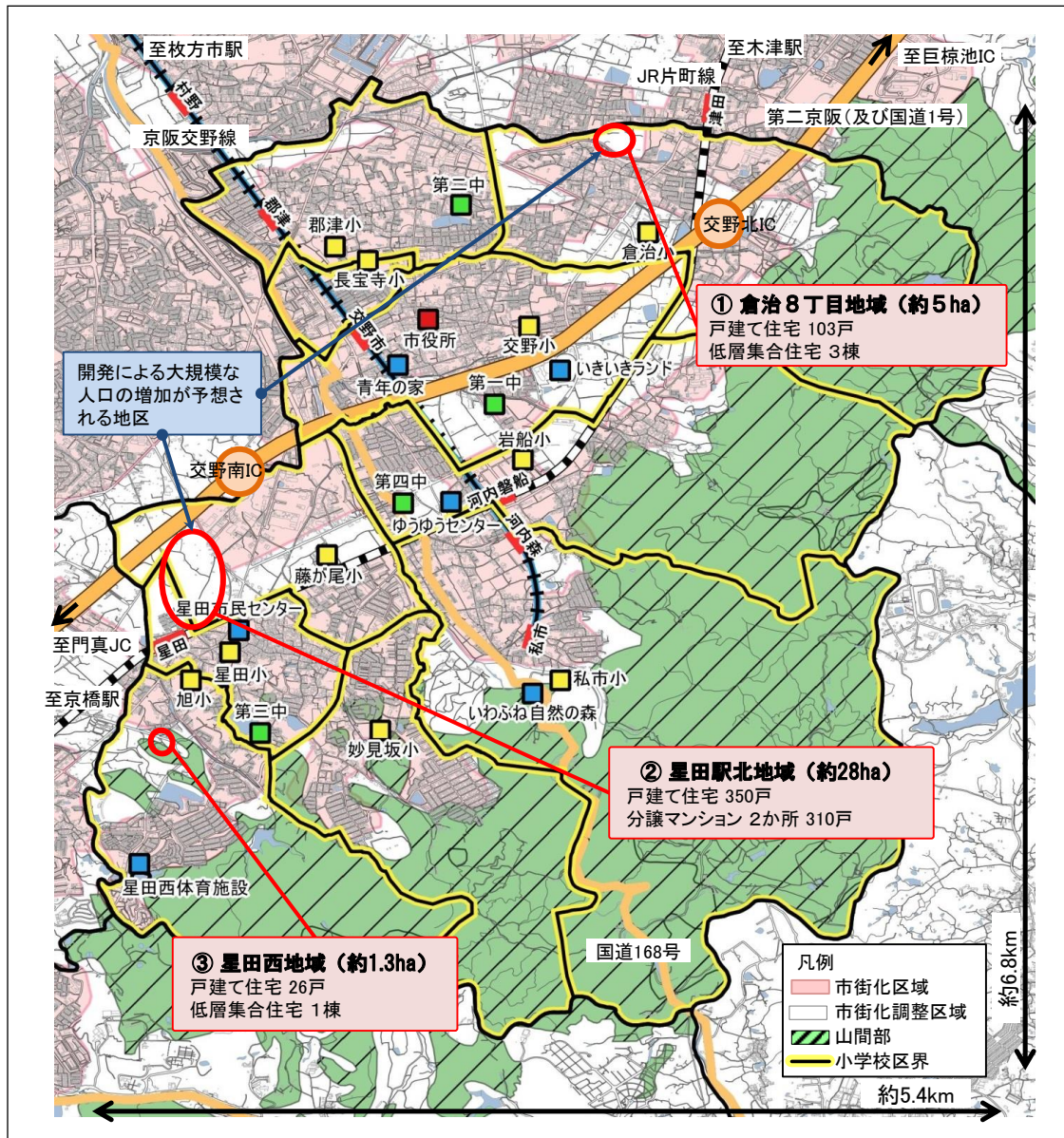
○大規模な住宅開発等を考慮しない場合、中学校の将来の学級数の変化では、全中学校が 9 学級と推測され、適正規模の範囲内ではあるが、さらに生徒数が減少した場合は小規模となるおそれがある。

5. 今後の開発状況

今後の児童生徒数に影響を与える要因の一つとして、住宅開発の動向がありますが、本市では現在、星田駅北地域、倉治8丁目地域、星田西地域で比較的大きな住宅開発が計画されています。

このうち星田駅北地域で最も大規模な住宅開発が計画されており、小学校区では星田小学校区及び藤が尾小学校区の2校区にまたがり、中学校区では第三中学校区と第四中学校区にまたがっています。平成29年時点で、規模は戸建て住宅350戸、分譲マンション2か所310戸が想定されています。

図表 今後の住宅開発の動向（平成29年3月）



○星田駅北地域や倉治8丁目地域では、大規模な開発が計画されており、**児童生徒数に大きな影響を及ぼすおそれがある。**

6. 学校規模による業務量・運営コストの関係

(1) 学校規模による業務量の比較

①小規模校と適正規模校の教職員数・業務量の比較

小規模校（例：長宝寺小学校）と適正規模校（比較的児童生徒数が多い学校例：倉治小学校、中間的な児童生徒数の学校例：旭小学校）を比較すると、平成30年度の児童数は約4.3倍（倉治小学校）と約2.2倍（旭小学校）であるのに対して、教職員の人数は約2.6倍（倉治小学校）と約1.5倍（旭小学校）となっています。

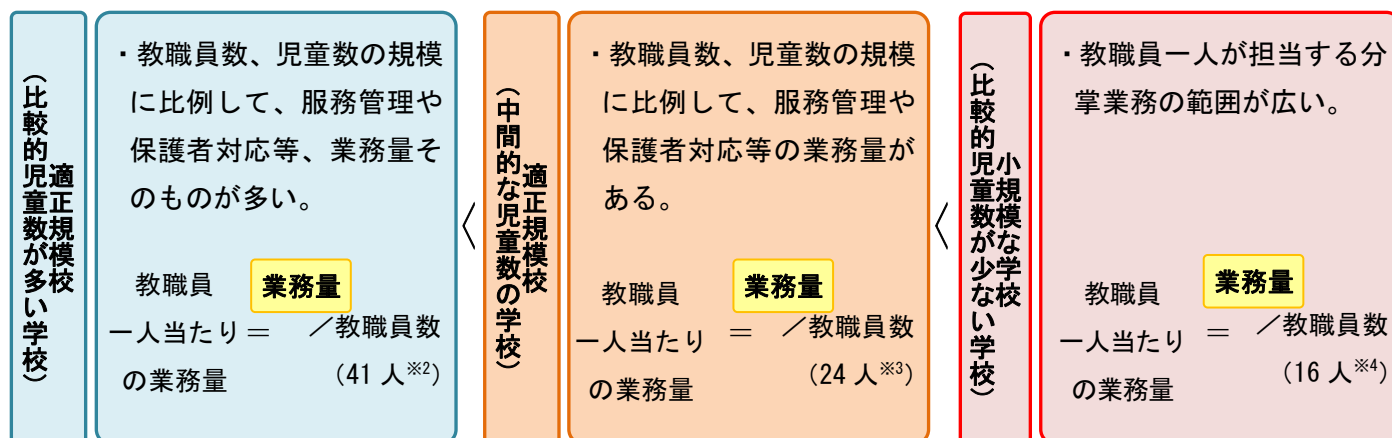
図表 各小学校の教職員数（平成30年度）

平成30年5月1日現在

学校名	児童数	学級数※1	校長	教頭	養護教諭	栄養教諭	事務職員	教員数 (教諭+講師)	教職員数 合計
長宝寺小学校	161	6(2)	1	1	1	0	1	12	16
倉治小学校	695	23(6)	1	1	1	1	1	36	41
旭小学校	358	12(3)	1	1	1	0	1	20	24

※1 () 内の支援学級数は外数

図表 学校の規模による業務量



※2 倉治小学校の例

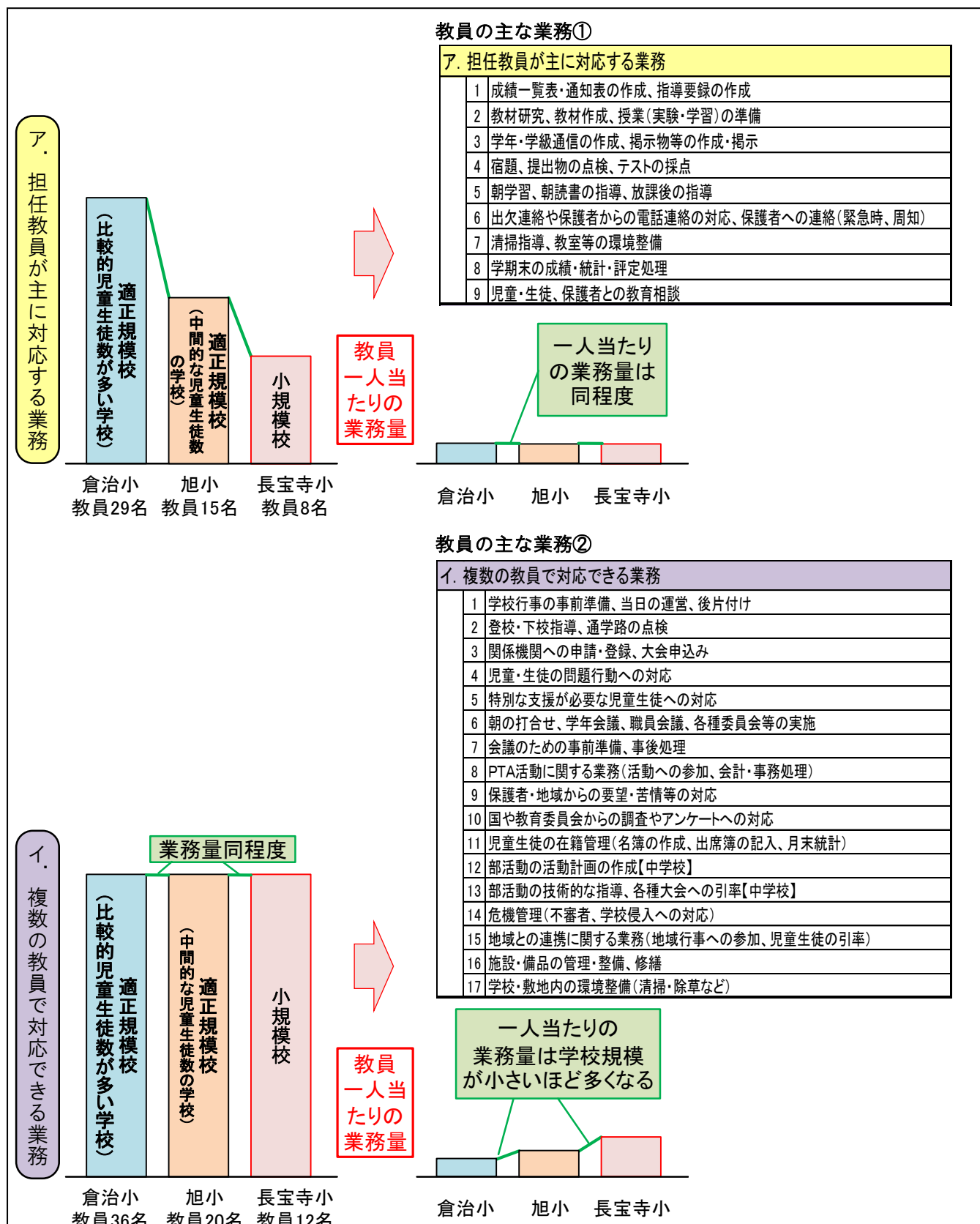
※3 旭小学校の例

※4 長宝寺小学校の例

②教員の業務量（範囲）

教員の主な業務としては、下表（教員の主な業務①②）のような項目が上げられます。業務の項目は、「ア．担任教員が主に対応する業務」と「イ．複数の教員で対応できる業務」に分類することができます。

図表 学校の規模による効率性の比較（小学校の場合）



「①担任教員が主に対応する業務」は主に各教員が担任学級の生徒に対する業務であり、各教員の業務量（範囲）は変わらないが、「②複数の教員で対応できる業務」については、教員で分担する業務であり小規模校ほど業務量が多くなることとなります。

○「複数の教員で対応できる業務」については、小規模校の教員ほど分担する業務量が多くなる傾向にあり、教員一人当たりの業務量が多くなる。

○教員の業務負担の平準化や改善策（軽減策）として、学校規模の適正化及び以下のことなどが考えられる。

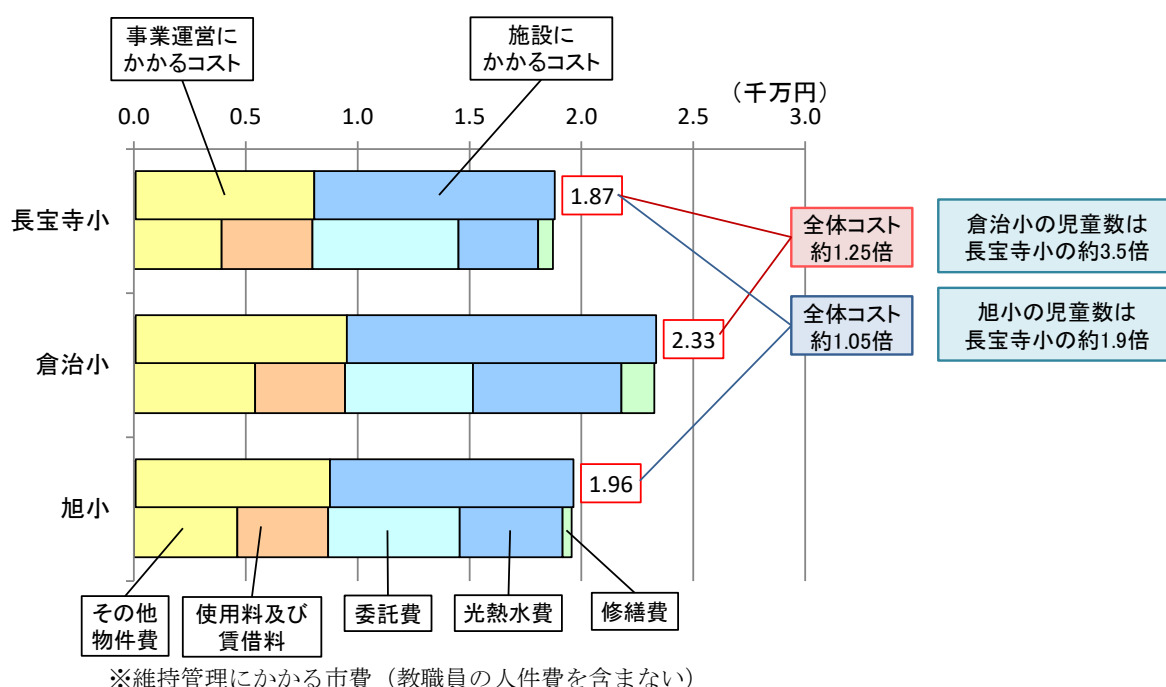
①ICTの導入 ②事務の共同実施 ③地域人材の活用 ④業務の外部委託など

（２）学校規模によるコスト比較

平成 28 年度の年間全体コストについて、小規模校（例：長宝寺小学校 1.87 千万円）と適正規模校（比較的児童生徒数が多い学校例：倉治小学校 2.33 千万円、中間的な児童生徒数の学校例：旭小学校 1.96 千万円）を比較すると、約 1.25 倍（倉治小学校）と約 1.05 倍（旭小学校）になっています。

平成 28 年 5 月 1 日時点の児童数では、長宝寺小学校（195 人）と倉治小学校（684 人）では、約 3.5 倍となっています。長宝寺小学校と旭小学校（374 人）では、約 1.9 倍となっています。

図表 各小学校のコスト比較（平成 28 年度）



○コスト面において小規模校と適正規模校（比較的児童数が多い学校）と比較すると、児童数が約 3.5 倍でも全体コストは約 1.2 倍となり、小規模な学校ほど全体コストが割高になる傾向にある。

○学校規模の適正化によって、施設の維持管理に係るコストの有効活用が可能。

第3章 学校規模適正化の方針と学校適正配置の必要性

1. 交野市の小学校の学級編制における取組み

小・中学校の学級編制については、国の法令により定められています。国の法令では、小学校1年生が35人以下の学級編制、2年生以上は40人以下の学級編制となっています。

また、大阪府では国の教員の加配定数を利用して、小学校1年生だけでなく、2年生でも35人以下の学級編制としています。したがって、大阪府下の小学校では小学校1・2年生が35人以下学級、3年生以上が40人以下の学級編制となっています。

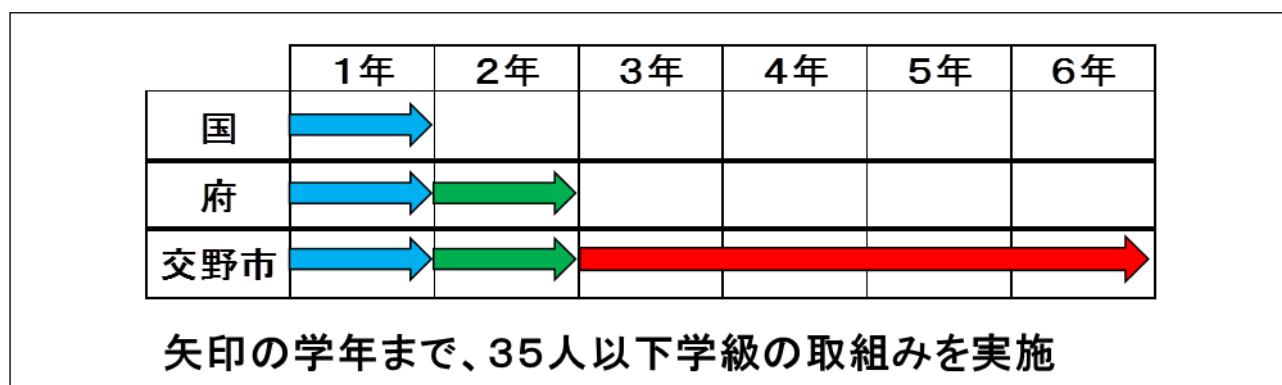
しかしながら、本市では、学習面でのつまずきや、不登校や人間関係のトラブル等生徒指導上の課題が増加する小学校3・4年生についても、平成26年度から市独自で35人以下学級としています。

そして、小学校高学年では、学習内容がさらに高度化するとともに教科数も増加してくることなども考慮し、平成28年度には、この取組みをさらに拡充し、小学校5年生まで35人以下学級とし、平成29年度には、小学校全学年で35人以下学級としています。

本市では、このように小学校全学年で35人以下の学級編制を行い様々な取組みを行うことで、個に応じたきめ細かな教育活動を可能にし、学力の向上、生徒指導上の課題の減少、保護者・児童の満足度の上昇などに努めています。また、35人以下の学級編制とともに、中・高学年の授業は国の少人数加配の活用により、10数人やそれ以下の人数の集団でも行っています。

また、学級の人数は、少なければ少ないほど良いというものではないと、市教育委員会では考えています。学校教育において、児童生徒は、学級活動や学校行事など、集団の中で成長することも多く、ある程度の人数は学級に必要なと考えられるためです。

図表 小学校における35人以下学級の取組み



※35人以下学級とは、1学級内の人数を35人以下とする学級編制のことで、1学年の人数が35人の場合、1学級（35人）の学級編制となり、1学年の人数が36人の場合、2学級（各学級18人）の学級編制となる。40人以下学級編制の場合、1学年の人数が36人の場合は、1学級（36人）の学級編制となる。

2. 学校規模適正化の方針

学校教育を行う上で適正な学校規模を確保することは、児童生徒の良好な教育環境の維持や教員の指導体制の充実のみならず、学校を円滑に運営するためにも大変重要なことです。

国が標準としている学校規模は、小学校・中学校とも 12 学級以上 18 学級以下ですが、本市では、市立小・中学校の望ましい学校規模を、学校規模の大小によるメリット・デメリットや本市の実態を踏まえて、各市で設定されている基準も参考とし、小・中学校の接続関係にも配慮して、適正化基本方針で、以下のように定めています。

図表 適正な学校規模について

	小 規 模	適 正 規 模
小学校	11 学級以下	12 学級以上 24 学級以下 (1 学年あたり 2～4 学級)
中学校	8 学級以下	9 学級以上 18 学級以下 (19 学級以上 24 学級以下も許容範囲とする)

小学校では、一定規模の児童の中で、互いに学び、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが大切です。全学年でクラス替えを可能にしたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには 1 学年 2 学級以上（12 学級以上）あることが望ましいものとしています。

また、児童の学習活動が制約されることなく、十分な教育効果を得るためには、図書室や理科室などの特別教室が少なくとも週 1 回は使えることが望ましいので、時間割編成上、学校全体で 24 学級以下を適正規模としています。

中学校では、学習指導は教科担任制であり、教員の配置定数や学校運営の観点から学校全体で 9 学級以上は必要です。また、生徒一人ひとりの活躍する機会が確保でき、教員が生徒一人ひとりの把握がしっかりとできること、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすいことなど十分な教育効果が期待できることから、学校全体で 18 学級以下を適正としますが、校区により児童生徒数の増加・減少の割合に差が見られることから、今後の状況変化等へも対応するため 19～24 学級についても許容範囲としています。

3. 学校適正配置の必要性

今後も市立小・中学校の小規模化が進むと見込まれる中、将来にわたって、児童生徒の良好な教育環境を確保していくためには、学校区の変更や学校統合なども含めて、将来も適正な学校規模を確保することのできる学校配置が求められます。

しかしながら、度重なる学校区の変更や学校統合は、児童生徒や保護者、学校、地域にとって大きな負担になると考えられます。

また、市立小・中学校の学校施設は老朽化やこれからの教育に対応するためにも、更新の時期を迎えており、学校施設の更新や改修には多額の費用が必要となることから、場当たりの更新や改修は、財政的にも大きな負担となります。

したがって、将来にわたって、児童生徒の良好な教育環境を確保し続けられる学校配置を考える必要があります。

第4章 学校適正配置の基本的な考え方

1. 学校適正配置の基本的な考え方

市立小・中学校の適正配置を検討する上では、市域全体を見通した上で、市立小・中学校すべての学校適正配置に係る基本的な考え方として、「適正化基本方針」や学校教育審議会での審議も踏まえて、以下の7つの考え方をまとめました。

図表 学校適正配置を検討する上での基本的な考え方

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 「学校規模適正化基本方針」に基づき、将来的にも適正な学校規模を確保するように検討する。② 「学校規模適正化基本方針」に基づき、適正な通学距離の範囲内となるように検討する。③ 児童・生徒数の将来推計と今後、見込まれる大規模な住宅開発の影響も考慮して検討を進める。④ 学校施設の老朽化状況も勘案して検討を進める。⑤ 小中一貫教育を進めるにふさわしい新しい教育環境にも配慮する。⑥ 地域のコミュニティにも配慮し、現在の中学校区を基本として検討する。⑦ 一つの小学校からは、一つの中学校へ進学することを基本として検討する。 |
|---|

※適正化基本方針では、児童生徒の通学距離について、小学校では2 km 以内を基本としつつ、3 km 以内を許容範囲とし、中学校では3 km 以内を基本としつつ、4 km 以内を許容範囲としています。

①、②は、「適正化基本方針」に基づき、将来にも適正な学校規模を確保し、通学距離は適正な範囲内で検討する、ということです。

③は児童生徒数が今後も減少傾向にある中で、住宅開発により児童生徒数の増加が見込まれる地域があることを勘案して検討する、ということです。

④は、学校適正配置は、児童生徒数の将来予測にあわせて、学校施設の老朽化状況も勘案しながら検討を進めなければならない、ということです。

⑤は「適正化基本方針」にも記載しているように、交野市でも取組みを開始している、小中一貫教育を進めるのにふさわしい、新しい教育環境にも配慮しなければならない、ということです。

⑥今後、地域コミュニティは学校にとってますます重要なものになると考えられ、これまでに培われた地域コミュニティに配慮する必要があることと、小中一貫教育が現状の中学校区の取組みをさらに発展させていくということから、現在の中学校区を基本として検討する、ということです。

⑦小学校区が中学校区をまたがない状態が最も自然だと考えられ、現行の一小一中を基本として検討する、ということです。

2. これからの教育に適した学校施設

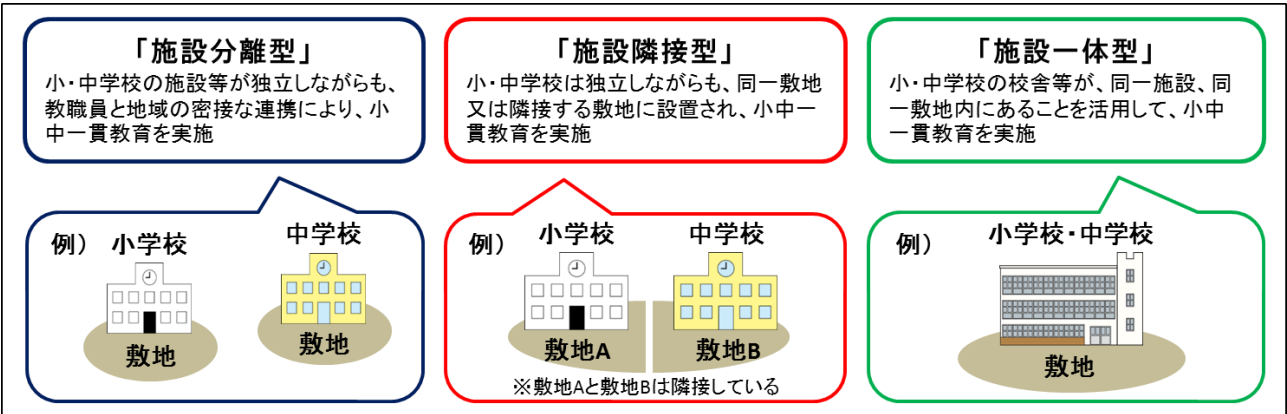
市立小・中学校の適正配置に向けては、地域の実情を踏まえて、これからの教育に適した学校配置・施設形態を考える必要があります。

本市では、これから小中一貫教育への取組みを積極的に進めていくことを考えると、適正化基本方針で示されているとおり、今後の教育環境の整備に向けては、小中一貫教育の実施にも配慮し、地域の理解を得ながら、近年他市でも見られる小中一貫校としての整備なども含めて、小中一貫教育に適した学校配置・施設形態を十分に検討していく必要があります。

小中一貫校の校舎種別では、小学校と中学校が別々の離れた敷地に設置されているような施設分離型や、小学校と中学校が隣接した敷地に設置されているような施設隣接型、小学校と中学校が同一敷地内の同一建物内に設置されているような施設一体型など、様々な施設形態があります。

また、文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査の結果」によると、それぞれの施設形態によって、成果や課題を認識している割合が異なっています。

図表 小中一貫教育における校舎の設置状況の分類



図表 小中一貫教育の成果・課題と施設形態

全都道府県、全市町村、小中一貫教育を実施している全国の国公立小・中学校を対象にした、文部科学省初等中等教育局実施の調査結果を基に、小中一貫教育の成果・課題と施設形態の関係性についてまとめた。

●小中一貫教育の成果と施設形態

項目	施設一体型		施設隣接型		施設分離型	
	大きな成果あり	成果あり	大きな成果あり	成果あり	大きな成果あり	成果あり
	合計		合計		合計	
成果	8	72	3	61	3	49
	80		64		52	
	16	65	12	58	6	60
	81		69		66	
	40	55	34	56	18	69
	95		90		88	
	11	67	5	54	5	49
	78		59		54	
	18	52	8	42	6	45
	70		50		51	
	41	55	27	63	12	59
	95		90		71	

「成果あり」との回答割合が多い順：■ > ■ > ■

●小中一貫教育の課題と施設形態

項目	施設一体型		施設隣接型		施設分離型	
	大きな課題あり	課題あり	大きな課題あり	課題あり	大きな課題あり	課題あり
	合計		合計		合計	
課題	5	49	10	37	3	30
	53		47		33	
	1	16	0	19	2	27
	17		19		29	
	4	47	2	25	3	33
	51		27		36	
	15	55	31	51	28	56
	70		81		84	
	2	5	10	14	22	45
	7		24		67	
	3	43	2	63	9	59
	46		64		68	

「課題あり」との回答割合が多い順：■ > ■ > ■

第5章 学校適正配置の可能性

1. 各中学校区の学校適正配置の検討における共通事項

学校適正配置の検討は、第4章に記載の「学校適正配置を検討する上での基本的な考え方」を基本として、中学校区ごとに、将来に向けた望ましい学校配置を図表「学校適正配置の検討フロー図」のように検討するものとします。

また、今後ますます学校と地域との連携・協働が重要になってくると予想される中、学校区と地区の境界などは、できるだけ一致していることが望ましく、将来に向けた望ましい学校区についても、学校の適正配置とあわせて考えていく必要があります。

図表 学校適正配置の検討フロー

①現状と課題

中学校区ごとの各学校の現状と課題の把握



②学校適正配置の考え方と配置案

「学校適正配置を検討する上での基本的な考え方」を基本として、各中学校区の地域事情や独自の課題等を考慮し、考えられる学校適正配置の可能性を、配置案として作成



③学校適正配置の方向性

学校適正配置の配置案を多面的に評価し、地域の事情も勘案しつつ、将来にわたって望ましい教育環境を確保することのできる学校適正配置の方向性を示す

2. 第一中学校区

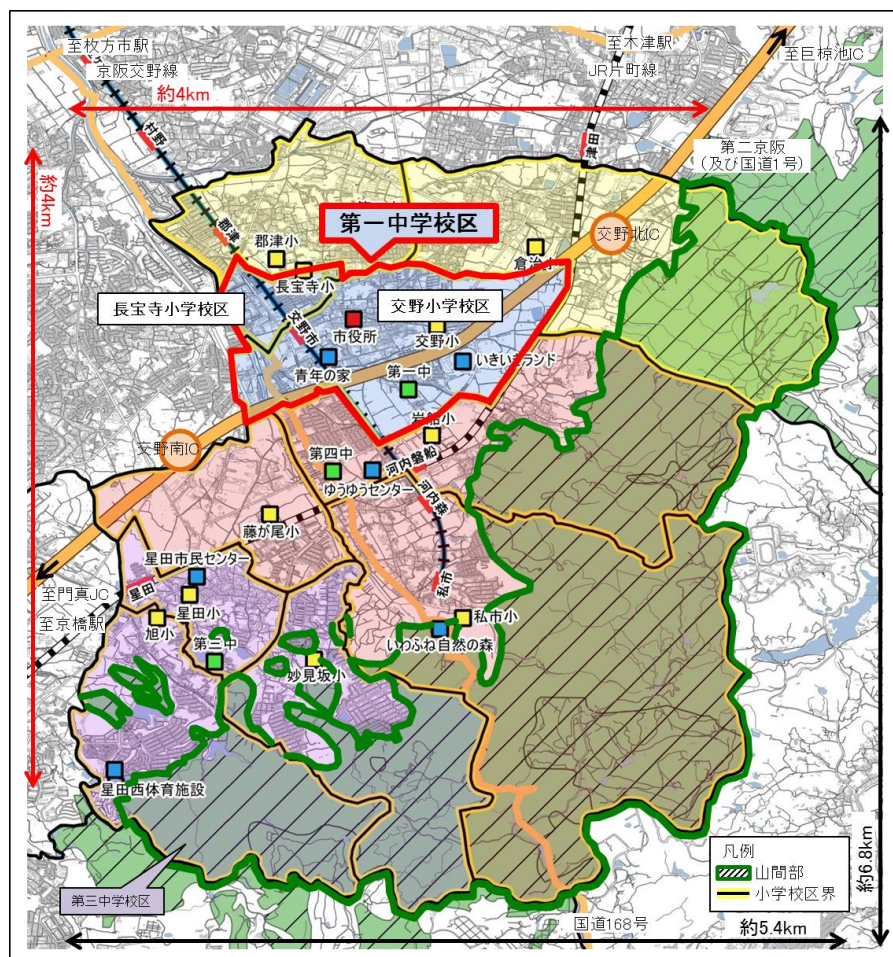
(1) 現状と課題

第一中学校区は、交野小学校、長宝寺小学校、第一中学校の2小1中で構成されています。

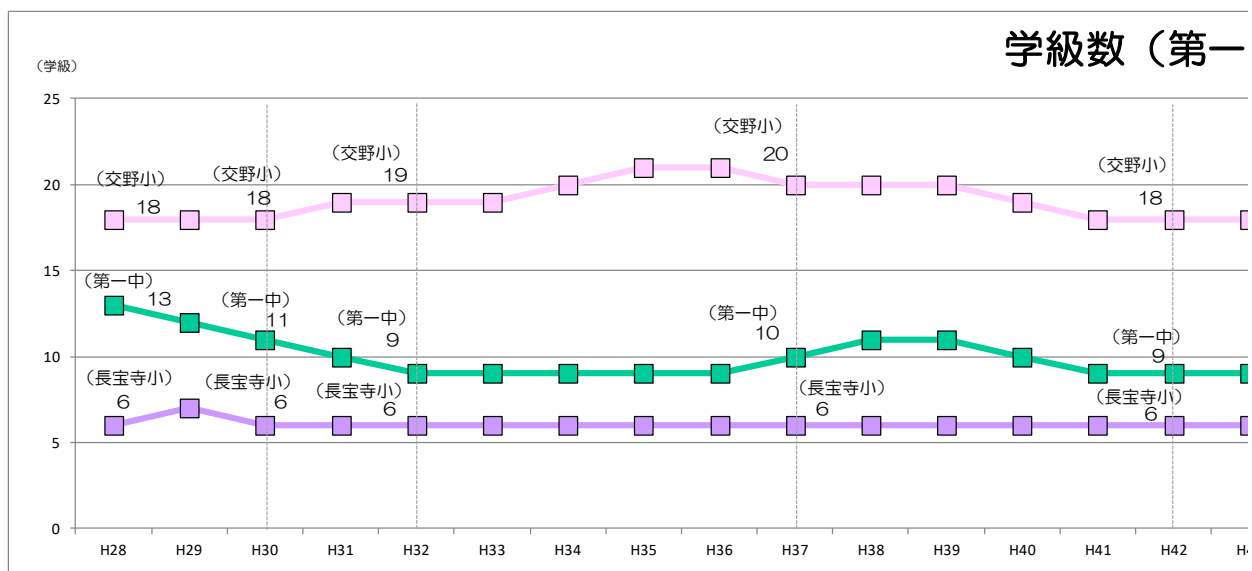
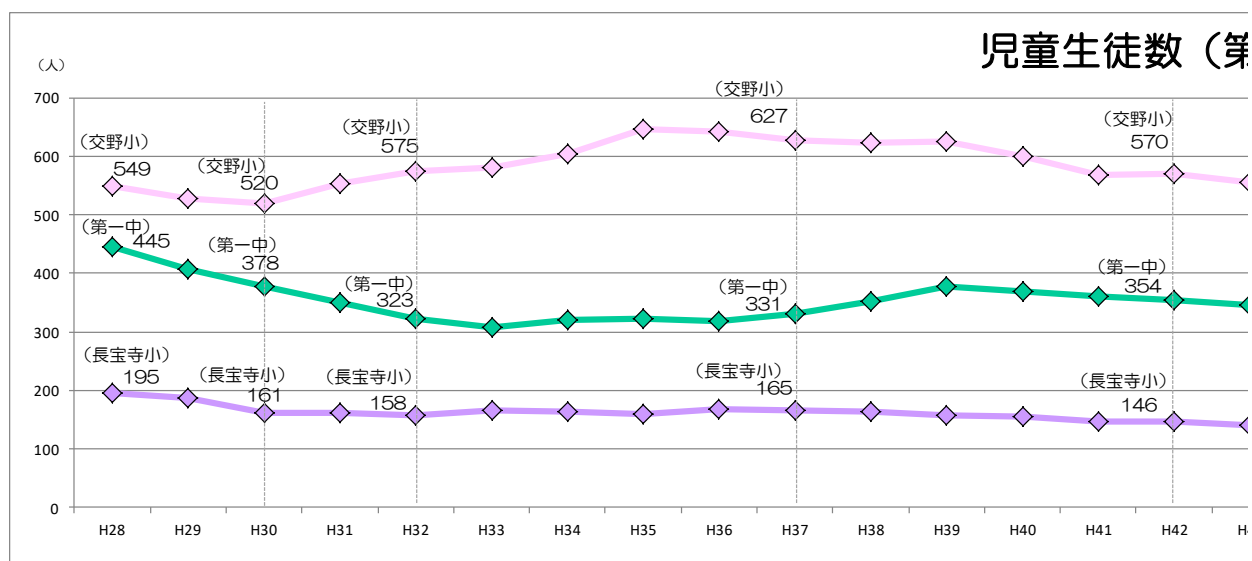
各学校の学校規模は、交野小学校、第一中学校については、推計上、平成57年度まで適正な学校規模で推移すると見込まれていますが、長宝寺小学校については、平成30年度時点で小規模となっており、将来も小規模のまま推移すると見込まれています。

一方、学校施設は、すべての学校で、大部分の建物が築後40年以上経過しています。特に、交野小学校や第一中学校では、築後50年以上経過した建物があるなど、学校施設の老朽化は各校で課題となっています。

図表 第一中学校区の位置図



①児童生徒数・学級数の将来推計



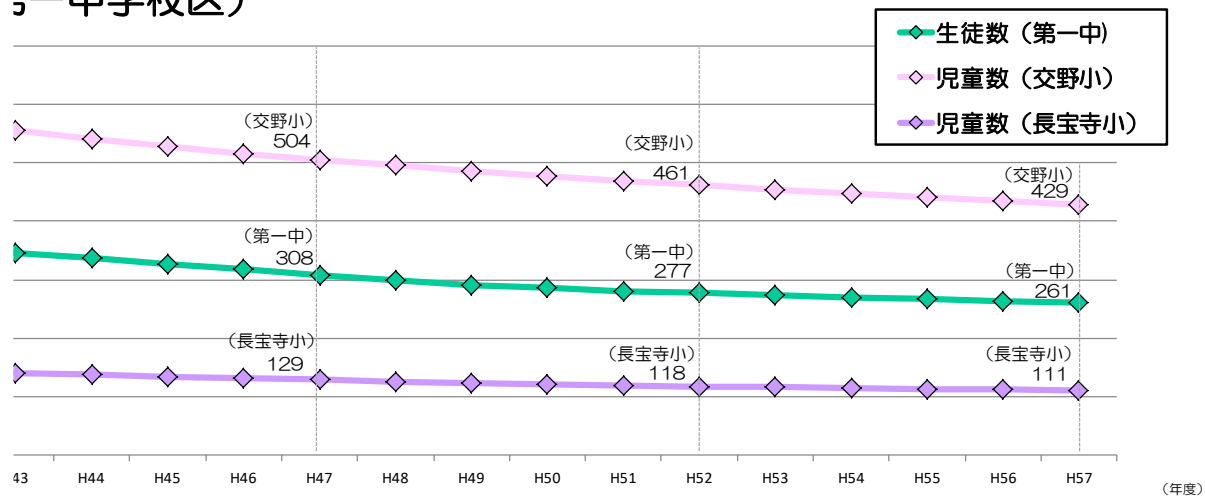
年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
第一中学校	生徒数	445	406	378	350	323	308	320	322	319	331	353	377	369
	学級数	13	12	11	10	9	9	9	9	9	10	11	11	10
交野小学校	児童数	549	527	520	553	575	580	603	647	642	627	623	626	599
	学級数	18	18	18	19	19	19	20	21	21	20	20	20	19
長宝寺小学校	児童数	195	187	161	161	158	165	163	160	167	165	163	158	155
	学級数	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

※H28～H30については、各年5月1日の実数

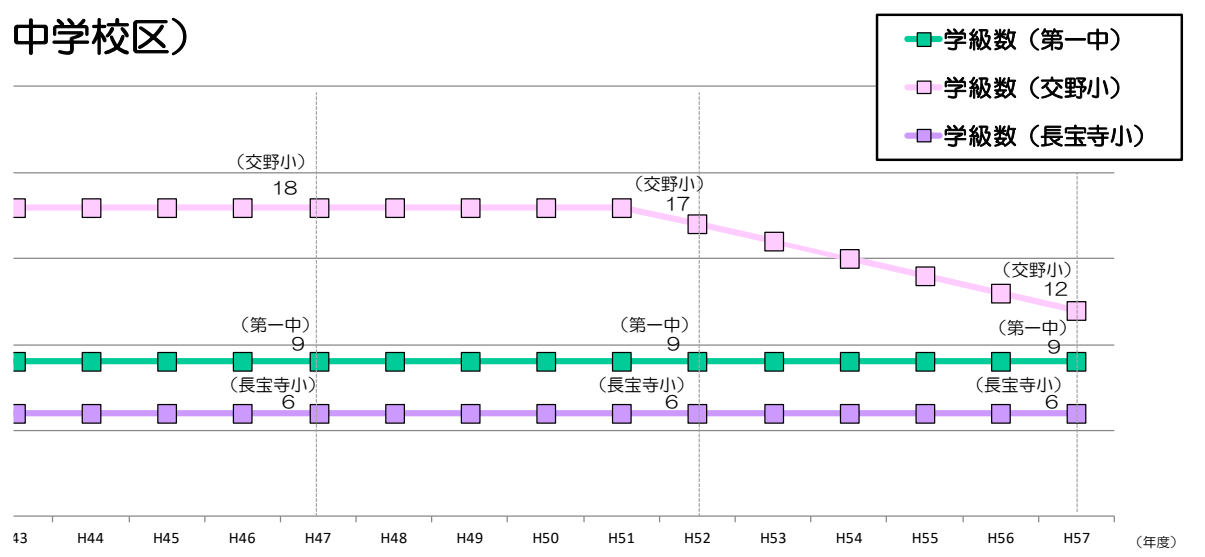
※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

第一中学校区)



中学校区)

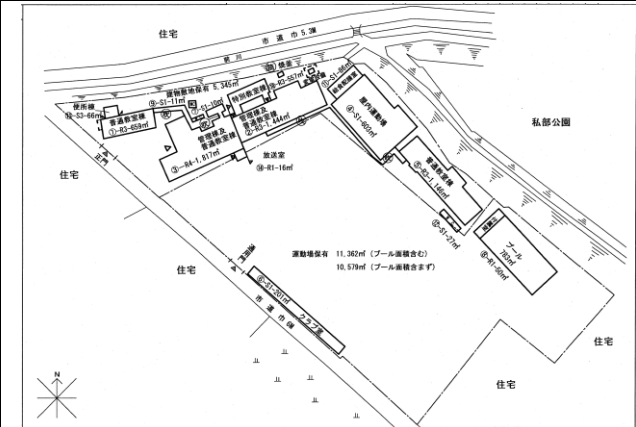


H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
354	346	337	327	318	308	299	291	286	281	277	273	270	267	264	261
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
570	555	541	527	515	504	495	485	476	468	461	454	447	441	435	429
18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	17	16	15	14	13	12
146	141	138	135	132	129	126	124	122	120	118	117	116	114	112	111
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

学校規模適正化基本方針（望ましい学校規模について）

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 (1学年あたり2～4学級)
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 (19学級以上24学級以下も許容範囲とする)

②学校施設の諸元

第一中学校			
			
敷地面積		16,707m ²	21,2
運動場面積		11,362m ²	
延床面積		7,051m ²	
建築年度	校舎※1	1959(S34)年(建築後58年)	
	体育館	1960(S35)年(建築後57年)	
長寿命化判定	校舎	○	
	体育館	不明	
長寿命化した場合の残存年数	校舎	22年(建替時期:平成51年)	
	体育館	—	
健全度評価※2	校舎	68	
	体育館	100	

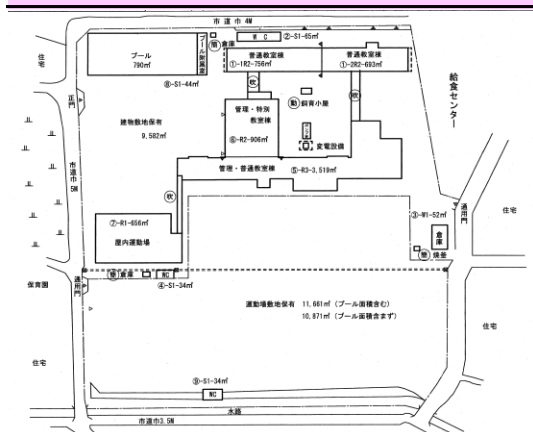
※1 校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000m²以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2 健全度評価は、平成30年10月末時点における、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3 校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\{ \text{面積}_{(棟1)} \times \text{健全度}_{(棟1)} + \dots + \text{面積}_{(棟n)} \times \text{健全度}_{(棟n)} \}}{\text{面積}_{(棟1 + \dots + 棟n)}} = \text{校舎の健全度}$$

交野小学校



43m²(隣地に第一・二給食センター跡地1,974m²あり)

11.661 m²

6,968m²

1963 (S38) 年 (建築後54年)

1981 (S56) 年 (建築後36年)

○

O

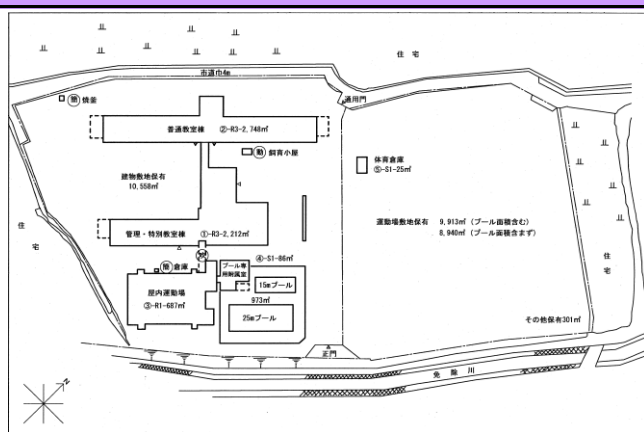
26年（建替時期：平成55年）

44年（建替時期：平成73年）

58

51

長宝寺小学校



20,772m²

9,913m²

$$5,830\text{m}^2$$

1974(S49)年 (建築後43年)

1975(S50)年 (建築後42年)

○

X

37年（建替時期：平成66年）

78

51

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	7.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 給排水設備	6.0
6 空調設備	1.0
7 昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

総和(部位の健全度×部位のコスト配分)
評価対象部位がオールAの点数

※100点満点にするためにコスト配分の
合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいほど健全、
数値が小さいほど劣化が進んでいる
ことを示す。

A: 概ね良好

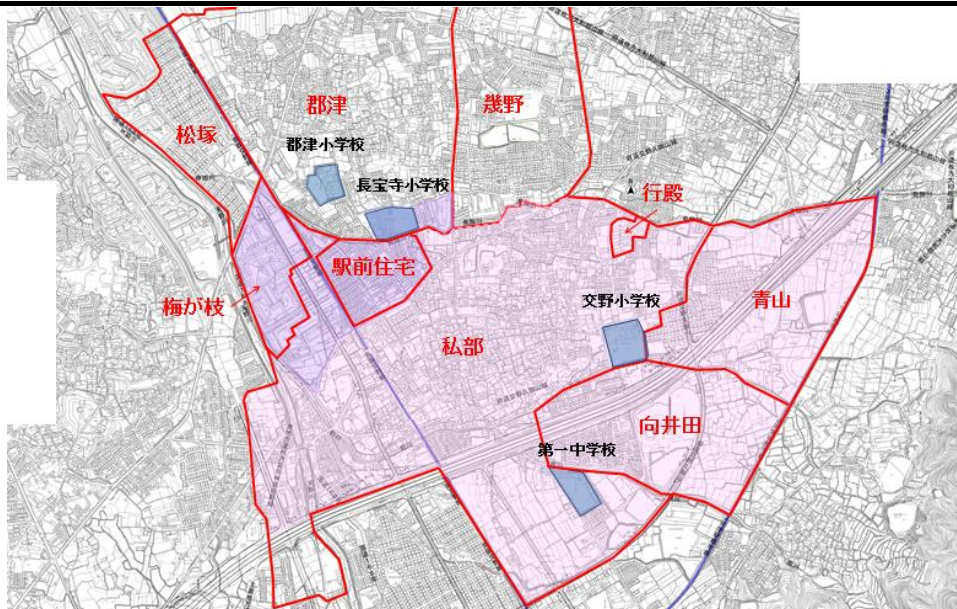
B: 安全上、機能上、問題なし

C: 安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

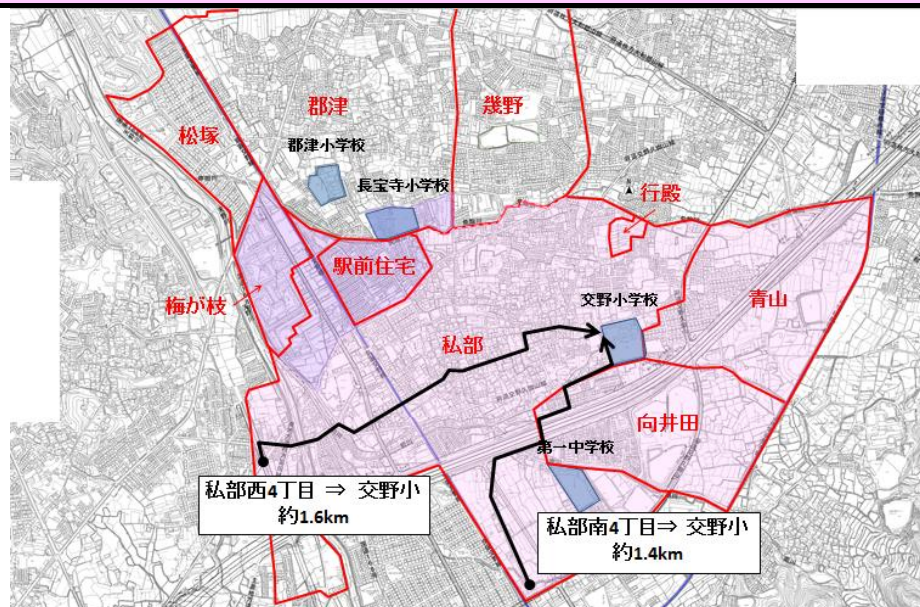
D: 劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

③校区・地区・通学距離

(1) 第一中学校区の地区図・小学校区図



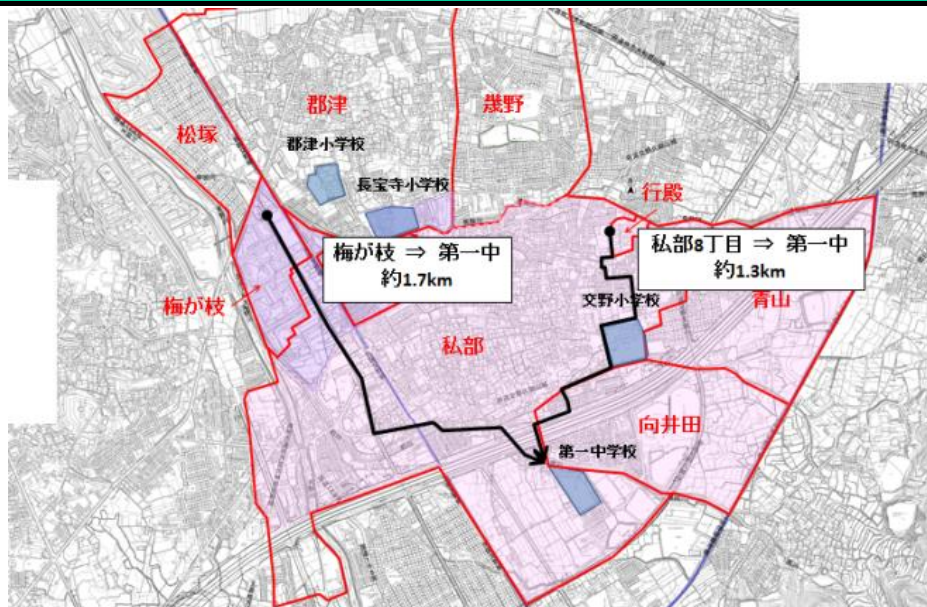
(3) 交野小学校への通学距離



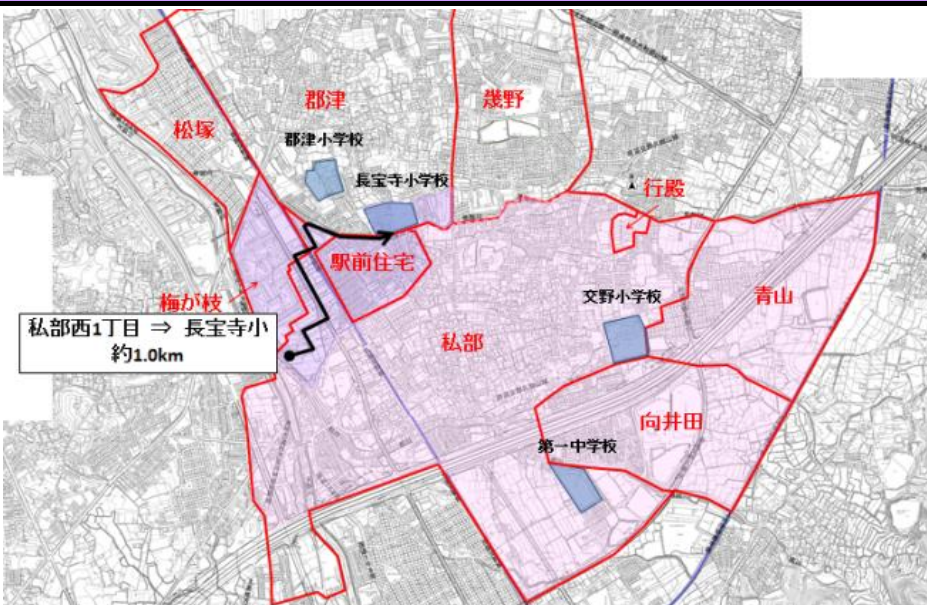
【地域の課題】

私部地区・・・私部西の一部が藤が尾小学校区(第四中学校区)であるなど、私部地区は3小学校区、2中学校区にまたがっている。
郡津地区・・・大部分は郡津小学校区であるが、一部長宝寺小学校区である。

(2) 第一中学校への通学距離



(4) 長宝寺小学校への通学距離



学校規模適正化基本方針（望ましい通学距離について）

小学校	2km以内を基本とし、3km以内を許容範囲
中学校	3km以内を基本とし、4km以内を許容範囲

（２）学校適正配置の考え方と配置案

①学校適正配置の考え方

第一中学校区では、長宝寺小学校が平成 30 年度時点ですでに小規模であり、将来も小規模のまま推移すると見込まれています。学校適正配置を考える上では、将来的にも適正な学校規模となるような方策を考える必要があります。

学校適正配置の方策は、大きくは校区変更と学校統合の２種類が考えられます。これらの２種類の方策について様々な配置案を作成し、それぞれの配置案のメリットやデメリットの比較や評価をしながら、将来にわたって子どもたちにとって望ましいと考えられる教育環境を確保できる学校配置を考える必要があります。

②学校適正配置の配置案

第一中学校区の学校適正配置案は、第一中学校区を基本とした配置案と、中学校区をまたぐ配置案があります。それぞれの場合について、学校規模適正化の方策として、校区変更又は学校統合をする配置案を作成しています。

学校統合については、小学校同士での統合を行う配置案（学校統合案）と小学校だけでなく中学校も統合し、小中一貫校を設置する配置案（小中学校統合案）の２種類を作成しています。

また、配置案は、「第４章 学校適正配置の基本的な考え方」を基本として作成していますが、第一中学校区の学校適正配置を考える上では、学校間の距離や学校の変遷なども考慮し、中学校区をまたぐ配置案も作成しています。

図表 第一中学校区の適正配置案（一覧表）

(1)第一中学校区を基本とした適正配置案						
案名称	現状の課題	学校の適正配置 までの動き	統合後の 学校の 位置	(新)小学 校の 中学校区	メリット	デメリット
校区変更 案(1)		私部西(現、交野小学 校区の地域)を、長宝 寺小学校区へ校区変 更	—	—	・短期～中期的に、長宝寺小学校は適 正規模を維持する見込みである。 ・校区変更対象地域の通学距離は大きく 変化しない。	・長期的には、長宝寺小学校は再度小 規模化するおそれがある。 ・交野小学校の児童数・学級数が減少 する。
校区変更 案(4)		長宝寺小学校の周辺 (現、交野小学校区の 地域)の一部を、長宝 寺小学校区へ校区変 更 【例】私部西(現、交野 小学校区の地域)、私 部3丁目、私部6丁目 を、長宝寺小学校へ 校区変更	—	—	・交野小学校、長宝寺小学校ともに、長 期的に適正規模を維持する見込みであ る。 ・校区変更対象地域の通学距離は大きく 変化しない。	・地区等の境や地形地物での校区変更 となっていないため、地域コミュニティに 大きな影響を与えるおそれがある。 ・交野小学校の児童数・学級数が減少 する。
学校統合 案(1)	① 長宝寺小学校の 小規模化	交野小学校・ 長宝寺小学校 を統合	交野 小学校 敷地	—	・(新)小学校では、平成57年度まで、適 正規模を維持する見込みである。(課題 ①が解消される。) ・旧給食センター跡地を活用すると、大 きな敷地面積を確保できる。 ・(学校統合案2と比較して)小中学校間 の距離が近いので、小中一貫教育を行 う上で、教職員や児童生徒の移動がし やすい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長 約1.9km)
学校統合 案(2)	② 学校施設の 老朽化 (特に第一中中 学校、交野小学校)		長宝寺 小学校 敷地	—	・(新)小学校では、平成57年度まで、適 正規模を維持する見込みである。(課題 ①が解消される。)	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.4km) ・(学校統合案1と比較して)小中学校間 の距離が遠いので、小中一貫教育を行 う上で、教職員や児童生徒の移動がし にくい。 ・敷地が第一中学校区の端にあり、地域 の拠点となりにくい。
小中学校 統合案 (1)	※②については、 学校の適正配置 を検討する際に、 校区変更や学校 統合などの時期 の検討に関わり がある。 施設の改修につ いては、管理計画 で検討する。		第一 中中 学校 敷地	—	・(新)小中学校では、平成57年度まで、 適正規模を維持する見込みである。(課 題①が解消される。) ・小中一貫教育の成果を認識しやすい。 ・近くにある私部公園や総合体育施設を 活用できる可能性がある。	・通学距離が延びる地域がある。(最長 約1.7km) ・敷地面積が比較的小さい。(17,490㎡)
小中学校 統合案 (2)			交野 小学校 敷地	—	・(新)小中学校では、平成57年度まで、 適正規模を維持する見込みである。(課 題①が解消される。) ・小中一貫教育の成果を認識しやすい。 ・近くにある私部公園や総合体育施設を 活用できる可能性がある。 ・旧給食センター跡地を活用すると、大 きな敷地面積を確保できる。	・通学距離が延びる地域がある。(最長 約1.9km)
小中学校 統合案 (3)			長宝寺 小学校 敷地	—	・(新)小中学校では、平成57年度まで、 適正規模を維持する見込みである。(課 題①が解消される。) ・小中一貫教育の成果を認識しやすい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.4km) ・敷地が第一中学校区の端にあり、地域 の拠点となりにくい。

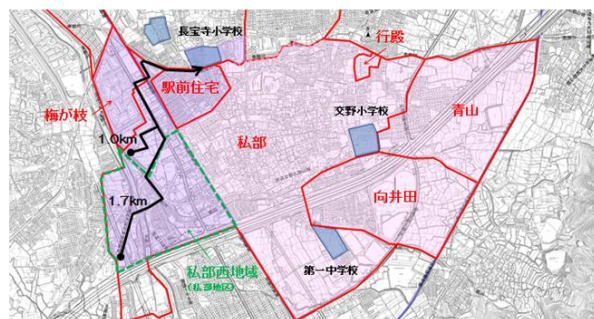
※図表中「—」の記載は該当なしの意味

(2) 中学校区をまたいだ適正配置案

案名称	現状の課題	学校の適正配置 までの動き	統合後の 学校の 位置	(新)小学 校の中学 校区	メリット	デメリット
校区変更 案(2)		松塚地区(現、郡津小 学校区)を、長宝寺小 学校区へ校区変更	—	—		・長宝寺小学校の小規模状態の解消に はつながらない見込み。 ・中学校区をまたぐ校区変更である。(地 域コミュニティへの影響が大きい。)
校区変更 案(3)	① 長宝寺小学校の 小規模化	長宝寺小学校の周辺 (現、郡津小学校区の 地域)の一部を、長宝 寺小学校区へ校区変 更	—	—	・校区の引き方次第で長宝寺小学校を 適正規模とすることは可能である。	・学校間の距離が近接しているため、校 区変更可能な地域に限られる。(郡津1 丁目の一部、郡津4丁目の一部、幾野1 丁目の一部等) ・中学校区をまたぐ校区変更である。(地 域コミュニティへの影響が大きい。)
学校統合 案(3)	② 学校施設の 老朽化 (特に第一中学 校、交野小学校) ※②については、 学校の適正配置 を検討する際に、 校区変更や学校 統合などの時期 の検討に関わり がある。 施設の改修につ いては、管理計画 で検討する。	長宝寺小学校 (第一中学校区)・ 郡津小学校 (第二中学校区) を統合	長宝寺 小学校 敷地 または 郡津 小学校 敷地	第一中 学校区	・(新)小学校では、平成57年度まで、適 正規模を維持する見込みである。(課題 ①が解消される。) ・統合対象校が近接しているため、小学 生の通学に大きな影響が出ない。	・中学校区をまたぐ小学校統合である。 (地域コミュニティへの影響が大きい。) 【第一中学校区の課題】 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (小学生:ほぼ変化なし)(中学生:最長 約2.6km) ・第一中学校との距離が遠いため、小中 一貫教育を行う上で、教職員や児童生 徒の移動がしにくい。 【第二中学校区の課題】 ・第二中学校施設の位置する幾野地区 は第二中学校区とする必要があるが、 幾野地区を倉治小学校区とした場合、倉 治小学校が適正規模を上回る見込みで ある。
学校統合 案(4)			長宝寺 小学校 敷地 または 郡津 小学校 敷地	第二中 学校区	・(新)小学校では、平成57年度まで、適 正規模を維持する見込みである。(課題 ①が解消される。) ・統合対象校が近接しているため、小学 生の通学に大きな影響が出ない。	・中学校区をまたぐ小学校統合である。 (地域コミュニティへの影響が大きい。) 【第一中学校区の課題】 ・第一中学校の小規模化が進む。(第一 中学校区は、第一中学校と交野小学校 の1小1中となる。) ⇒倉治小学校区・岩船小学校区からの 校区変更は難しく、小規模状態の解消 が難しい。

図表 第一中学校区の適正配置案（配置図）― 校区変更案

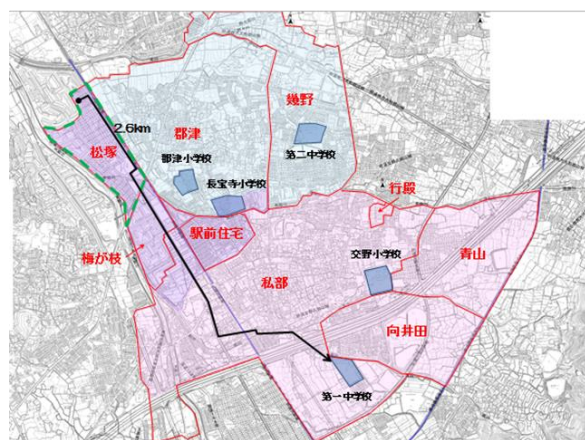
校区変更案(1)



【校区変更案(1)の概要】

- ・交野小学校区の私部西地域(配置図上、緑破線内の地域)を、長宝寺小学校区へ校区変更

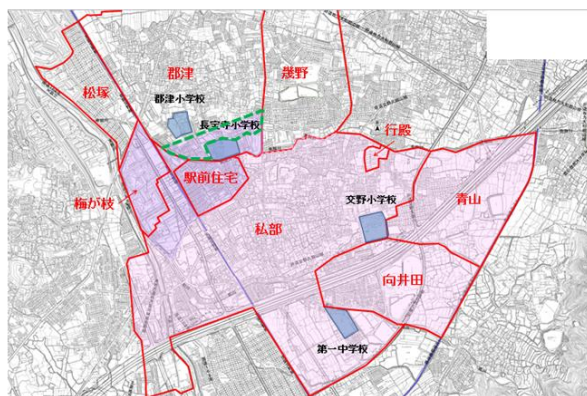
校区変更案(2)



【校区変更案(2)の概要】

- ・郡津小学校区の松塚地区(配置図上、緑破線内の地域)を、長宝寺小学校区へ校区変更

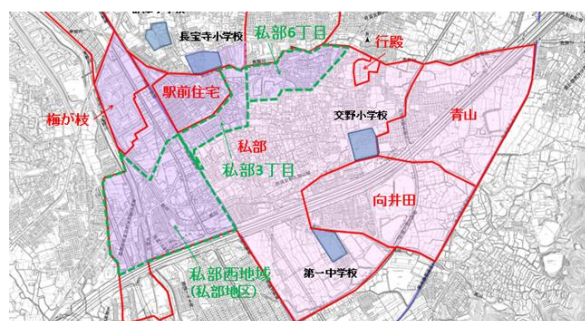
校区変更案(3)



【校区変更案(3)の概要】

- ・郡津小学校区のうち長宝寺小学校周辺部分を、長宝寺小学校区へ校区変更

校区変更案(4)



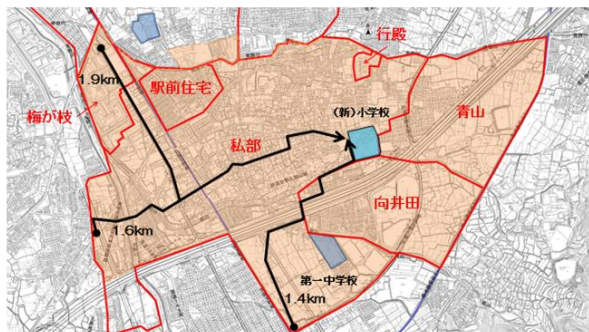
【校区変更案(4)の概要】

- ・交野小学校区のうち私部西地域、私部3・6丁目(配置図上、緑破線内の地域)を、長宝寺小学校区へ校区変更

※地区の一部を校区変更する配置案の、校区変更区域については一例です。

図表 第一中学校区の適正配置案（配置図）― 学校統合案

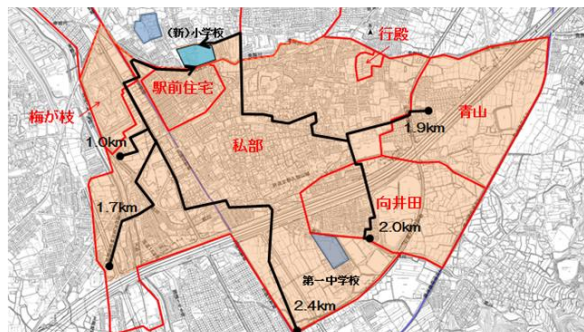
学校統合案(1)



【学校統合案(1)の概要】

- ・交野小学校・長宝寺小学校を統合し、
交野小学校敷地に新しい小学校を設置

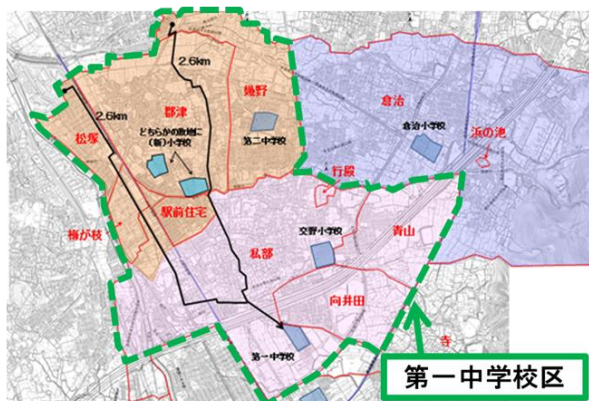
学校統合案(2)



【学校統合案(2)の概要】

- ・交野小学校・長宝寺小学校を統合し、
長宝寺小学校敷地に新しい小学校を設置

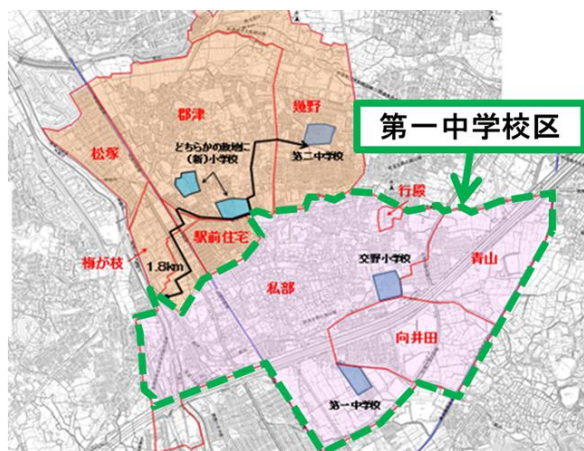
学校統合案(3)



【学校統合案(3)の概要】

- ・長宝寺小学校・郡津小学校(第二中学校区)
を統合し、統合後の学校を第一中学校区の
小学校とする場合

学校統合案(4)

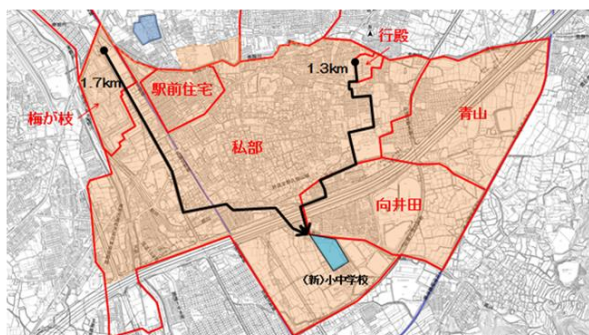


【学校統合案(4)の概要】

- ・長宝寺小学校・郡津小学校(第二中学校区)
を統合し、統合後の学校を第二中学校区の
小学校とする場合

図表 第一中学校区の適正配置案（配置図）― 小中学校統合案

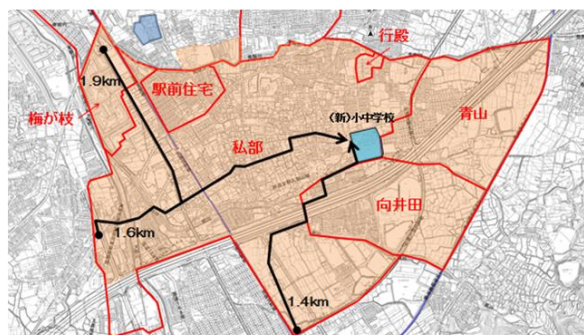
小中学校統合案(1)



【小中学校統合案(1)の概要】

- ・交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合し、第一中学校敷地に新しい小中学校を設置

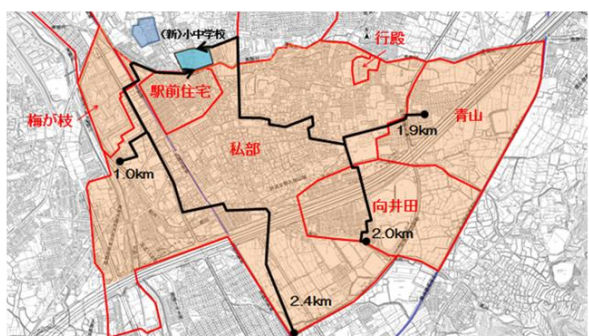
小中学校統合案(2)



【小中学校統合案(2)の概要】

- ・交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合し、交野小学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(3)



【小中学校統合案(3)の概要】

- ・交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合し、長宝寺小学校敷地に新しい小中学校を設置

(3) 学校適正配置の方向性

①学校適正配置案の評価

各配置案は、学校適正配置の評価表により、客観的かつ多面的に評価しています。

評価項目は4種類で、各評価項目に対して評価内容を設定しています。評価内容は校区変更案・学校統合案・小中学校統合案に共通の内容と、学校統合案や小中学校統合案などの学校統合を行う場合に必要があると考えられる評価内容があります。

図表 学校適正配置案の評価表

【1】共通評価項目・内容						
評価項目	評価内容	現状の 学校配置	校区変更案(1)	校区変更案(2)	校区変更案(3)	校区変更案(4)
			校区変更内容			
			私部西地域(交小校区)を長小校区へ	松塚地区を長小校区へ	郡津1丁目付近を長小校区へ	私部西地域(交小校区)、私部3・6丁目を長小校区へ
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	×	△	×	△※1	◎
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	△	△	△	△
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	○	○	○
4. 学校と地域コミュニティの関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	○	○	○	○
配置案 評価点 合計		35	45	35	45	75

※1 将来的に、郡津小学校が小規模化するおそれがある。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容	
評価項目	評価内容
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※3
3. 立地条件等	②学校周辺の施設活用
配置案 評価点 合計	

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。
 ※2 学校統合案および小中学校統合案の交野小学校の敷地面積は、交野小学校敷地に
 ※3 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。
 ※4 平成43年度以降、児童生徒数の減少により、「○」になる見込み。

【1】共通評価項目・内容の評価基準			
評価内容	傾斜 配点	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準		
評価内容	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の120%(23,969㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)以上、120%(23,969㎡)未満の面積。
3-② 学校周辺の施設活用	教育環境の向上に資する公共施設等が、すべての学校に隣接している。	教育環境の向上に資する公共施設等が、すべての学校に近接している。

各評価内容は、評価基準を基に「◎」「○」「△」「×」の4段階（一部の評価内容は3段階）で評価し、評価点を設定しています。

また、特に重要度が高いと考えられる評価内容（「各学校の学校規模」「通学距離」）については、評価点を他の内容の2倍とする傾斜配点を設定しています。

※学校適正配置案の評価表については、基本的な評価項目・内容に基づく各配置案の客観的な評価を示すものであり、評価点のみで配置を決定するものではない。

学校統合案(1)	学校統合案(2)	学校統合案(3)	学校統合案(4)	小中学校統合案(1)	小中学校統合案(2)	小中学校統合案(3)
統合校:交小+長小		統合校:長小+郡小		統合校:一中+交小+長小		
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
交小	長小	長小又は郡小 (一中校区)	長小又は郡小 (二中校区)	一中	交小	長小
◎	◎	△	△	◎	◎	◎
○	△	△	△	◎	◎	◎
○	△	○	○	○	○	△
△	△	△	△	△	△	△
75	60	40	40	85	85	75

学校統合案(1)	学校統合案(2)	学校統合案(3)	学校統合案(4)	小中学校統合案(1)	小中学校統合案(2)	小中学校統合案(3)
統合校:交小+長小		統合校:長小+郡小		統合校:一中+交小+長小		
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
交小※2	長小	長小又は郡小 (一中校区)	長小又は郡小 (二中校区)	一中	交小※2	長小
○	○	○	○	×※4	○	○
○	△	△	△	◎	○	×
20	15	15	15	20(30)	20	10

隣接する(旧)第一・第二給食センターの敷地面積(1,974㎡)を合計した23,217㎡とする。

△：改善可能な課題がある状態（5点）	×：改善困難な課題がある状態（0点）
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△：改善可能な課題がある状態（5点）	×：改善困難な課題がある状態（0点）
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。
教育環境の向上に資する公共施設等が、いずれかの学校に隣接又は近接している。	いずれの学校の周辺にも、教育環境の向上に資する公共施設等がない。

②学校適正配置の方向性

学校適正配置の評価表では、現状の学校配置 35 点に対して、校区変更案では校区変更案（４）が 75 点、学校統合案では学校統合案（１）が 75 点（学校統合する場合の評価項目・内容は 20 点）、小中学校統合案では小中学校統合案（１）が 85 点（学校統合する場合の評価項目・内容は 20（30）点）、小中学校統合案（２）が 85 点（学校統合する場合の評価項目・内容は 20 点）と高い評価点となっています。

また、第一中学校区については、学校規模や学校施設の老朽化の課題など、喫緊の課題を抱える中学校区となっています。

このことから、市教育委員会では、第一中学校区の各学校の PTA や学校関係団体、公募参加市民などから第一中学校区の学校適正配置についての意見を聞く場である「第一中学校区における市立小中学校の適正配置等に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）を設けました。

第一中学校区の学校適正配置については、学校適正配置の評価表や各配置案のメリット・デメリット、懇談会でいただいたご意見や審議会からの答申を踏まえ、交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合し、現在の交野小学校敷地に、施設一体型の小中一貫校を設置することとします。

なお、統合に伴う通学の安全確保や、児童と生徒が同一敷地内で学校生活を送るための施設面及び運営面の工夫、また施設整備の工事中の学校運営など配慮が必要となる事柄について、学校や保護者、地域の方々と十分に協議調整のうえ、魅力ある学校づくりを進める必要があります。

また、上述の適正配置にあわせて、学校区と地区の境界が一致していない地域についても、将来に向けた望ましい学校区を検討することとします。

図表 「第一中学校区における市立小中学校の適正配置等に関する懇談会」概要

日 時：平成 29 年 12 月～平成 30 年 3 月

開催回数：4 回 先進事例施設見学：1 回 第一中学校区学校施設見学：1 回

懇談会参加者数：32 人（6 班構成）

第一中学校区における学校の配置については、交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合して、施設一体型の小中一貫校とする小中学校統合案が望ましいとの意見が、6 つの班すべてから出され、設置場所については、交野小学校敷地が望ましいと考える班が 5 つ、第一中学校敷地が望ましいと考える班が 1 つとなりました。

施設一体型小中一貫校については、児童生徒や小中学校の教職員が同一敷地にいる方が、小中一貫教育を進める観点からも望ましいのではないかと、この意見や、グラウンドやプールを小中学校別々に確保すべきではないか、という意見が多く挙げられました。施設一体型小中一貫校を交野小学校敷地に設置する場合には、「私部公園やいきいきランド等の近隣施設の活用」や、「第一中学校の敷地の活用」といったグラウンド面積の確保を望む意見が多く挙げられました。また、小中学校統合後にも、学校のグラウンドや体育館は防災拠点として残す必要があるのではないかと、という防災についての意見も挙げられました。

上記以外には、小学校については小規模ということがメリットであり、現状維持が望ましく、学校規模の適正化がやむを得ない場合には、校区変更で対応すべきである、という意見や、小学校どうしの統合とすべきである、との意見も挙げられました。

3. 第二中学校区

(1) 現状と課題

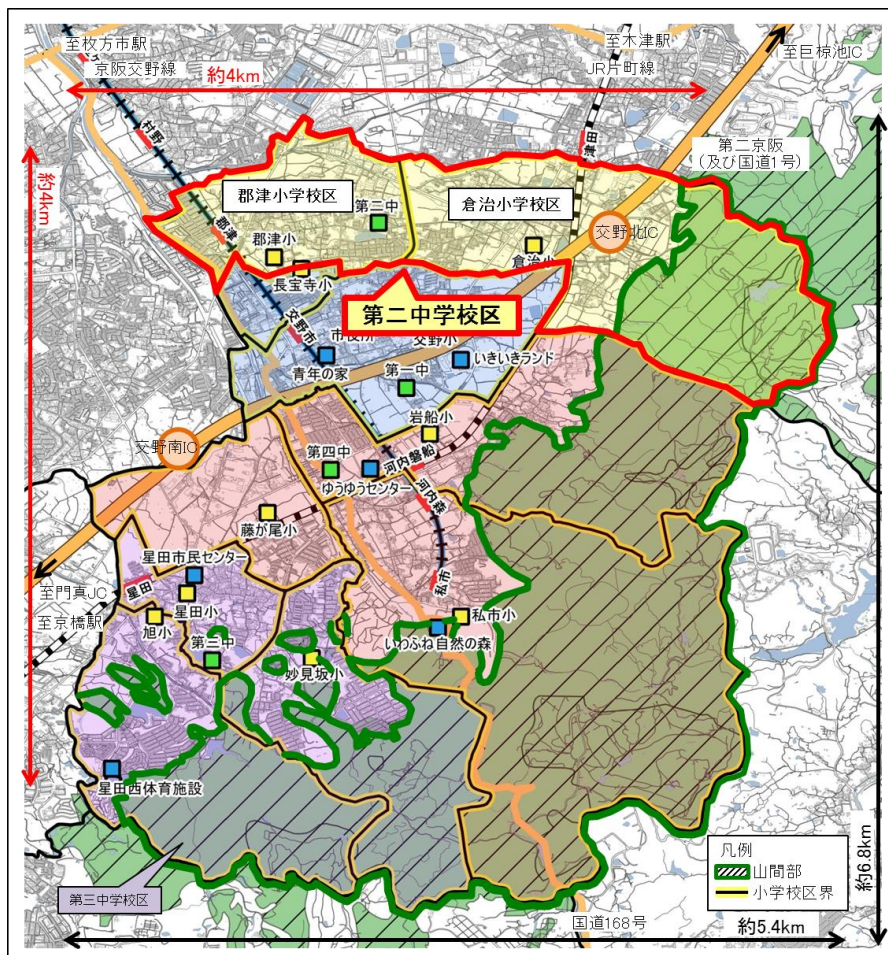
第二中学校区は、郡津小学校、倉治小学校、第二中学校の2小1中で構成されています。

各学校の学校規模は、推計上、平成57年度まで各学校とも適正な学校規模を維持する見込みとなっています。

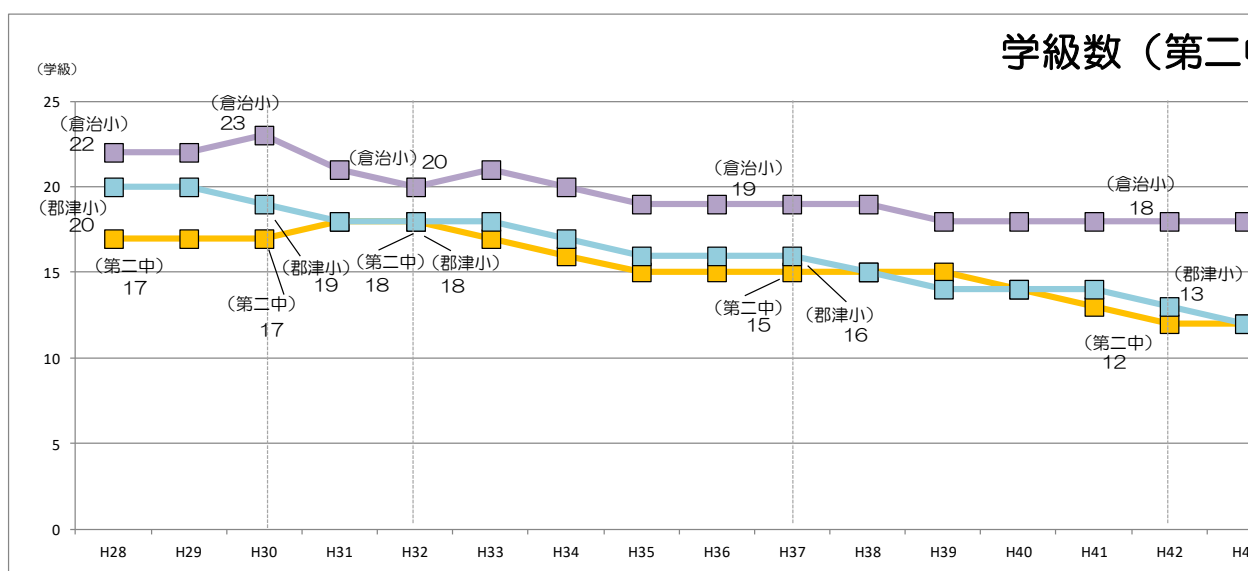
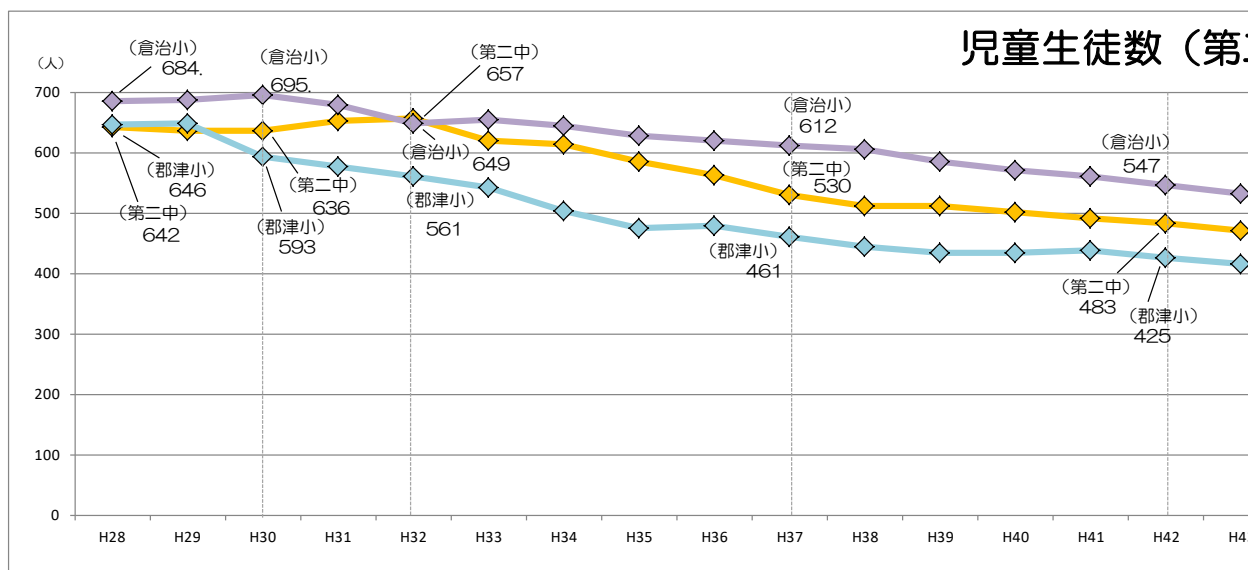
一方、学校施設は、すべての学校で、大部分の建物が築後40年以上経過しています。特に、郡津小学校では、平成30年度時点で、築後50年以上経過した建物もあるなど、学校施設の老朽化は各校で課題となっています。

また、倉治小学校区の倉治8丁目では、大規模な住宅開発が計画されており、当該住宅開発の影響により、児童生徒数が大きく増加すると見込まれています。

図表 第二中学校区の位置図



①児童生徒数・学級数の将来推計（大規模な住宅開発の影響は考慮しない場合）



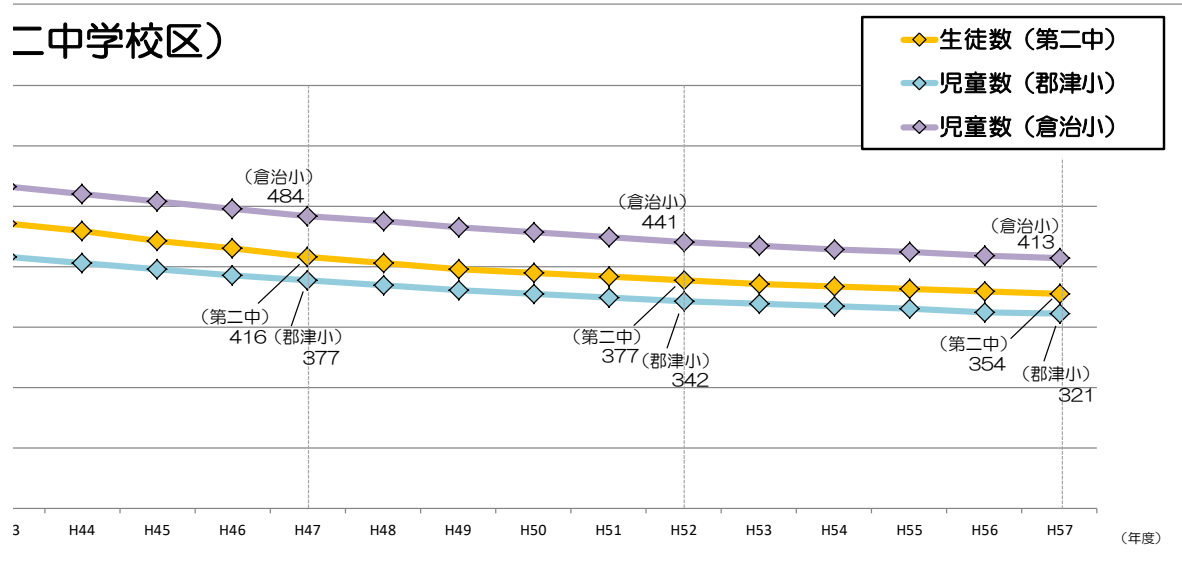
	年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
第二中学校	生徒数	642	636	636	652	657	620	613	586	562	530	511	511	501	492
	学級数	17	17	17	18	18	17	16	15	15	15	15	15	14	13
郡津小学校	児童数	646	649	593	576	561	543	504	475	479	461	445	434	434	438
	学級数	20	20	19	18	18	18	17	16	16	16	15	14	14	14
倉治小学校	児童数	684	688	695	678	649	655	644	627	619	612	606	585	570	561
	学級数	22	22	23	21	20	21	20	19	19	19	19	18	18	18

※H28～H30については、各年5月1日の実数

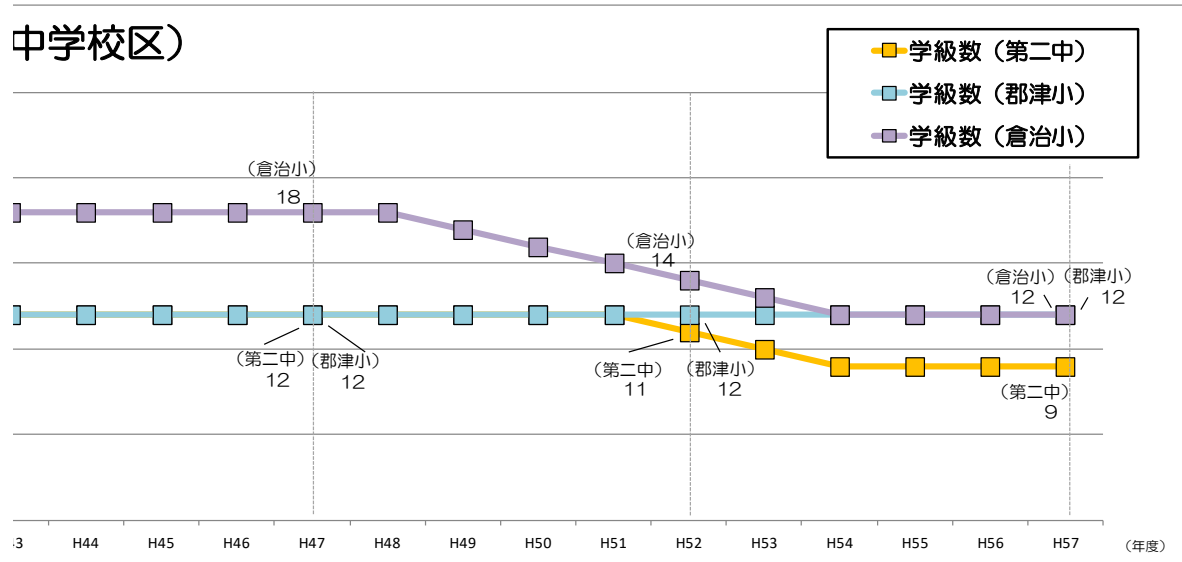
※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

二中学校区)



中学校区)



H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
483	471	458	443	430	416	405	396	390	384	377	371	366	362	358	354
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	10	9	9	9	9
425	415	405	395	386	377	369	361	354	348	342	338	334	330	325	321
13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
547	532	519	507	495	484	474	465	456	448	441	435	429	423	418	413
18	18	18	18	18	18	18	17	16	15	14	13	12	12	12	12

学校規模適正化基本方針（望ましい学校規模について）

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 (1学年あたり2～4学級)
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 (19学級以上24学級以下も許容範囲とする)

第二中学校		
敷地面積		20,101㎡
運動場面積		9,477㎡
延床面積		8,094㎡
建築年度	校舎※1	1972(S47)年（建築後45年）
	体育館	1972(S47)年（建築後45年）
長寿命化判定	校舎	○
	体育館	×
長寿命化した場合の残存年数	校舎	35年（建替時期：平成64年）
	体育館	—
健全度評価※2	校舎	65
	体育館	80

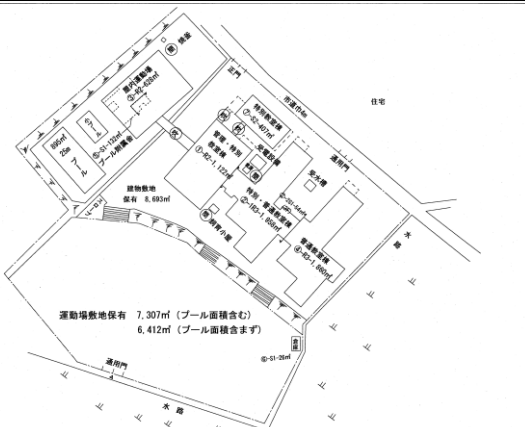
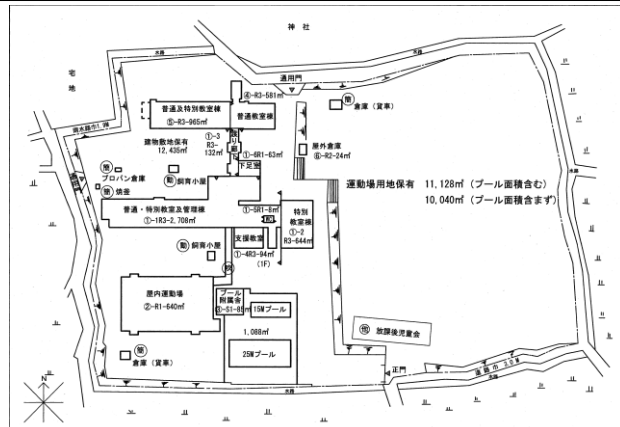
※1 校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000㎡以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2 健全度評価は、平成30年10月末時点における、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3 校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\{ \text{面積}_{(棟1)} \times \text{健全度}_{(棟1)} + \dots + \text{面積}_{(棟n)} \times \text{健全度}_{(棟n)} \}}{\text{面積}_{(棟1 + \dots + 棟n)}} = \text{校舎の健全度}$$

H30.3時点

郡津小学校	倉治小学校
	
16,000m ²	23,563m ²
7,307m ²	11,128m ²
6,294m ²	6,024m ²
1967(S42)年(建築後50年)	1974(S49)年(建築後43年)
1970(S45)年(建築後47年)	1974(S49)年(建築後43年)
○	○
○	×
30年(建替時期:平成59年)	37年(建替時期:平成66年)
33年(建替時期:平成62年)	—
55	78
75	31

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	7.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 給排水設備	6.0
6 空調設備	1.0
7 昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

総和(部位の健全度×部位のコスト配分)
評価対象部位がオールAの点数

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいほど健全、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

A: 概ね良好

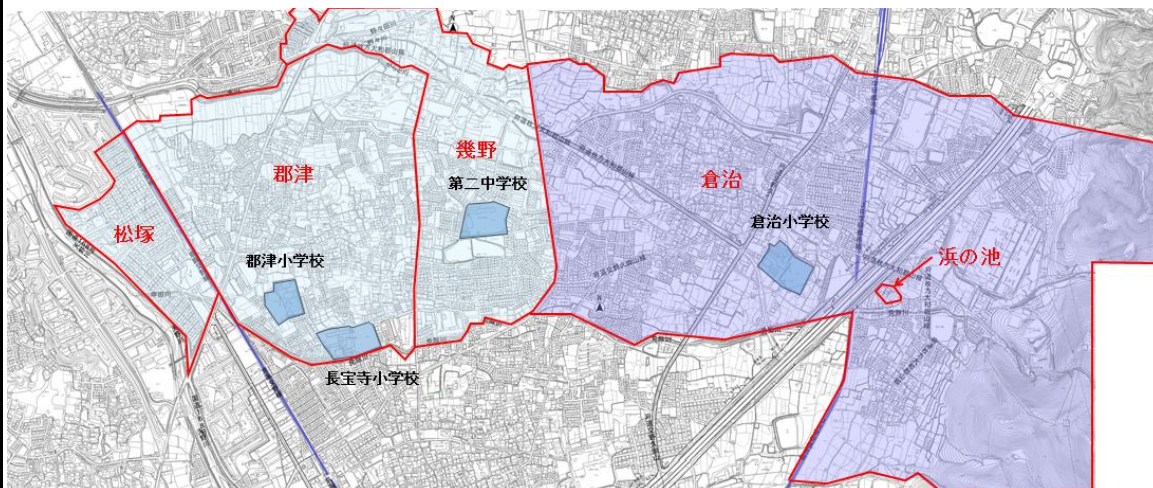
B: 安全上、機能上、問題なし

C: 安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

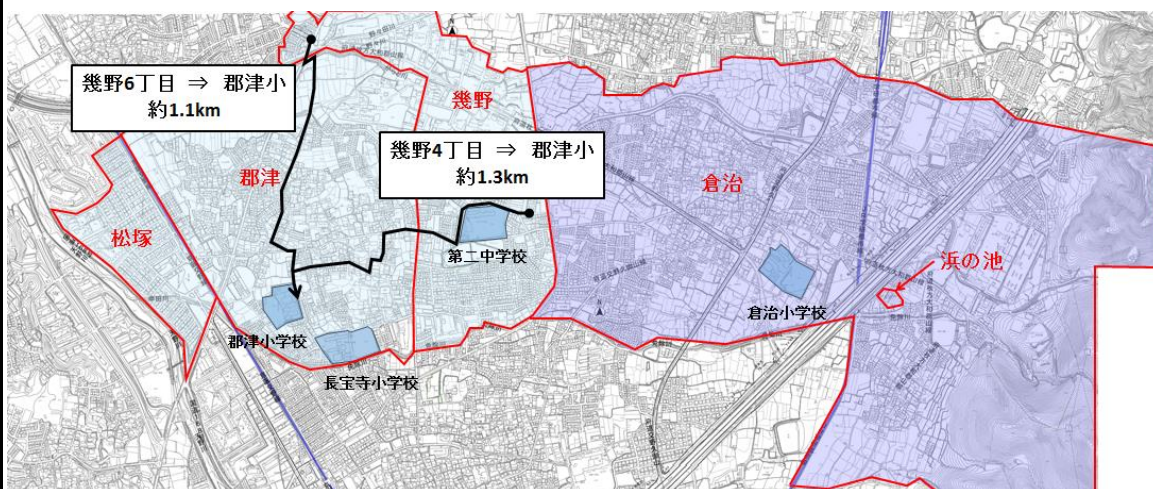
D: 劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

③校区・地区・通学距離

(1) 第二中学校区の地区図・小学校区図



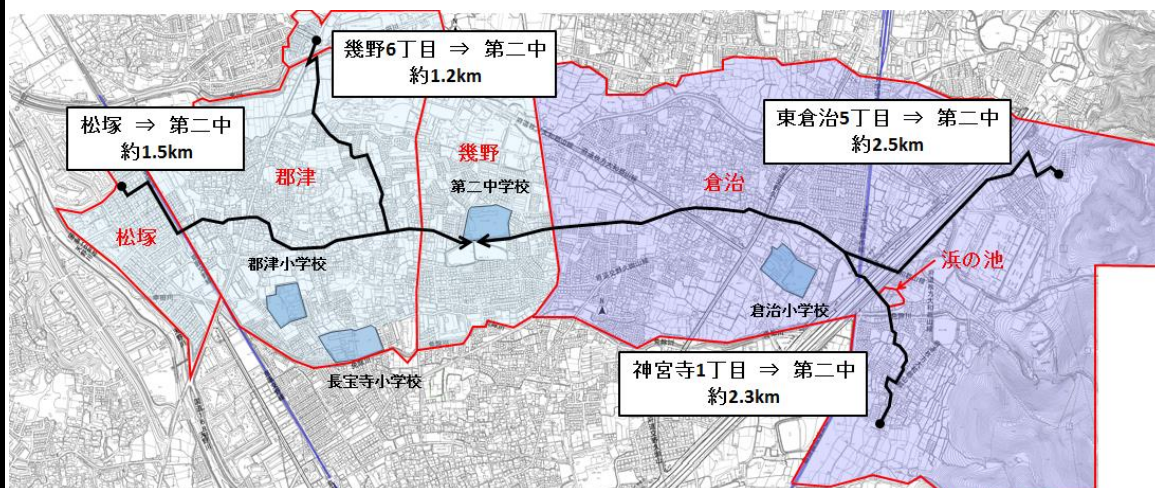
(3) 郡津小学校への通学距離



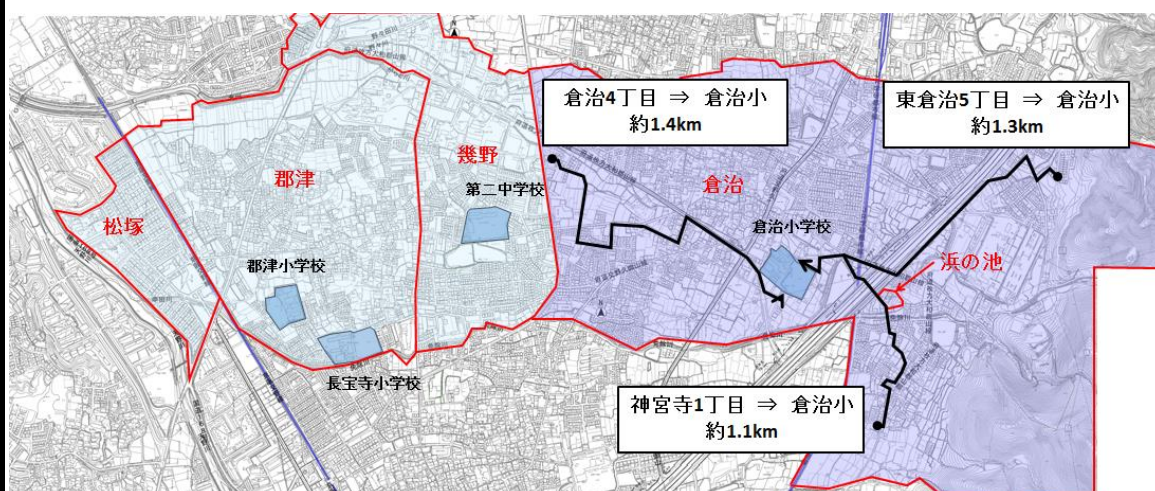
【地域の課題】

郡津地区・・・大部分は郡津小学校区であるが、一部長宝寺小学校区である。

(2) 第二中学校への通学距離



(4) 倉治小学校への通学距離



学校規模適正化基本方針（望ましい通学距離について）

小学校	2km以内を基本とし、3km以内を許容範囲
中学校	3km以内を基本とし、4km以内を許容範囲

④倉治8丁目の大規模住宅開発

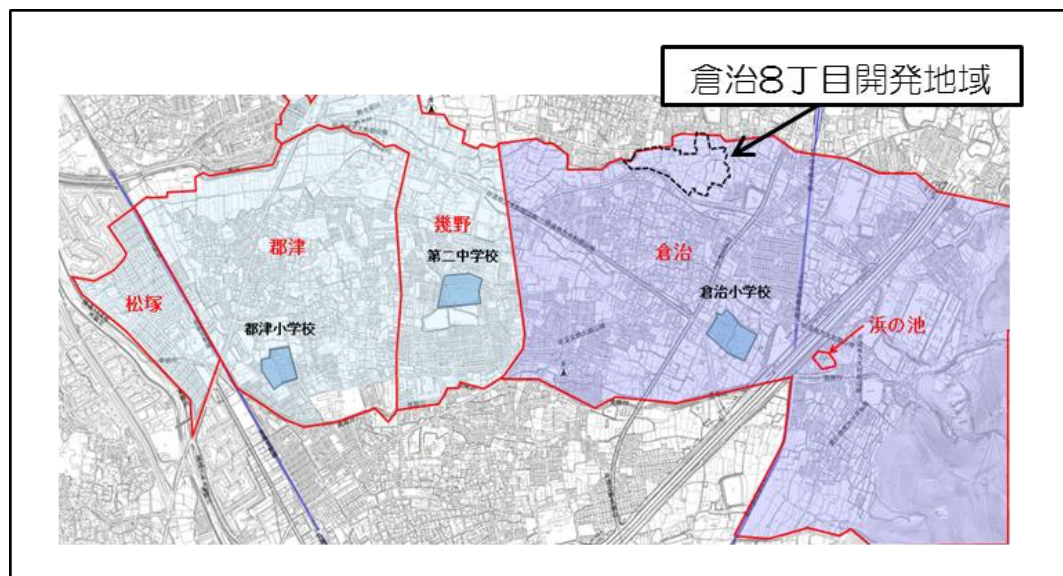
倉治小学校区の倉治8丁目では、平成29年3月時点で戸建て住宅103戸、低層集合住宅3棟の住宅開発が計画されています。

当該住宅開発により増加する児童数を、本市で過去に開発のあった地域の人口分布などを基に算出し、倉治小学校と第二中学校の児童生徒数推計に加えると、図表に示すような児童生徒数の推移になると見込まれます。

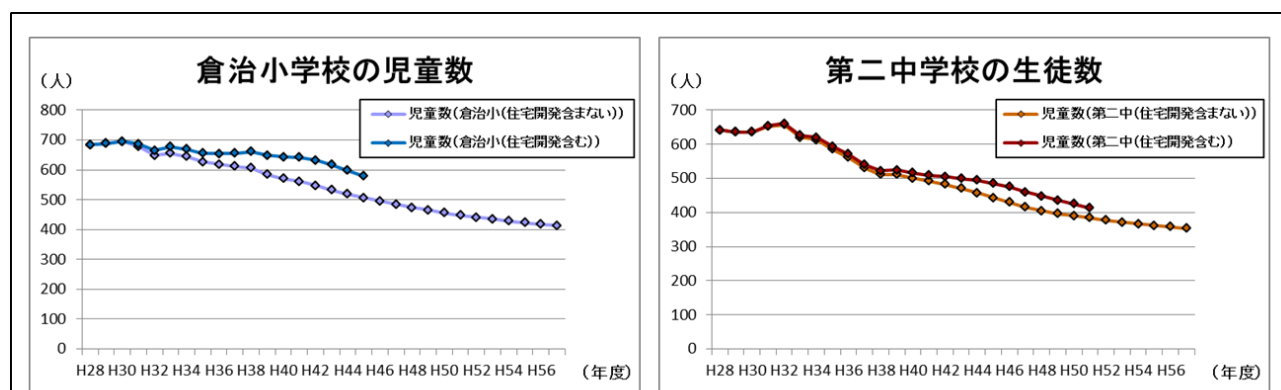
しかしながら、当該住宅開発では児童生徒数は増加すると見込まれますが、学校区全体では今後も減少傾向は続く見込みであり、この開発の影響により、将来倉治小学校又は第二中学校で適正規模を上回るような学校規模にはならない見込みとなっています。

※住宅開発地域の児童生徒数推計については、単純に当該住宅開発地域で増加すると見込まれる児童生徒数の推計をしたものである。したがって、学校別の推計において同校区内の市内移動による当該住宅開発地域以外の児童生徒数の減少などの要因は加味していない。

図表 倉治8丁目の住宅開発地域



図表 倉治8丁目の住宅開発を加味した倉治小学校の児童数及び第二中学校の生徒数推計



※低層集合住宅3棟については、平成29年3月の推計時点で規模が確定していなかったため、図表中の住宅開発については、戸建て住宅103戸の影響による児童生徒数の増加分のみを加味している。

（２）学校適正配置の考え方と配置案

①学校適正配置の考え方

第二中学校区では、各校とも今後も適正な学校規模を維持する見込みとなっていることから、学校規模の面からは、校区変更や学校統合等の方策を行う必要はなく、現状の学校配置を維持することが考えられます。

しかしながら、学校施設については老朽化という課題を抱えているため、学校施設の更新を機に、より良い教育環境の確保をめざすような配置案を考える必要があります。

また、倉治小学校区の倉治８丁目では、大規模な住宅開発が見込まれていますが、この住宅開発の影響により、倉治小学校や第二中学校では、適正規模を上回るような学校規模にはならない見込みとなっています。住宅開発の影響に伴う児童生徒数の増加については、学校適正配置を検討する上で加味する必要があります。

②学校適正配置の配置案

第二中学校区の適正配置案は、現状の学校配置を維持する現状維持案、郡津小学校区・倉治小学校区でそれぞれ小中一貫校を設置する小中学校案（１）、郡津小学校・倉治小学校・第二中学校を統合し、第二中学校敷地に小中一貫校を設置する小中学校案（２）の３案となっています。

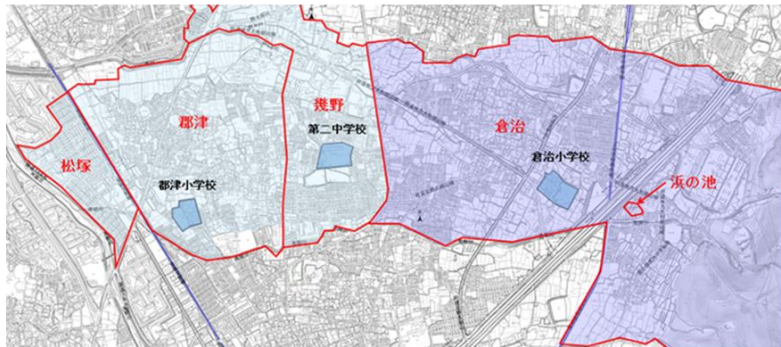
また、第一中学校区の学校適正配置案の中に一部、第二中学校区にかかわる配置案があるため、このような配置案が望ましいと考えられる際には、上述の３案とは別に、第二中学校区も含めて、第一中学校区・第二中学校区の学校適正配置案について考える必要があります。

図表 第二中学校区の適正配置案（一覧表）

案名称	現状の課題	学校の適正配置 までの動き	統合後の 学校の 位置	メリット	デメリット
現状維持 案	※第二中学校区の各学校は今後も適正な学校規模で推移する見込み。	現状の学校配置の維持	—	・平成57年度まで、適正な学校規模を維持する見込みである。	・小中学校間の距離が遠いことから、小中一貫教育を行う上で、教職員や児童生徒の移動がしにくい。
小中学校 案(1)	①学校施設の老朽化 ※①については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。	郡津小学校区及び倉治小学校区にそれぞれ施設一体型小中一貫教育実践校を設置	郡津小学校敷地 及び 倉治小学校敷地	・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境となる。 ・中学校までの通学距離が短くなる地域が多い。 ・現状の小学校区に変更がなく、地域コミュニティへの影響が少ない。	・(新)小中学校で、現郡津小学校区の中学校、現倉治小学校区の中学校が適正規模を維持できなくなる見込み。
小中学校 案(2)		郡津小学校・倉治小学校・第二中学校を統合	第二中学校敷地	・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境となる。	・(新)小学校の学校規模が適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.5km) (小学生の通学距離が延びる地域が多い。)

図表 第二中学校区の適正配置案（配置図）― 現状維持案、小中学校案

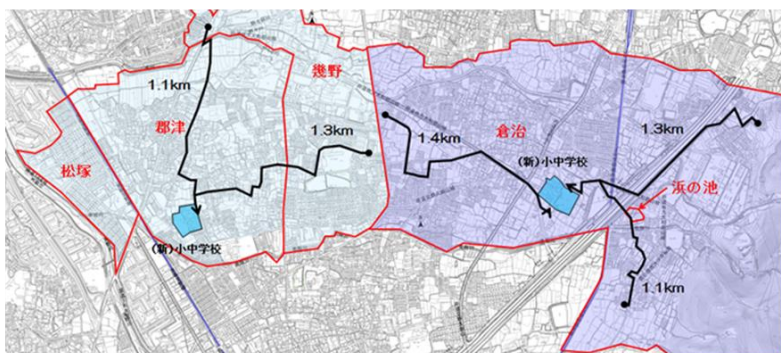
現状維持案



【現状維持案の概要】

- ・現状の学校配置を維持

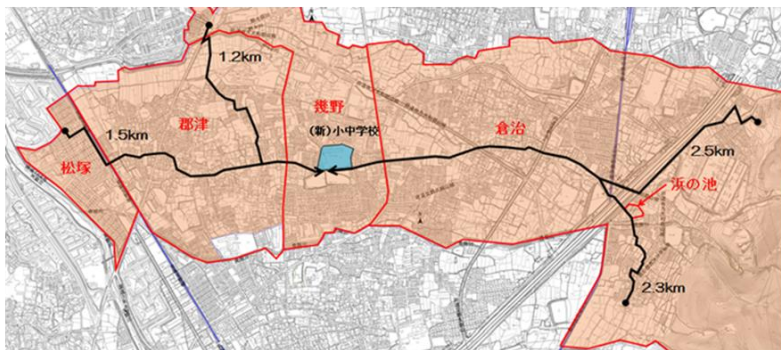
小中学校案(1)



【小中学校案(1)の概要】

- ・現状の郡津小学校区、倉治小学校区をそれぞれ小中学校区として、各小学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校案(2)



【小中学校案(2)の概要】

- ・郡津小学校・倉治小学校・第二中学校を統合し、第二中学校敷地に新しい小中学校を設置

(3) 学校適正配置の方向性

①学校適正配置案の評価

各配置案は、学校適正配置の評価表により、客観的かつ多面的に評価しています。

評価項目は4種類で、各評価項目に対して評価内容を設定しています。評価内容は現状維持案・小中学校案に共通の内容と、小中学校案で必要と考えられる評価内容があります。各評価内容は、評価基準を基に「◎」「○」「△」「×」の4段階（一部の評価内容は3段階）で評価し、評価点を設定しています。

図表 学校適正配置案の評価表

【1】共通評価項目・内容					
評価項目	評価内容	現状の 学校配置	現状維持案	小中学校案(1)	小中学校案(2)
				統合校：二小十 郡小十倉小	統合後の敷地
				郡小及び倉小	二小
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	◎	◎	×	×
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	△	◎	◎
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	○	△
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	○	△	△
配置案 評価点 合計		75	75	45	35

【2】学校統合する場合の評価項目・内容			
評価項目	評価内容	小中学校案(1)	小中学校案(2)
		統合校：二小十 郡小十倉小	統合後の敷地
		郡小及び倉小	二小
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※1	○	×※2
3. 立地条件等	②学校周辺の施設活用	×	×
配置案 評価点 合計		10	0(10)

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。
 ※1 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。
 ※2 (倉治8丁目の住宅開発の影響を加味すると)平成44年度以降、児童生徒数の減少により、「○」となる見込み。

【1】共通評価項目・内容の評価基準			
評価内容	傾斜 配点	◎：特に望ましい状態 (20点)	○：望ましい状態 (10点)
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての 機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準		
評価内容	◎：特に望ましい状態 (20点)	○：望ましい状態 (10点)
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の120%(23,969㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)以上、120%(23,969㎡)未満の面積。
3-② 学校周辺の施設の活用	教育環境の向上に資する公共施設等が、すべての学校に隣接している。	教育環境の向上に資する公共施設等が、すべての学校に近接している。

※学校適正配置案の評価表については、基本的な評価項目・内容に基づく各配置案の客観的な評価を示すものであり、評価点のみで配置を決定するものではない。

△：改善可能な課題がある状態（5点）	×：改善困難な課題がある状態（0点）
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（19,974㎡）の80%（15,980㎡）未満の面積。	小・中学校設置基準（平成14年文部科学省令）に定める校舎・運動場面積が確保できていない。
教育環境の向上に資する公共施設等が、いずれかの学校に隣接又は近接している。	いずれの学校の周辺にも、教育環境の向上に資する公共施設等がない。

②学校適正配置の方向性

第二中学校区の学校適正配置では、現状の学校配置を維持する現状維持案に加えて、教育環境の向上を図る観点から小中学校案（１）、小中学校案（２）などの配置案も考えられましたが、学校適正配置の評価表を見ると、現状維持案が 75 点と高い評価点であるのに対して、小中学校案（１）・（２）は両案とも「各学校の学校規模」の評価が「×」となっており、小中学校案（１）は 45 点（学校統合する場合の評価項目・内容は 10 点）、小中学校案（２）は 35 点（学校統合する場合の評価項目・内容は 0（10）点）と低い評価点となっています。

このようなことから、第二中学校区では、当面の間、2小1中の現状の接続関係を維持しつつ、必要な施設整備を行っていくこととします。

加えて、学校区と地区の境界が一致していない地域についても、学校規模適正化の方策を実施していく中で、あわせて考えることとします。

4. 第三中学校区

(1) 現状と課題

第三中学校区は、星田小学校、妙見坂小学校、旭小学校、第三中学校の3小1中で構成されています。

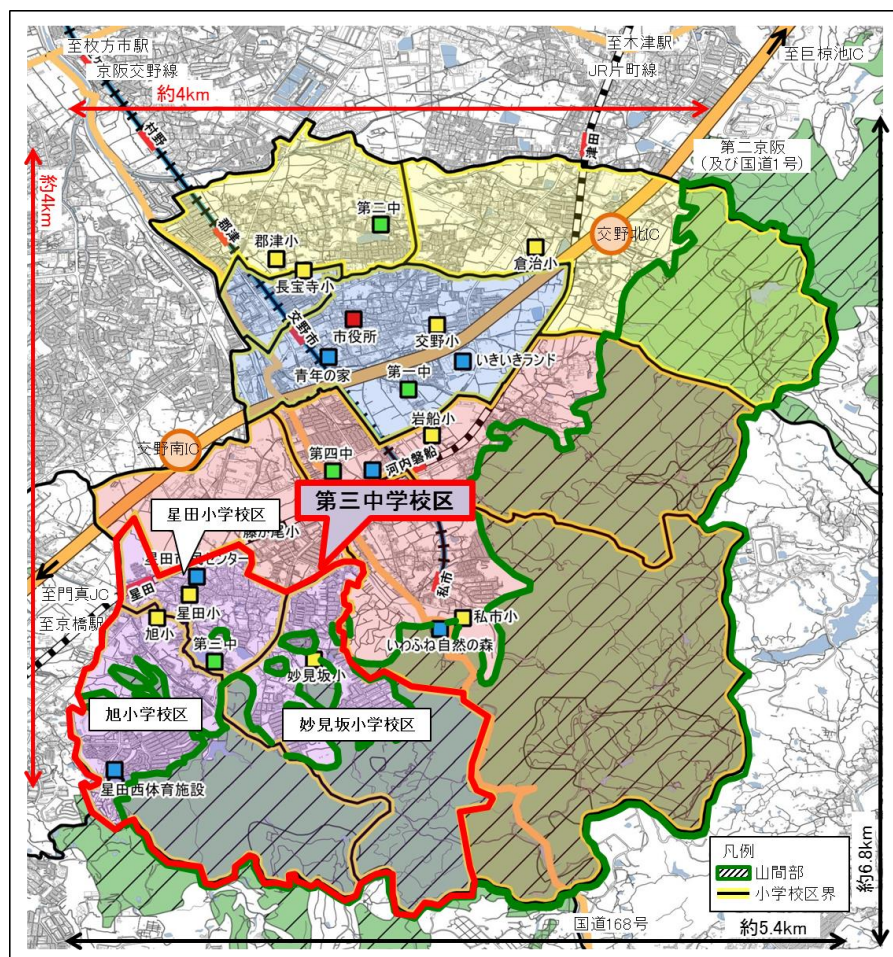
各学校の学校規模は、第三中学校については、推計上、平成57年度まで適正な学校規模で推移すると見込まれています。しかしながら、星田小学校、妙見坂小学校、旭小学校については、平成30年度時点では適正規模ですが、大規模な住宅開発等の影響を考慮しない場合、平成57年度までには、小規模化する見込みとなっています。

一方、学校施設は、すべての学校で、大部分の建物が平成30年度時点において築後40年以上経過しています。特に、星田小学校では、築後50年以上経過した建物があるなど、学校施設の老朽化は各校で課題となっています。

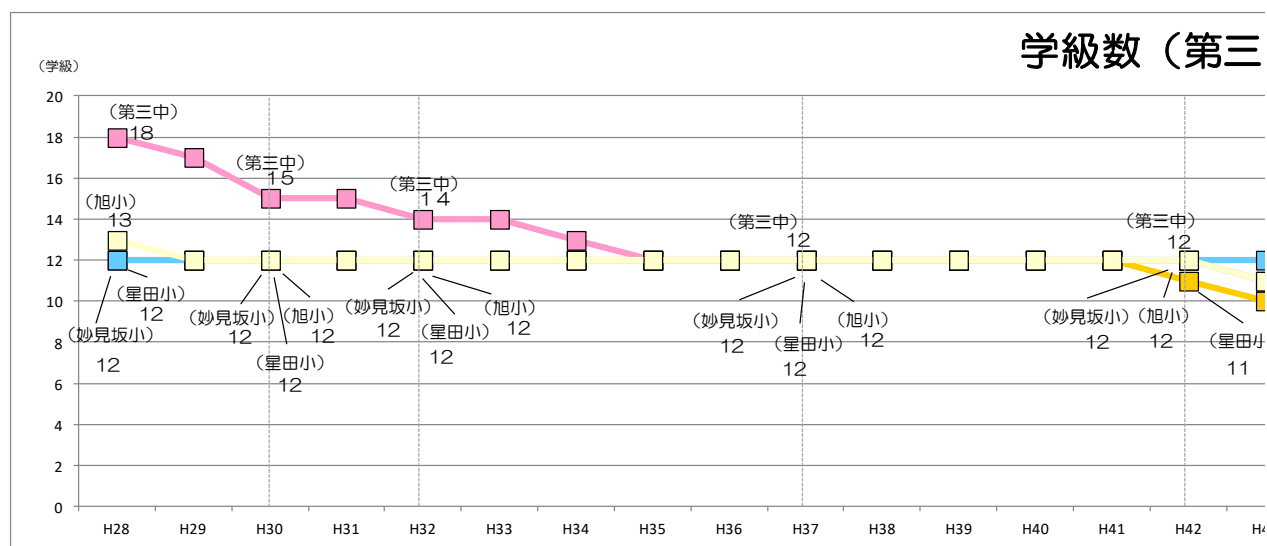
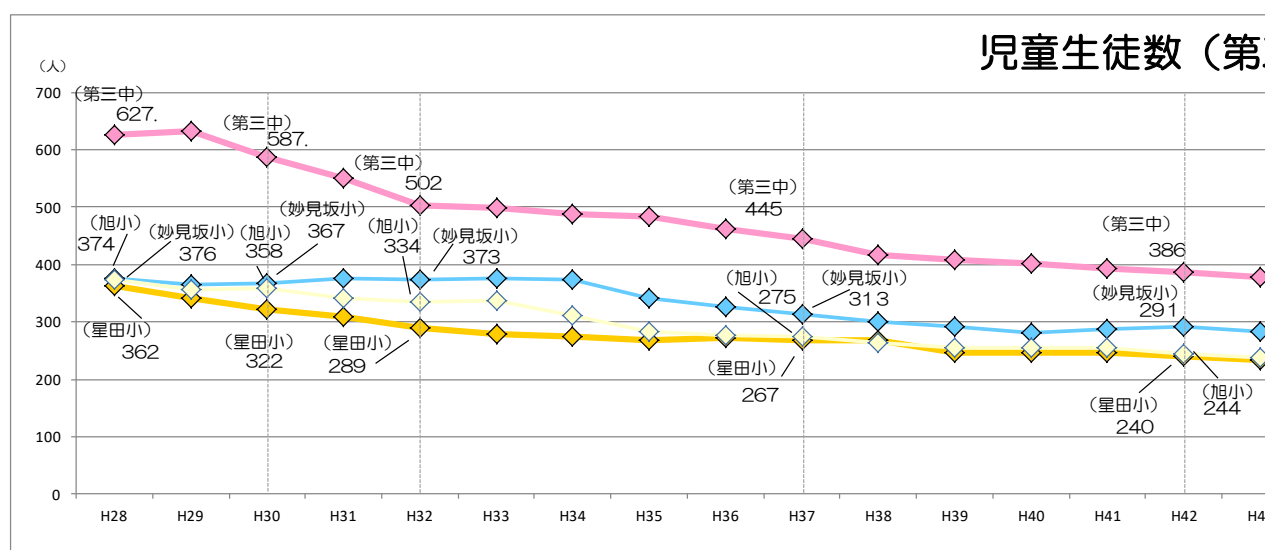
また、星田小学校区（第三中学校区）と藤が尾小学校区（第四中学校区）にまたがる星田駅北地域では、大規模な住宅開発が計画されており、当該住宅開発の影響により、児童生徒数が大きく増加すると見込まれます。この住宅開発の影響により、星田小学校では適正規模を上回るような学校規模になることはないは見込まれますが、現状の学校施設では教室数が不足するおそれがあるなどの課題があります。

第三中学校区では、上述の星田駅北地域の大規模住宅開発の他にも、旭小学校区の星田西地域で、戸建て住宅26戸、低層集合住宅1棟の住宅開発が計画されています。

図表 第三中学校区の位置図



①児童生徒数・学級数の将来推計（大規模な住宅開発の影響は考慮しない場合）



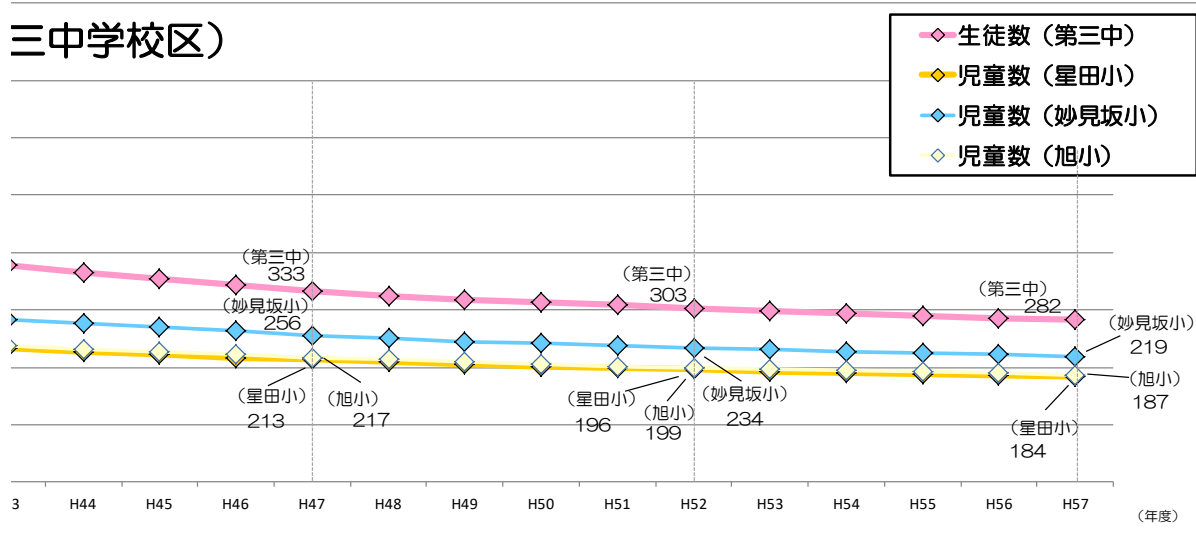
	年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
第三中学校	生徒数	627	633	587	550	502	498	488	483	463	445	416	409	401	394
	学級数	18	17	15	15	14	14	13	12	12	12	12	12	12	12
星田小学校	児童数	362	341	322	308	289	279	275	269	273	267	268	247	247	247
	学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
妙見坂小学校	児童数	376	366	367	376	373	375	373	342	326	313	301	292	280	288
	学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
旭小学校	児童数	374	356	358	341	334	336	311	284	277	275	264	256	255	255
	学級数	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

※H28～H30については、各年5月1日の実数

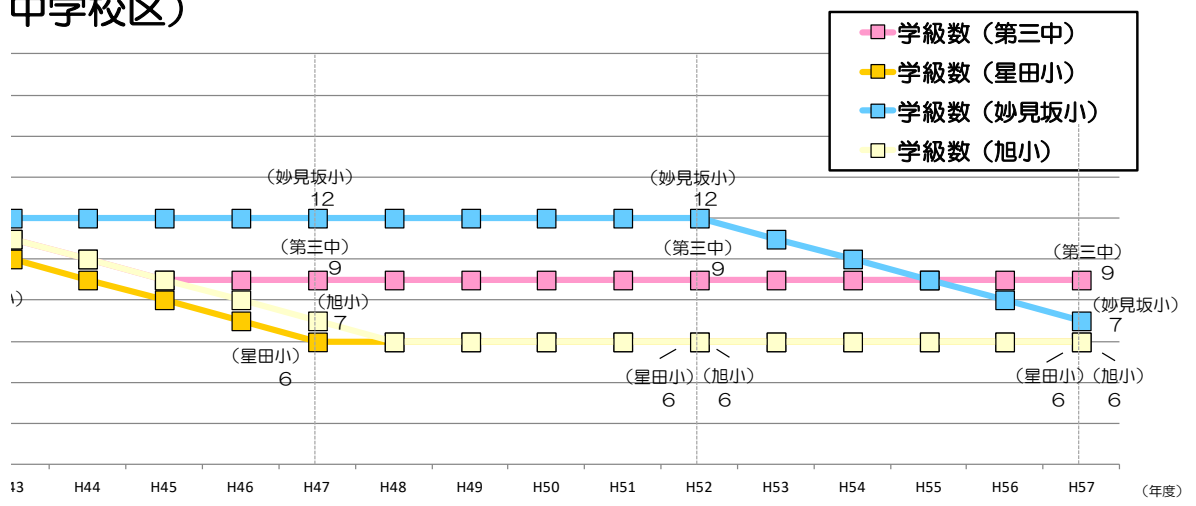
※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

三中学校区)



中学校区)

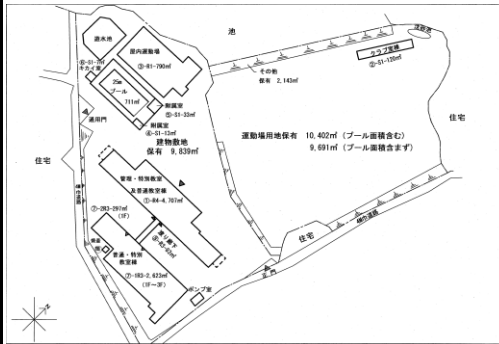


H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
386	377	366	355	344	333	324	317	313	308	303	298	293	289	285	282
12	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
240	234	228	222	217	213	209	205	201	198	196	193	191	188	186	184
11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
291	284	277	270	263	256	251	245	241	237	234	231	228	225	222	219
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	10	9	8	7
244	237	232	227	222	217	213	209	205	202	199	197	194	192	190	187
12	11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

学校規模適正化基本方針（望ましい学校規模について）

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 (1学年あたり2~4学級)
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 (19学級以上24学級以下も許容範囲とする)

②学校施設の諸元

		第三中学校	星田小学
			
敷地面積		22,384㎡	10,232㎡
運動場面積		10,402㎡	6,215㎡
延床面積		8,788㎡	4,916㎡
建築年度	校舎※1	1974(S49)年（建築後43年）	1961(S36)年（建
	体育館	1975(S50)年（建築後42年）	1966(S41)年（建
長寿命化判定	校舎	○	○
	体育館	×	○
長寿命化した場合の残存年数	校舎	37年（建替時期：平成66年）	24年（建替時期：
	体育館	—	29年（建替時期：
健全度評価※2	校舎	59	44
	体育館	100	91

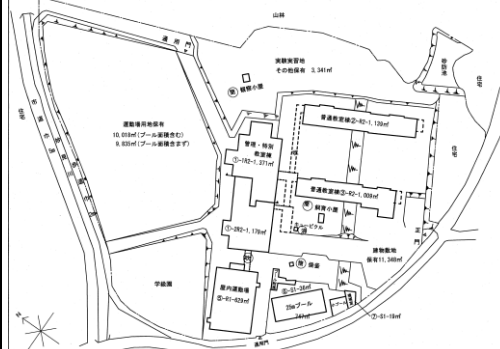
※1 校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000m²以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2 健全度評価は、平成30年10月末時点における、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3 校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\text{面積}_{(棟1)} \times \text{健全度}_{(棟1)} + \dots + \text{面積}_{(棟n)} \times \text{健全度}_{(棟n)}}{\text{面積}_{(棟1 + \dots + 棟n)}} = \text{校舎の健全度}$$

H30.3時点

校	妙見坂小学校	旭小学校
		
n ²	24,524m ²	18,655m ² (第三給食センター跡地1,322m ² あり)
1 ²	9,835m ²	10,018m ²
2 ²	5,862m ²	5,200m ²
建築後56年)	1973(S48)年(建築後44年)	1976(S51)年(建築後41年)
建築後51年)	1974(S49)年(建築後43年)	1977(S52)年(建築後40年)
	○	○
	×	×
平成53年)	36年(建替時期:平成65年)	39年(建替時期:平成68年)
平成58年)	—	—
	72	69
	31	30

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	7.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 給排水設備	6.0
6 空調設備	1.0
7 昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

総和(部位の健全度×部位のコスト配分)
評価対象部位がオールAの点数

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいほど健全、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

A: 概ね良好

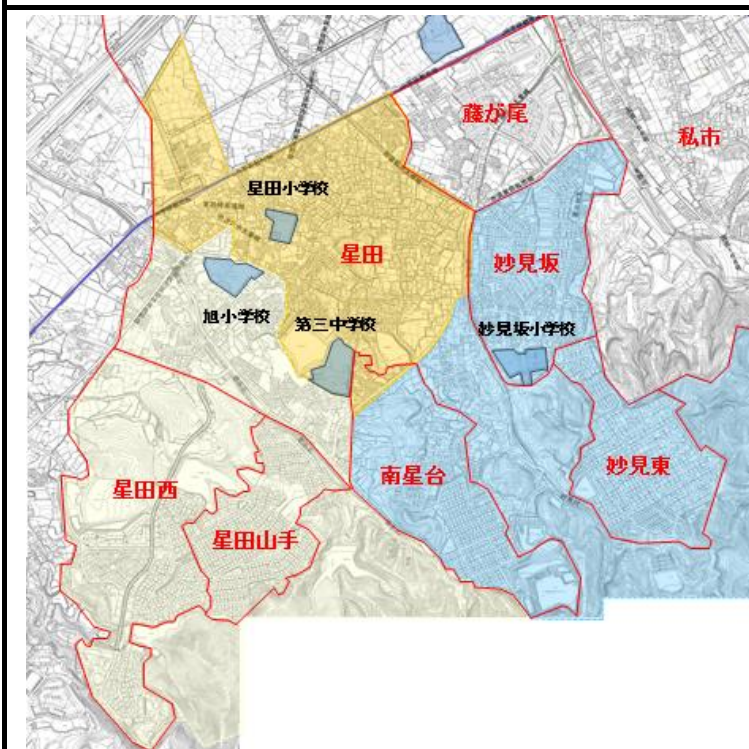
B: 安全上、機能上、問題なし

C: 安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

D: 劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

③校区・地区・通学距離

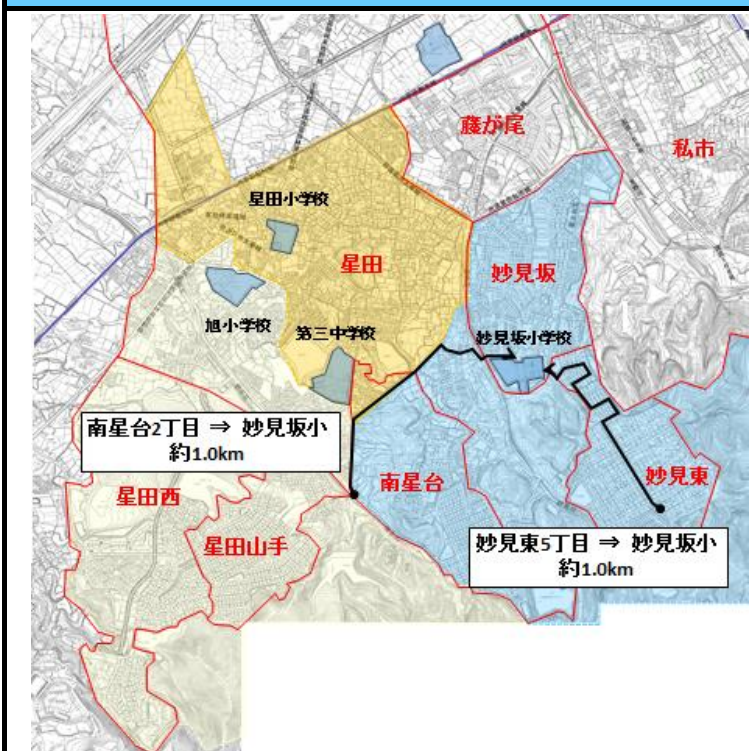
(1) 第三中学校区の地区図・小学校区図



(2) 第三中学校への通学距離



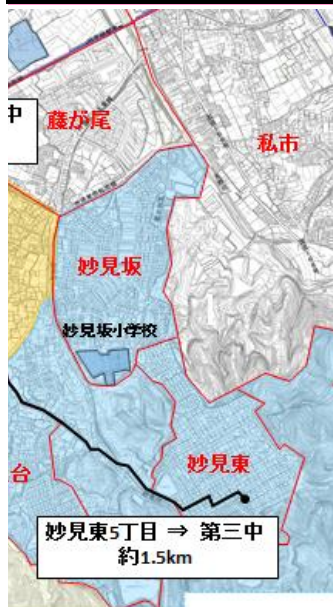
(4) 妙見坂小学校への通学距離



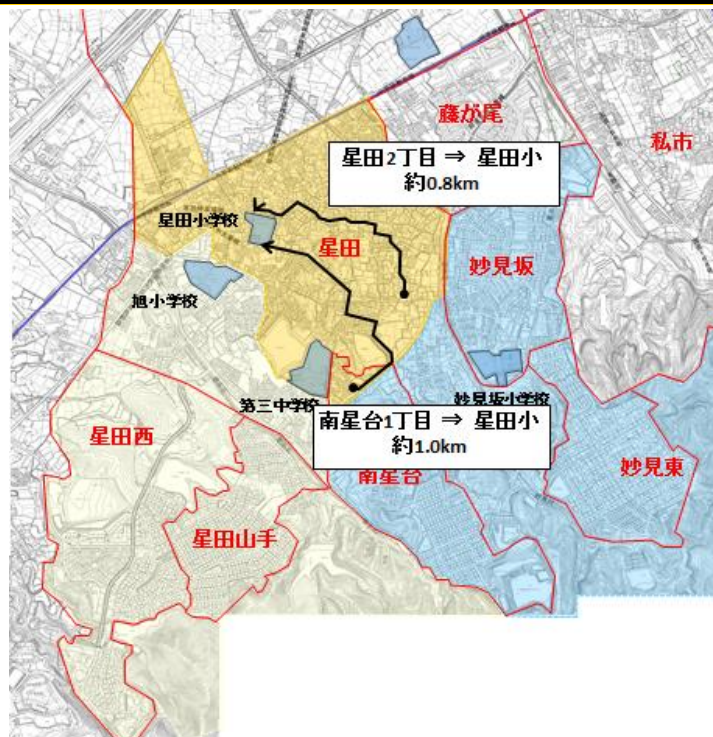
(5) 旭小学校への通学距離



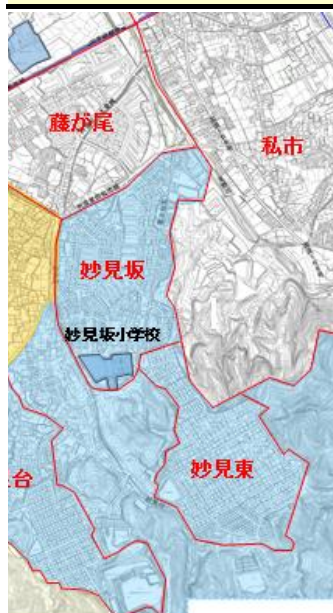
通学距離



(3) 星田小学校への通学距離



学距離



【地域の課題】

星田地区・・・星田北7丁目を除く、星田北地域は藤が尾小学校区（第四中学校区）であるなど、4小学校区、2中学校区にまたがっている。

南星台地区・・・大部分は妙見坂小学校区であるが、一部星田小学校区であり、2小学校区にまたがっている。

学校規模適正化基本方針（望ましい通学距離について）

小学校	2km以内を基本とし、3km以内を許容範囲
中学校	3km以内を基本とし、4km以内を許容範囲

④星田駅北地域の大規模住宅開発

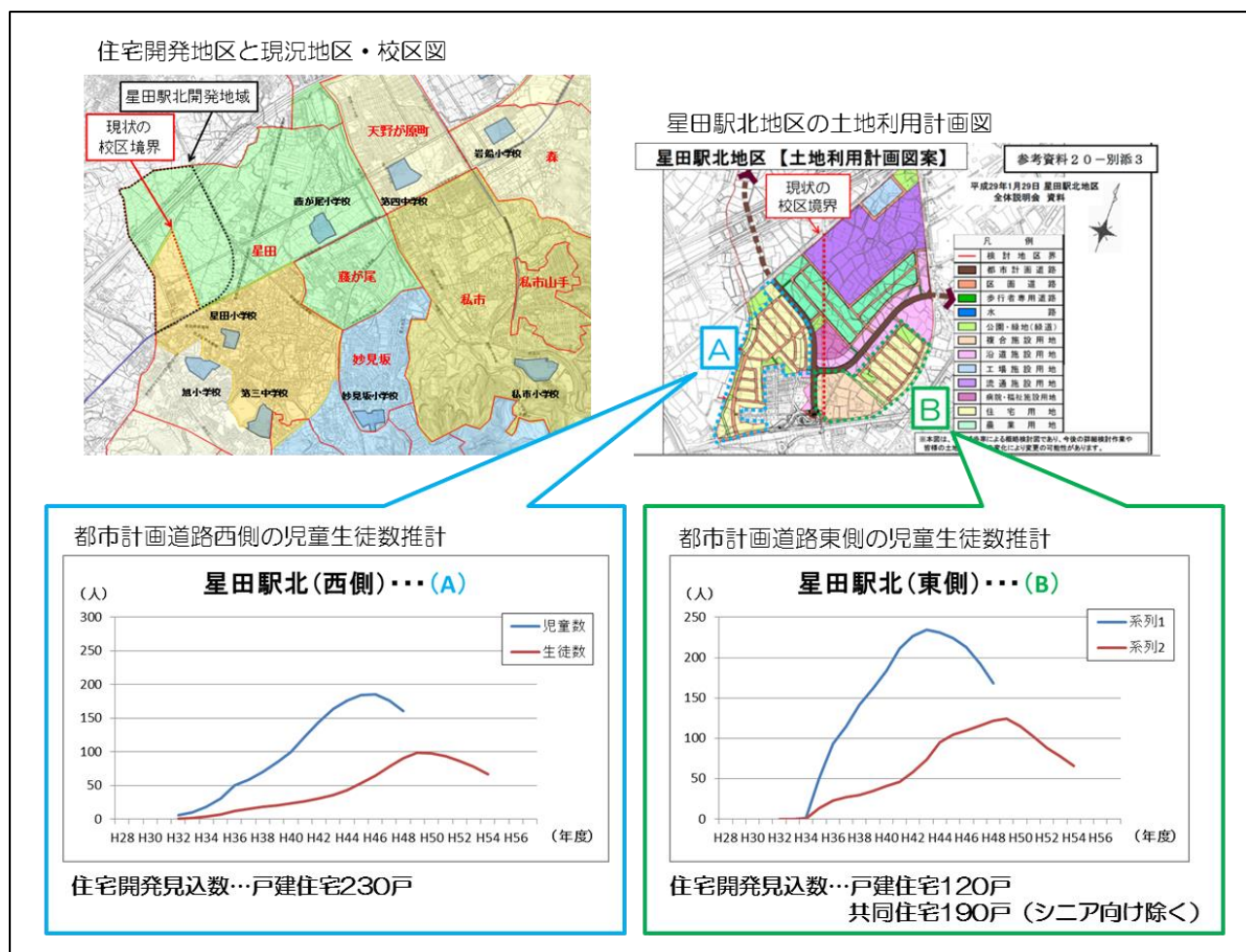
星田小学校区（第三中学校区）と藤が尾小学校区（第四中学校区）にまたがる星田北6～9丁目の星田駅北地域では、土地区画整理事業の中で、平成29年3月時点で戸建て住宅350戸、分譲マンション2棟310戸の住宅開発が計画されています。

当該住宅開発の影響により児童生徒数の大幅な増加が見込まれており、学校区に当該住宅開発地域が含まれる星田小学校や藤が尾小学校では、学校規模が適正規模を上回るようなことはないと見込まれますが、現状の学校施設では、将来児童数の増加や学級数の増加により、教室数が不足するおそれがあります。

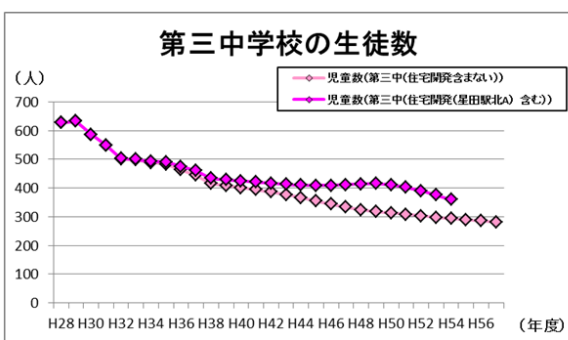
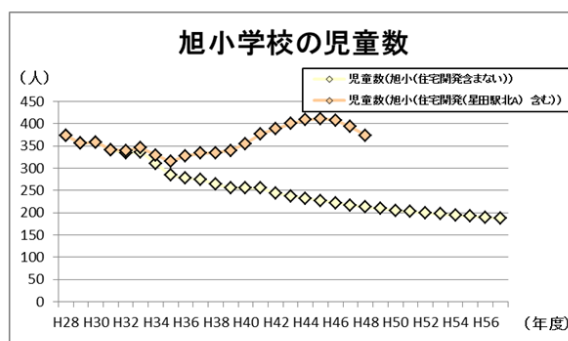
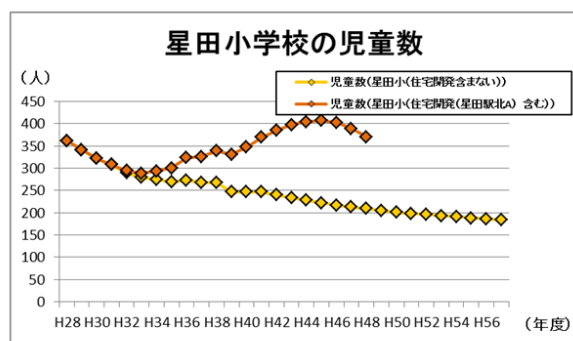
また、第三中学校や第四中学校では、当該開発地域では大幅な生徒数の増加が見込まれますが、中学校区全体でみると、生徒数は一時的に増加に転じる見込みですが、長期的には減少傾向が続くものと見込まれます。

※住宅開発地域の児童生徒数推計については、単純に当該住宅開発地域で増加すると見込まれる児童生徒数の推計をしたものである。したがって、学校別の推計において市内移動による当該住宅開発地域以外の児童生徒数の減少などの要因は加味していない。

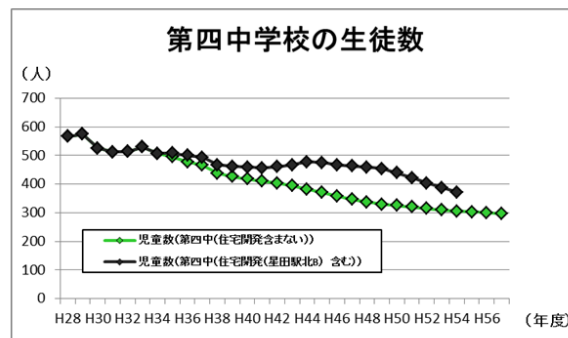
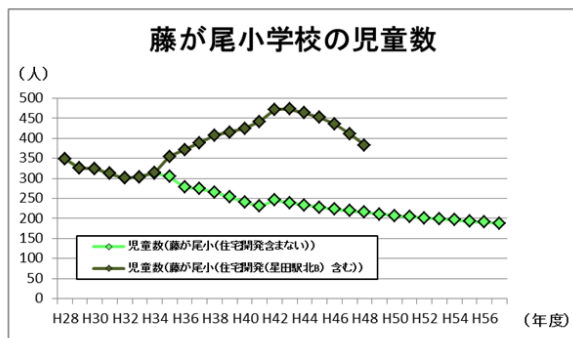
図表 星田駅北地域の住宅開発地域及び当該住宅開発の影響で増加が見込まれる児童生徒数推計



・星田駅北の住宅開発（A）と各学校の児童生徒数推計



・星田駅北の住宅開発（B）と各学校の児童生徒数推計



- 本市の過去の住宅開発を見ると、**住宅購入者の約4割が市内移動による転居**となっている。
- ※ただし、上述の市内移動率は、本市の過去の住宅開発（一団で10戸以上の開発）をもとに算出しており、星田駅北地域のように一団で数百戸の住宅開発について調査したものではない。
- 市内移動者の割合が大きい場合**、当該住宅開発地域以外の地域で児童生徒数が減少し、**他の学校区で小規模化が進むことが懸念**される。

（２）学校適正配置の考え方と配置案

①学校適正配置の考え方

第三中学校区の学校適正配置を考える上では、星田駅北地域の住宅開発の影響が非常に大きく、当該住宅開発については、今後の児童生徒数の推計に大きな影響を与える要因となっています。

この住宅開発地域は、星田小学校区と藤が尾小学校区にまたがっており、星田小学校では住宅開発の影響を加味すると、今後も適正な学校規模で推移すると見込まれます。しかしながら、星田小学校は、市立小・中学校の中で、敷地面積及び学校施設の建物延床面積が最も小さい学校となっているため、住宅開発の影響により、児童数や学級数が増加した場合、現状の学校施設では、教室数が不足するおそれがあります。また、現状の学校区の場合、新しい一団の住宅開発地域が２小学校区（２中学校区）にまたがることとなります。このようなことから、第三中学校区の適正配置を考える上では、住宅開発のある星田駅北地域の学校区についても、あわせて考える必要があります。しかしながら、星田駅北地域の住宅開発については、住宅開発の戸数や分譲時期などが、明確には決まっています。

したがって、第三中学校区の適正配置を考える上では、星田駅北地域の住宅開発の動向を注視しつつ、考えられる星田駅北地域の学校区のパターンごとに、将来にわたって子どもたちにとって望ましいと考えられる教育環境を確保できる学校配置を考える必要があります。

また、第三中学校区では、山手地域が含まれることなどから通学路に高低差がある地域があるため、通学面においては距離だけでなく高低差についても配慮する必要があります。

図表 星田駅北地域の考えられる学校区

大規模住宅開発が見込まれる星田駅北（星田北６～９丁目）の学校区については、当該開発地域の所在地から児童生徒の通学面などを考慮すると、以下①～⑥のような学校区のパターンが考えられる。

第三中学校区と第四中学校区に分かれる場合

①星田北７丁目 ⇒ 星田小学校区、星田北６，８，９丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

（①は、現状の学校区）

②星田北７丁目 ⇒ 旭小学校区、星田北６，８，９丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

すべて第三中学校区とする場合

③星田北６～９丁目 ⇒ 星田小学校区

④星田北６～９丁目 ⇒ 旭小学校区

⑤星田北７丁目 ⇒ 星田小学校区、星田北６，８，９丁目 ⇒ 旭小学校区

または、

星田北７丁目 ⇒ 旭小学校区、星田北６，８，９丁目 ⇒ 星田小学校区

すべて第四中学校区とする場合

⑥星田北６～９丁目 ⇒ 藤が尾小学校区

②学校適正配置の配置案

第三中学校区の学校適正配置案については、星田駅北地域の住宅開発地域の学校区とあわせて考える必要があることから、星田駅北地域の考えられる学校区のパターンごとに、配置案を作成しています。

星田駅北地域の住宅開発を考慮しない場合、将来、第三中学校区内の星田小学校、妙見坂小学校、旭小学校の3小学校すべてが小規模化すると見込まれていますが、星田駅北地域の住宅開発地域の一部を星田小学校区とする場合にあっては、星田小学校は将来も適正な学校規模を維持する見込みとなっています。また、星田駅北地域の住宅開発地域の一部もしくはすべてを旭小学校区とする場合にあっては、旭小学校は将来も適正な学校規模を維持する見込みとなっています。

なお、妙見坂小学校については、星田駅北地域の住宅開発の影響を直接受けないため、今後妙見坂小学校区にて大規模な住宅開発等がない場合は、小規模化すると見込まれています。

以上のことから、第三中学校区の学校適正配置については、星田駅北地域の住宅開発の状況を注視しつつ、いずれの学校も適正規模を確保し、将来にわたって望ましいと考えられる教育環境を確保できる学校配置を検討していく必要があります。

第三中学校区の学校適正配置案では、学校規模適正化の方策として、校区変更又は学校統合をする配置案が考えられます。

校区変更については、星田駅北地域の住宅開発地域を星田小学校、旭小学校、藤が尾小学校（第四中学校区）のいずれの学校区とするかによって配置案を作成しています。

学校統合については、小学校同士での統合を行う配置案（学校統合案）と小学校だけでなく中学校も統合し、小中一貫校を設置する配置案（小中学校統合案）の2種類を作成しています。

また、以下の教育環境上望ましくないと考えられるデメリットを含む配置案については、望ましい配置案とは考えにくいことから、「図表 第三中学校区の適正配置案（一覧表）」では、配置案の案名称に斜線を引き、当該デメリットについては、赤字での表記としています。

図表 教育環境上望ましくないと考えられるデメリット

- | |
|---|
| <p>①児童の通学上、他の学校施設のすぐそばを通過して、遠くの学校へ通学するような場合</p> <p>②児童の通学上、他の小学校区をまたいでの通学、または、他の小学校区を大きく迂回して通学するような場合</p> |
|---|

※後述の「図表 学校適正配置案の評価表」では、教育環境上望ましくないと考えられるようなデメリットを含む配置案については、評価から除外しています。

図表 第三中学校区の適正配置案（一覧表）（１）

案名称	大規模開発が見込まれている 星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、 解消される見込みの課題は、 取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の 学校の位置	メリット	デメリット
校区変更案(1)	星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区	① 将来的な 星田小学校の 小規模化 ② 将来的な 妙見坂小学校の 小規模化 ③ 将来的な 旭小学校の 小規模化 ④ 学校施設の 老朽化 (特に、星田小学校 施設の老朽化が 進んでいる。) ※④については、 学校の適正配置 を検討する際に、 校区変更や学校 統合などの時期 の検討に関わり がある。 施設の改修につ いては、管理計画 で検討する。	1. 星田小学校区の一部を、妙見坂小学校区、旭小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、第三中学校区の各学校で、適正規模を維持することは可能と考えられる。	・星田北7丁目の影響による児童数の増加が推計予測を下回った場合には、星田小学校が小規模化するおそれがある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。 (・星田北7丁目の影響による児童の増加を注視しながら、実施する必要がある。)
学校統合案(1)			星田小学校・妙見坂小学校を統合	星田小学校敷地	・課題②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km) ・課題③が残る。
学校統合案(2)			※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	妙見坂小学校敷地	・課題②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 (最長約1.6km) (星田5丁目や星田北7丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる) ・課題③が残る。
学校統合案(3)			星田小学校・旭小学校を統合	星田小学校敷地	・課題③が解消される。 ・学校間の距離が近接しているため、通学距離が大きく延びる地域がない。(最長約2.2km)	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・課題②が残る。
学校統合案(4)			※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	旭小学校敷地	・課題③が解消される。 ・学校間の距離が近接しているため、通学距離が大きく延びる地域がない。(最長約1.9km) ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・課題②が残る。
学校統合案(5)			妙見坂小学校・旭小学校を統合	妙見坂小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.6km)(星田4丁目や星田6丁目などの地域では、すぐ近くにある星田小学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの、または、迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(6)				旭小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.4km) ・他の小学校区をまたいでの、または、迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(7)			星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校を統合	星田小学校敷地	・課題②及び③が解消される。	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.2km) ・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。
学校統合案(8)			※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	妙見坂小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.6km)
学校統合案(9)				旭小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.1km)
小中学校統合案(1)	星田北8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区		星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 (最長約1.5km) (星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。) ・課題③が残る。
小中学校統合案(2)			妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校の統合	第三中学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km) (星田8丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。)
小中学校統合案(3)			星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・(新)小中学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km)

図表 第三中学校区の適正配置案（一覧表）（2）

案名称	大規模開発が見込まれている 星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、 解消される見込みの課題は、 取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の 学校の位置	メリット	デメリット
校区変更案 (2)-①	星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区 星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な星田小学校の小規模化 ② 将来的な妙見坂小学校の小規模化 ③ 将来的な旭小学校の小規模化 ④ 学校施設の老朽化 (特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。) ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。	1. 旭小学校区の一部を、星田小学校区へ校区変更 2. 星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更 3. 星田小学校区の一部を旭小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持できる可能性がある。	・校区変更箇所が多いため、将来、各学校が適正規模を確保することができるかの推計が困難である。 ・今後さらなる校区変更の可能性がある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
校区変更案 (2)-②			1. 旭小学校区の一部を、星田小学校区、妙見坂小学校区へ校区変更 2. 星田小学校区の一部(南星台)を妙見坂小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。 ・星田小学校や妙見坂小学校では、将来的に再度小規模化するおそれがある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
学校統合案(10)			星田小学校・妙見坂小学校を統合	星田小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km) ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(11)				妙見坂小学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 (最長約1.5km) (星田5丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる)。 ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(7)			星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校を統合	星田小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.2km) ・星田小学校敷地は比較的地面積が小さい。
学校統合案(8)				妙見坂小学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的地面積が大きい。	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.6km)
学校統合案(9)				旭小学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.1km)
小中学校統合案(4)			星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 (最長約1.5km) (星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる)。 ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
小中学校統合案(3)			星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・(新)小中学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km)

図表 第三中学校区の適正配置案（一覧表）（3）

案名称	大規模開発が見込まれている 星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、解消される見込みの課題は、取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
校区変更案(3)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒星田小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な星田小学校の小規模化	1. 星田小学校区の一部を妙見坂小学校区、旭小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
学校統合案(12)		② 将来的な妙見坂小学校の小規模化	妙見坂小学校・旭小学校を統合	妙見坂小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.6km) (星田4丁目や星田6丁目などの地域では、すぐ近くにある星田小学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(13)		③ 将来的な旭小学校の小規模化		旭小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.4km) ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
小中学校統合案(5)		④ 学校施設の老朽化 (特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。) ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。	妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km) (星田8丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。)
小中学校統合案(6)			星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合 ※星田北6,7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	第三中学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・(新)小中学校で、長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km)
校区変更案(4)-①	星田北6,7,8,9丁目 ⇒旭小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な星田小学校の小規模化	1. 旭小学校区の一部を、星田小学校区へ校区変更 2. 星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更 3. 星田小学校区の一部を旭小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持できる可能性がある。	・校区変更箇所が多いため、将来、各学校が適正規模を確保することができるかの推計が困難である。 ・今後さらなる校区変更の可能性がある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
校区変更案(4)-②		② 将来的な妙見坂小学校の小規模化	1. 旭小学校区の一部を、星田小学校区、妙見坂小学校区へ校区変更 2. 星田小学校区の一部(南星台)を妙見坂小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。 ・星田小学校や妙見坂小学校では、将来的に再度小規模化するおそれがある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
学校統合案(14)		③ 将来的な旭小学校の小規模化	星田小学校・妙見坂小学校を統合	星田小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
学校統合案(15)		④ 学校施設の老朽化 (特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。) ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。		妙見坂小学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 (最長約1.5km) (星田5丁目や星田北7丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる。) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
小中学校統合案(7)			星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。 (最長約1.5km) (星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
小中学校統合案(6) ※前述の小中学校統合案(6)と最終的に同じ			星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合 ※星田北6,7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って旭小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	第三中学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・(新)小中学校で、長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km)

図表 第三中学校区の適正配置案（一覧表）（４）

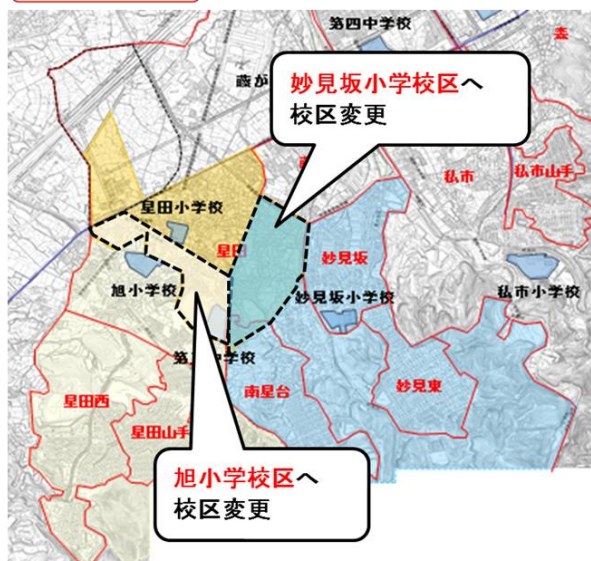
案名称	大規模開発が見込まれている 星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、 解消される見込みの課題は、 取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の 学校の位置	メリット	デメリット
校区変更案(5)			1. 星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更 2. 旭小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・星田北7丁目次第では、星田小学校が小規模化するおそれがある。 ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
校区変更案(6)①	(1) 星田北7丁目⇒星田小学校区		1. 星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更 2. 旭小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・星田北6丁目次第では、星田小学校が小規模化するおそれがある。 ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。 ・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
校区変更案(6)②	星田北6丁目⇒旭小学校区		1. 星田小学校区の一部を妙見坂小学校区、旭小学校区へ校区変更 2. 旭小学校区の一部を妙見坂小学校区へ校区変更 (3. 藤が尾小学校区の一部を、星田小学校区へ校区変更)	—	・将来的にも、各学校で適正規模を維持することは可能と考えられる。	・地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがある。
学校統合案(16)	星田北8.9丁目⇒星田or旭小学校区	① 将来的な星田小学校の小規模化	星田小学校・妙見坂小学校を統合	星田小学校敷地	・課題②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
学校統合案(17)	または、星田北7丁目⇒旭小学校区	② 将来的な妙見坂小学校の小規模化 ③ 将来的な旭小学校の小規模化	※星田北7丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って星田小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	妙見坂小学校敷地	・課題②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約1.6km)(星田5丁目や星田北7丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる。) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
学校統合案(18)	星田北6丁目⇒星田小学校区	④ 学校施設の老朽化(特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。)	妙見坂小学校・旭小学校を統合	妙見坂小学校敷地	・課題②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.6km)(星田4丁目や星田北6丁目などの地域では、すぐ近くにある星田小学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
学校統合案(19)	星田北8.9丁目⇒星田or旭小学校区	※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。	※星田北6丁目の影響による児童生徒数の増加が著しい場合は、学校統合に先立って旭小学校の増床が必要となる可能性がある。(適正規模の範囲内となるように学校統合を実施する必要があるため。)	旭小学校敷地	・課題②が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.4km) ・他の小学校区をまたいでの、または、大きく迂回しての通学となる地域がある。
小中学校統合案(8)	※星田北8.9丁目には住宅建設予定なし		星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約1.5km)(星田5丁目や星田北7丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
小中学校統合案(9)	※右記の配置案は(1)の場合で作成(星田北6丁目と7丁目ではピーク時で50人程度の人数差が見込まれている。)		妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km)(星田8丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの通学となる地域がある。
小中学校統合案(6)	※前述の小中学校統合案(6)と最終的に同じ		星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・(新)小中学校で、長期的に適正規模を上回る見込みである。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km)

図表 第三中学校区の適正配置案（一覧表）（５）

案名称	大規模開発が見込まれている 星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、 解消される見込みの課題は、 取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の 学校の位置	メリット	デメリット
学校統合案(20)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区(第四中学校区) ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な星田小学校の小規模化 ② 将来的な妙見坂小学校の小規模化 ③ 将来的な旭小学校の小規模化 ④ 学校施設の老朽化(特に、星田小学校施設の老朽化が進んでいる。) ※④については、学校の適正配置を検討する際に、校区変更や学校統合などの時期の検討に関わりがある。施設の改修については、管理計画で検討する。	星田小学校・妙見坂小学校を統合	星田小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km) ・課題③が残る。
学校統合案(21)				妙見坂小学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約1.5km)(星田5丁目などの地域では、すぐ近くにある旭小学校を通過しての通学になる。) ・課題③が残る。
学校統合案(22)			星田小学校・旭小学校を統合	星田小学校敷地	・課題①及び③が解消される。 ・学校間の距離が近接しているため、通学距離が大きく延びる地域がない。(最長約2.2km)	・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・課題②が残る。
学校統合案(23)				旭小学校敷地	・課題①及び③が解消される。 ・学校間の距離が近接しているため、通学距離が大きく延びる地域がない。(最長約1.9km) ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・課題②が残る。
学校統合案(24)			妙見坂小学校・旭小学校を統合	妙見坂小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.6km)(星田4丁目や星田6丁目などの地域では、すぐ近くにある星田小学校を通過しての通学となる。) ・他の小学校区をまたいでの、または、迂回しての通学となる地域がある。 ・課題①が残る。
学校統合案(25)				旭小学校敷地	・課題②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.4km) ・他の小学校区をまたいでの、または、迂回しての通学となる地域がある。 ・課題①が残る。
学校統合案(26)			星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校を統合	星田小学校敷地	・課題①、②及び③が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.2km) ・星田小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(27)				妙見坂小学校敷地	・課題①、②及び③が解消される。 ・妙見坂小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.6km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(28)				旭小学校敷地	・課題①、②及び③が解消される。 ・隣接する旧給食センター敷地(1,322㎡)の活用が可能。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.1km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(10)			星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約1.5km) (星田7丁目などの地域では、すぐ近くにある(新)小中学校を通過しての通学となる。) ・課題③が残る
小中学校統合案(11)			星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合	第三中学校敷地	・課題①、②及び③が解消される。 ・第三中学校敷地は比較的敷地面積が大きい。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が延びる地域がある。(最長約2.0km) ・(新)小中学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。

図表 第三中学校区の適正配置案（配置図）― 校区変更案

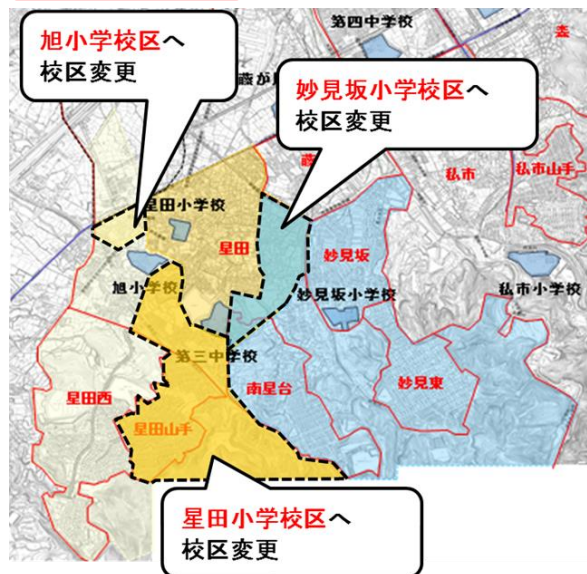
校区変更案(1)



【校区変更案(1)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校区の一部を、
妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更

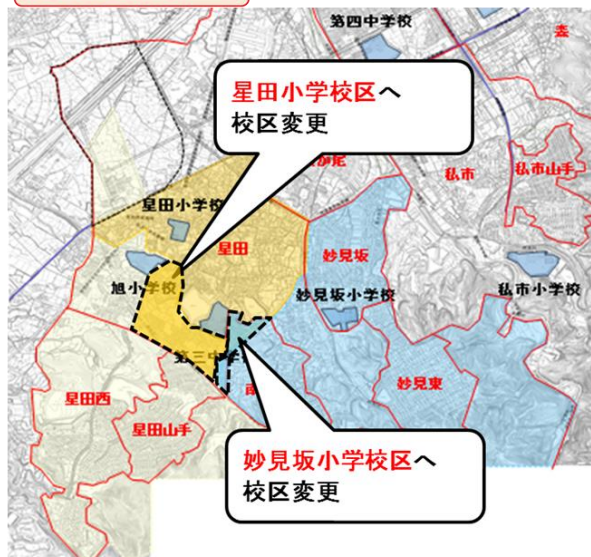
校区変更案(2)－①



【校区変更案(2)－①の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・旭小学校区の一部を星田小学校区へ校区変更
- ・星田小学校区の一部を
妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更

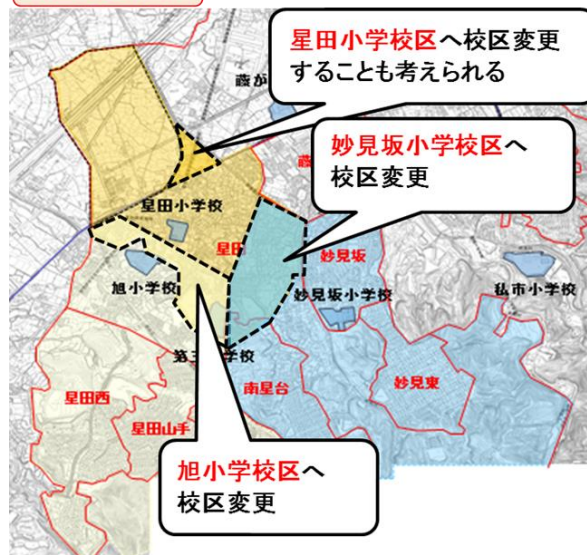
校区変更案(2)－②



【校区変更案(2)－②の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・旭小学校区の一部を
星田小学校区・妙見坂小学校区へ校区変更

校区変更案(3)

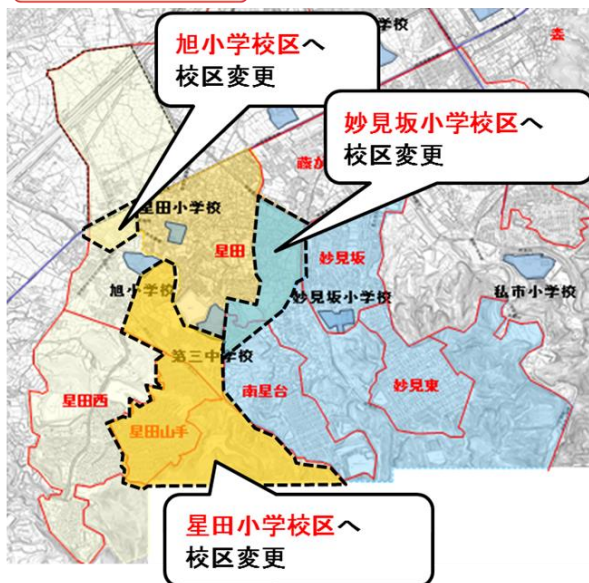


【校区変更案(3)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 星田小学校区
- ・星田小学校区の一部を
妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更

※地区の一部を校区変更する配置案の、校区変更区域については一例です。

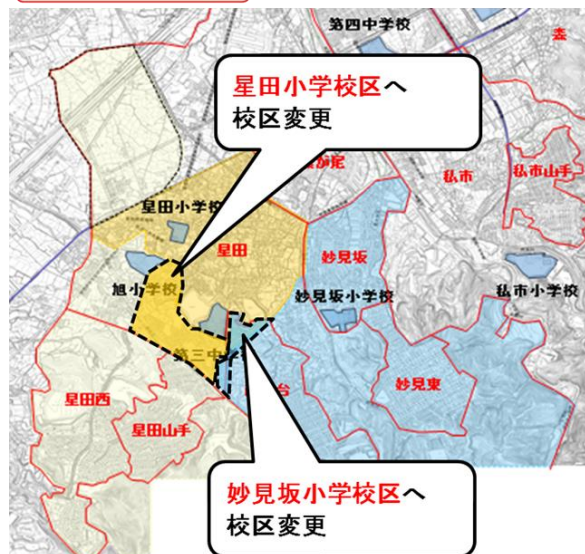
校区変更案(4)－①



【校区変更案(1)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・旭小学校区の一部を星田小学校区へ校区変更
- ・星田小学校区の一部を
妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更

校区変更案(4)－②



【校区変更案(2)－①の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・旭小学校区の一部を
星田小学校区・妙見坂小学校区へ校区変更
- ・星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更

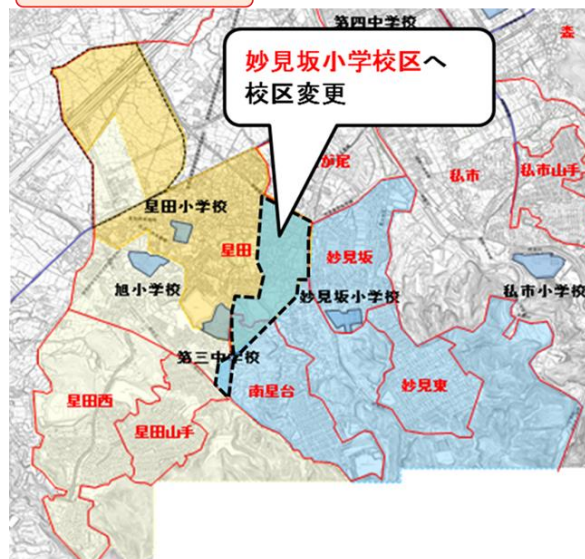
校区変更案(5)



【校区変更案(5)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更
- ・旭小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更

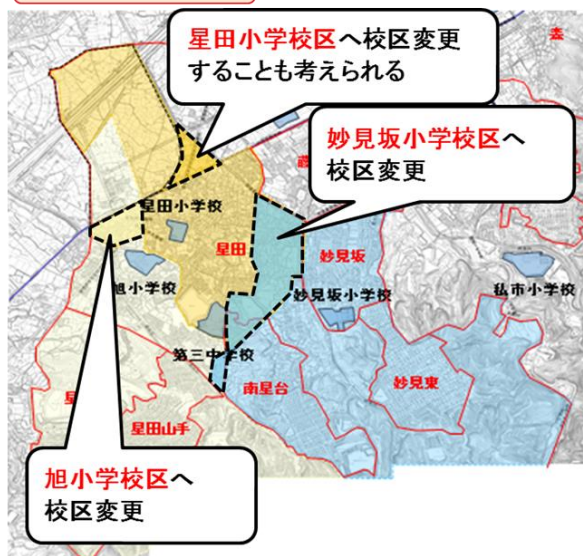
校区変更案(6)－①



【校区変更案(6)－①の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 星田小学校区
- ・星田小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更
- ・旭小学校区の一部を妙見坂小学校区へ
校区変更

校区変更案(6)－②

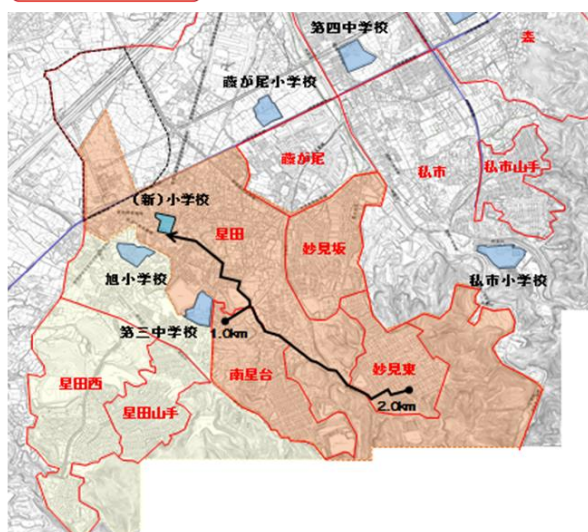


【校区変更案(6)－②の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 星田小学校区
- ・旭小学校区の一部を星田小学校区へ校区変更
- ・星田小学校区の一部を
妙見坂小学校区・旭小学校区へ校区変更
(・藤が尾小学校区の一部を星田小学校区へ
校区変更)

図表 第三中学校区の適正配置案（配置図）― 学校統合案

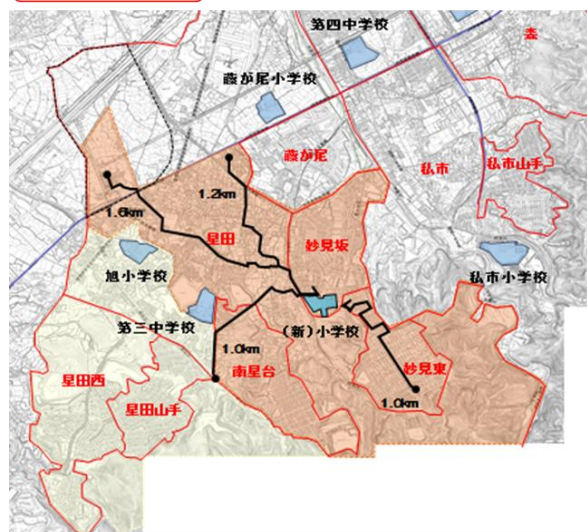
学校統合案(1)



【学校統合案(1)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

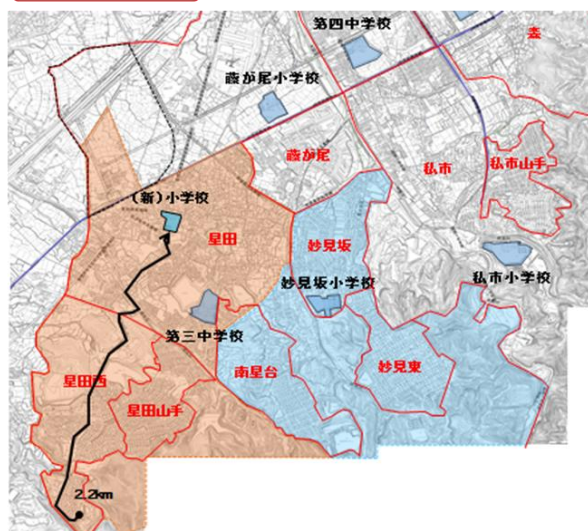
学校統合案(2)



【学校統合案(2)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

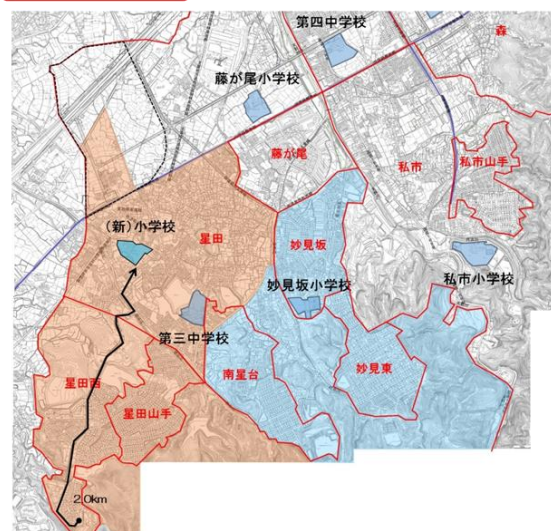
学校統合案(3)



【学校統合案(3)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・旭小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

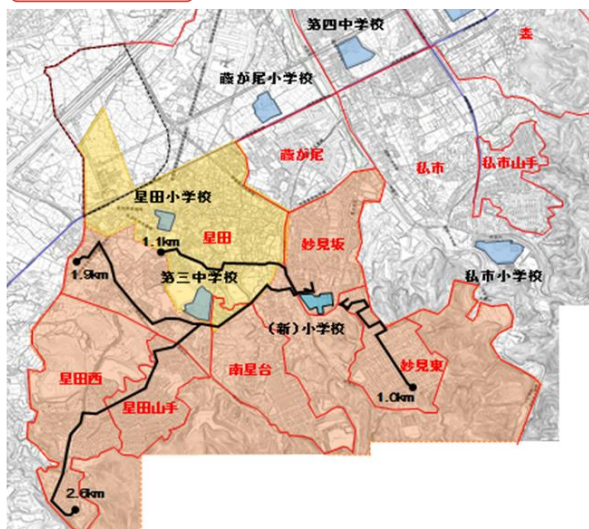
学校統合案(4)



【学校統合案(4)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・旭小学校を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

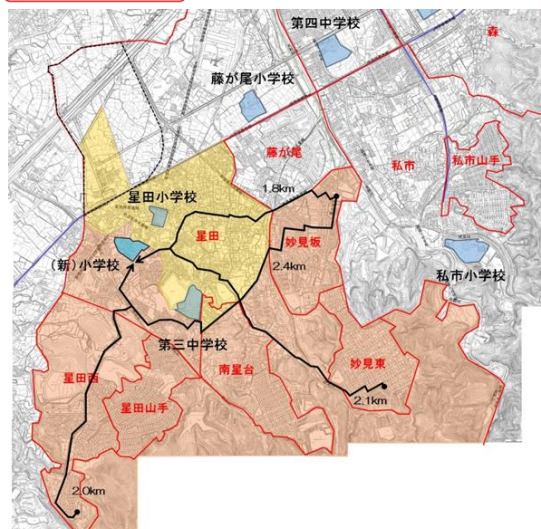
学校統合案(5)



【学校統合案(5)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

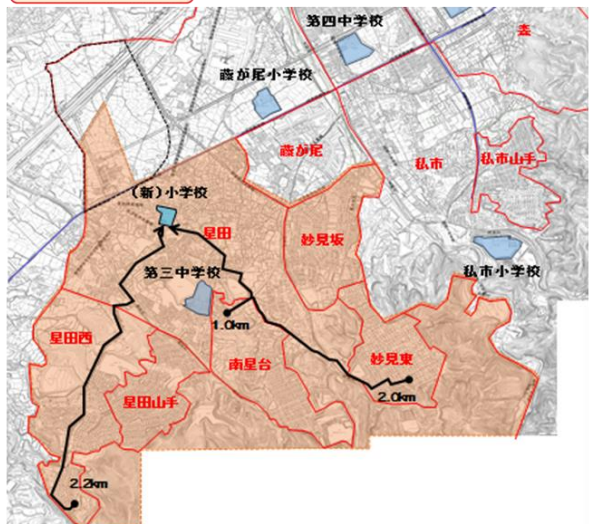
学校統合案(6)



【学校統合案(6)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

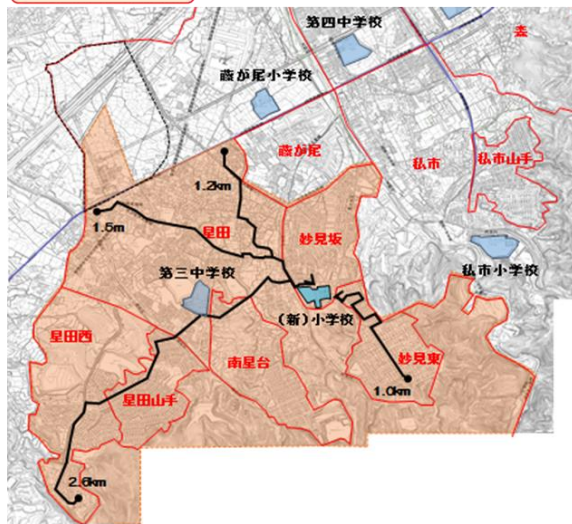
学校統合案(7)



【学校統合案(7)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

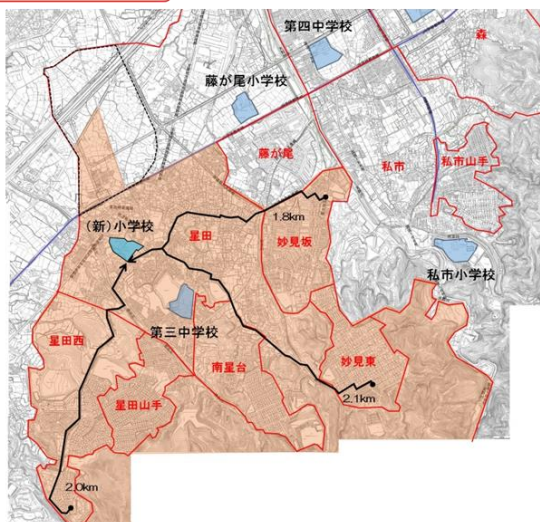
学校統合案(8)



【学校統合案(8)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

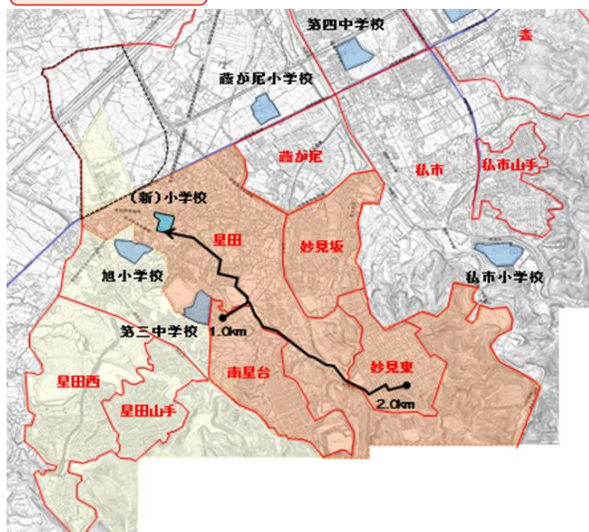
学校統合案(9)



【学校統合案(9)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

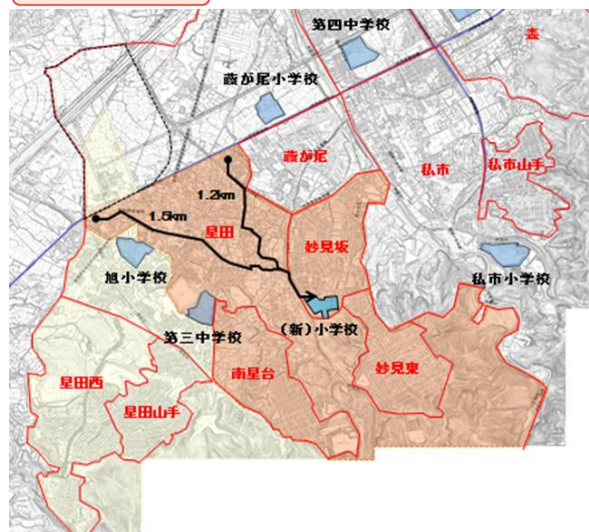
学校統合案(10)



【学校統合案(10)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

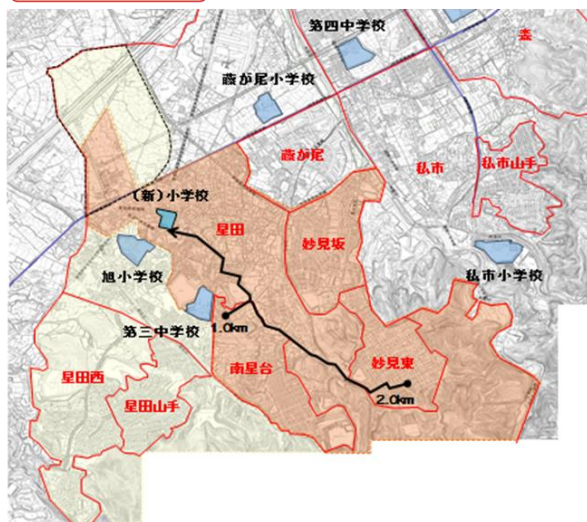
学校統合案(11)



【学校統合案(11)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

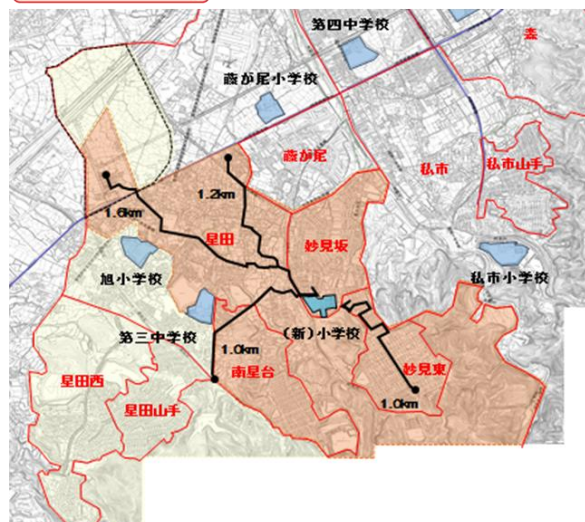
学校統合案(16)



【学校統合案(16)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

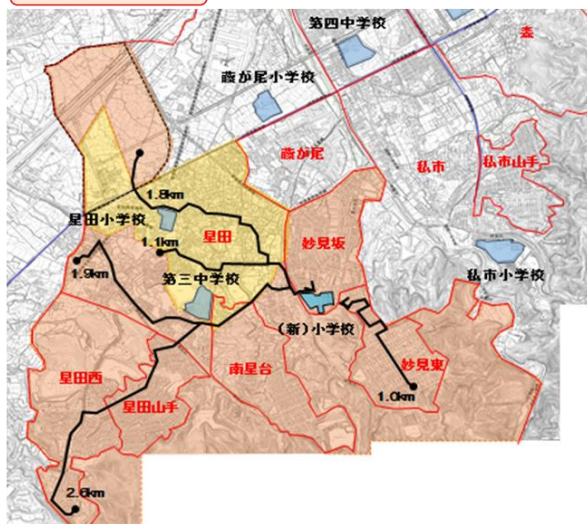
学校統合案(17)



【学校統合案(17)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

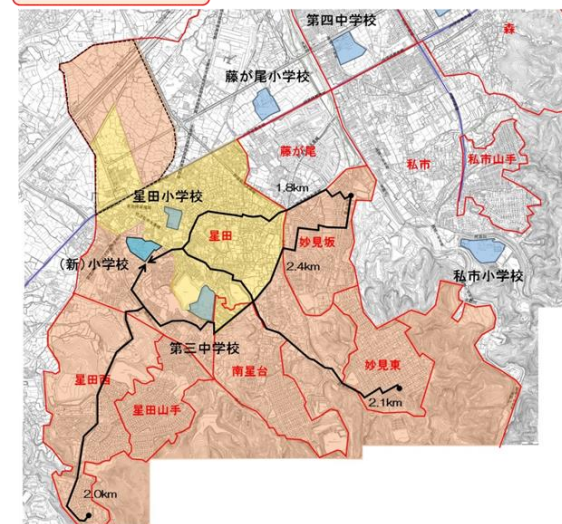
学校統合案(18)



【学校統合案(18)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

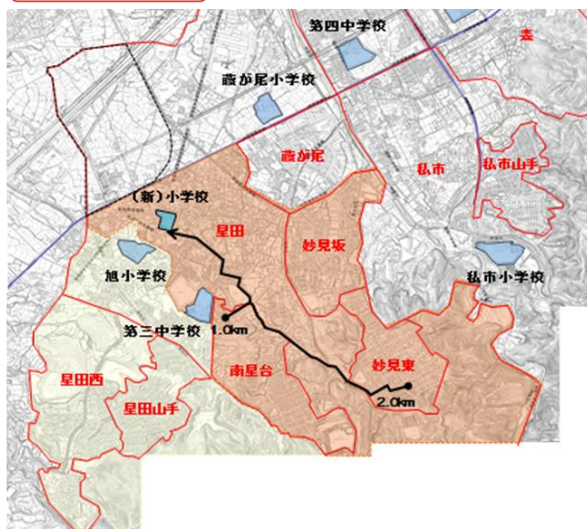
学校統合案(19)



【学校統合案(19)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

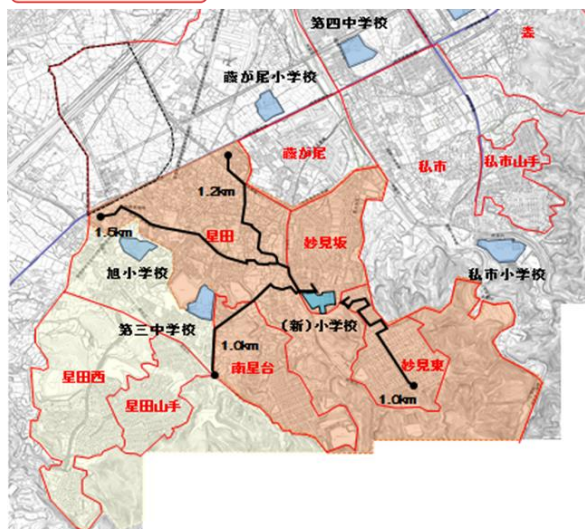
学校統合案(20)



【学校統合案(20)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

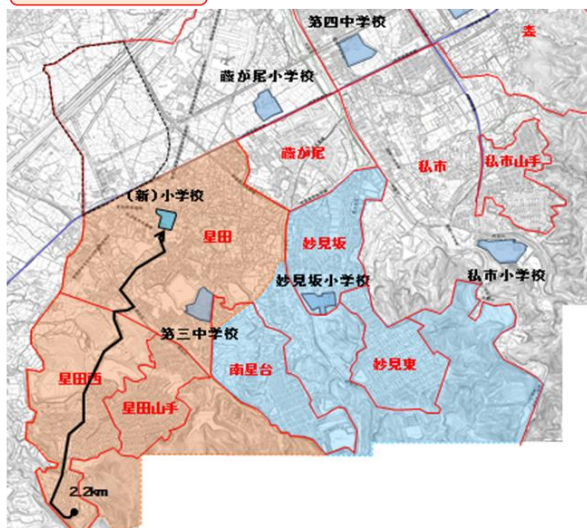
学校統合案(21)



【学校統合案(21)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

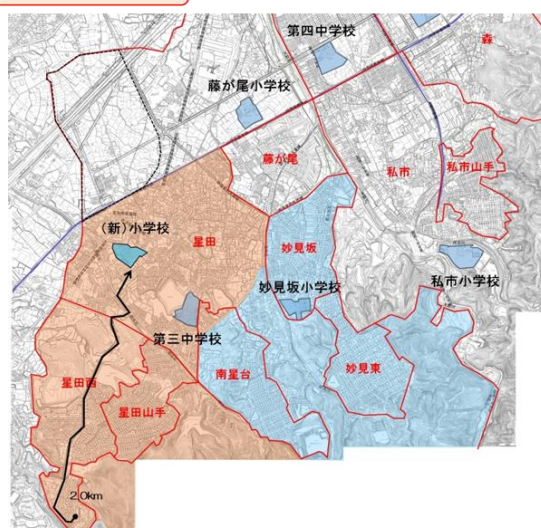
学校統合案(22)



【学校統合案(22)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・旭小学校を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

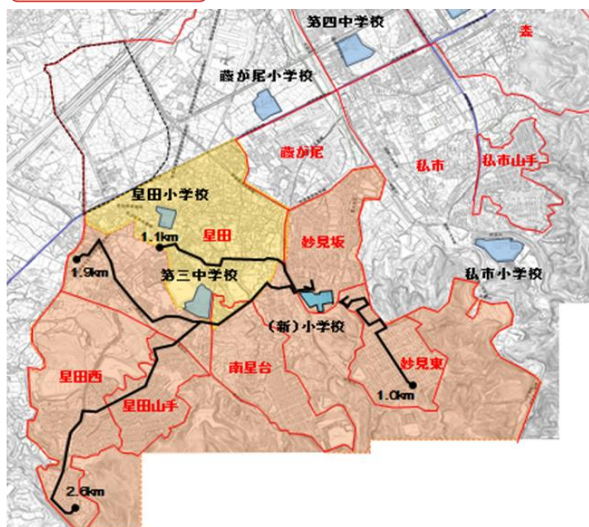
学校統合案(23)



【学校統合案(23)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・旭小学校を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

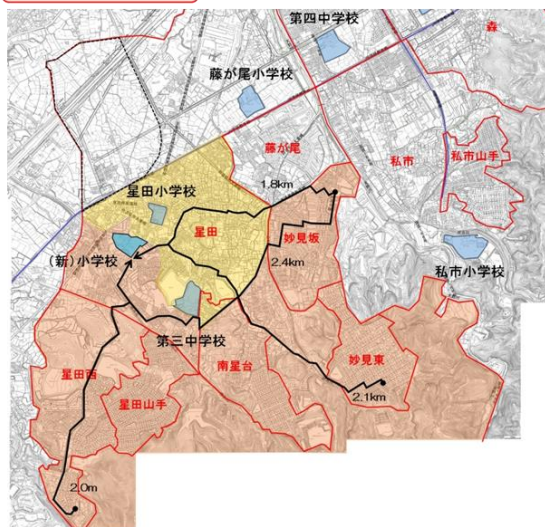
学校統合案(24)



【学校統合案(24)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

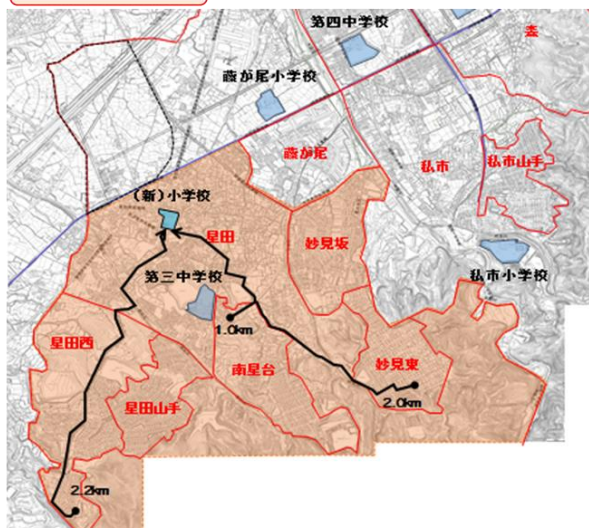
学校統合案(25)



【学校統合案(25)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、
旭小学校敷地に新しい小学校を設置

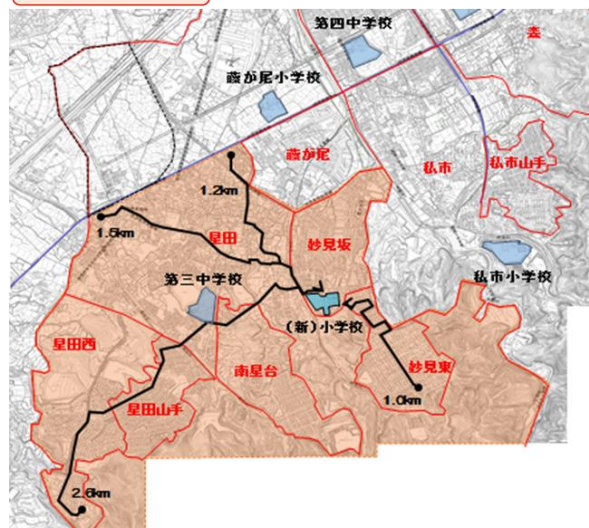
学校統合案(26)



【学校統合案(26)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
を統合し、
星田小学校敷地に新しい小学校を設置

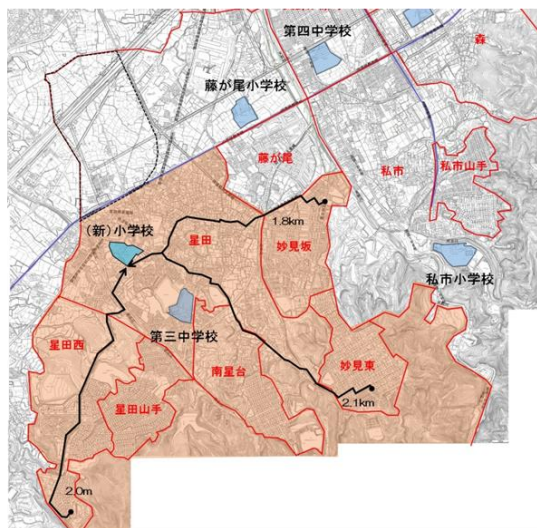
学校統合案(27)



【学校統合案(27)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校
を統合し、
妙見坂小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(28)

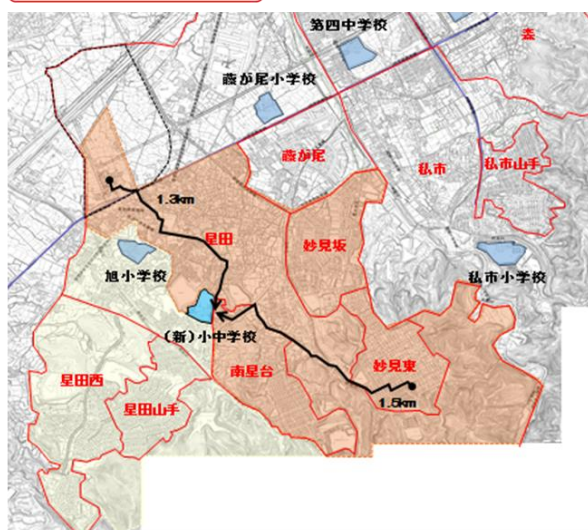


【学校統合案(28)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校を統合し、旭小学校敷地に新しい小学校を設置

図表 第三中学校区の適正配置案（配置図）— 小中学校統合案

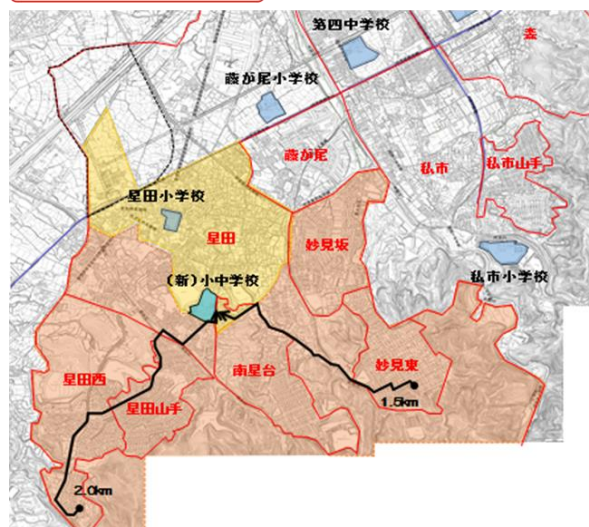
小中学校統合案(1)



【小中学校統合案(1)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

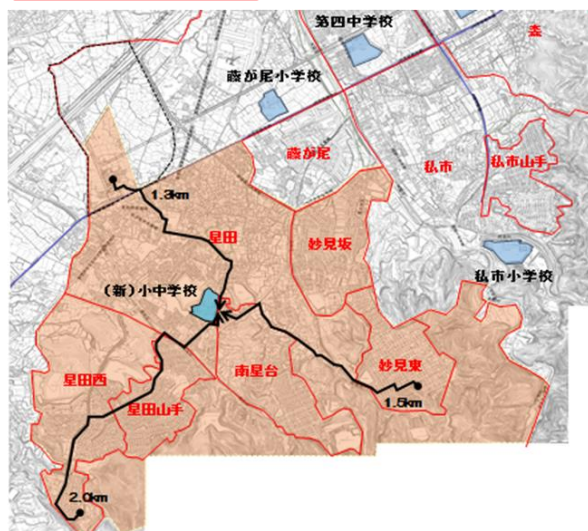
小中学校統合案(2)



【小中学校統合案(2)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

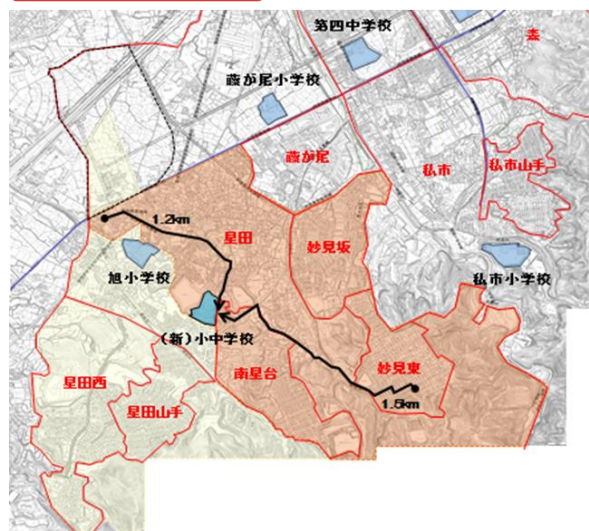
小中学校統合案(3)



【小中学校統合案(3)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

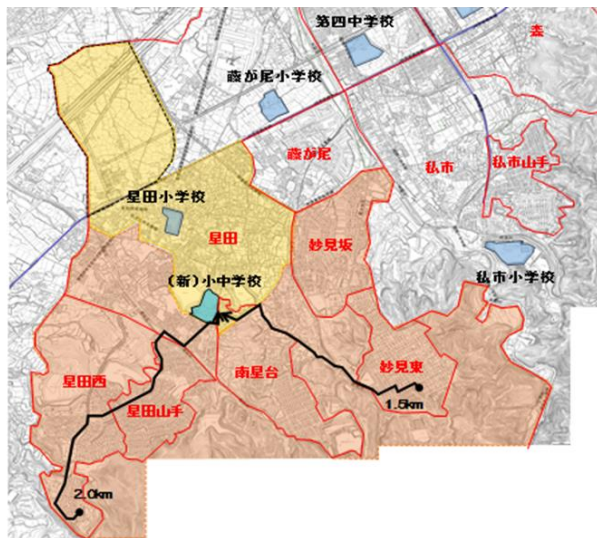
小中学校統合案(4)



【小中学校統合案(4)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 旭小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

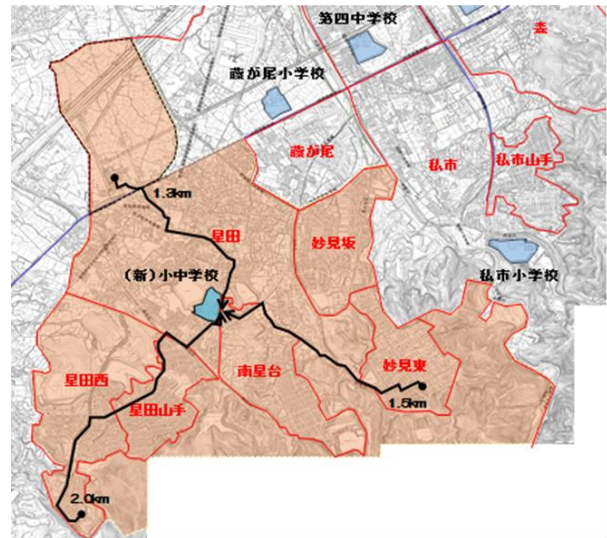
小中学校統合案(5)



【小中学校統合案(5)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 星田小学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

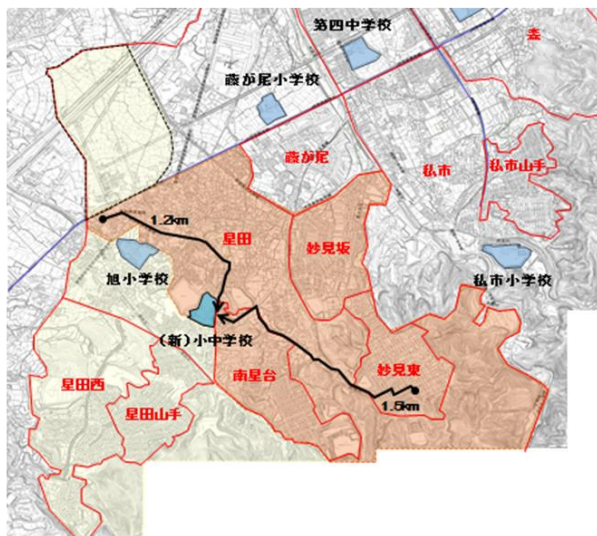
小中学校統合案(6)



【小中学校統合案(6)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小中学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(7)



【小中学校統合案(7)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

This map shows the vicinity of Shiga Junior High School (第四中学校). The central area is labeled 'Shiga' (彦加尾) in red. To the north is 'Shiga Junior Elementary School' (彦加尾小学校). To the east are 'Shiga City' (私市), 'Shiga City Mountain Hand' (私市山手), and 'Shiga City Junior Elementary School' (私市小学校). To the south are 'Shiga East' (妙見東), 'Nanshou Terrace' (南星台), and '(New) Junior High School' ((新)小中学校). To the west are 'Shiga West' (星田西), 'Shiga Mountain Hand' (星田山手), and 'Shiga Elementary School' (旭小学校). A black line indicates a route or boundary, with distances of 1.3km and 1.6km marked. Blue areas represent water bodies.

- ・星田北7丁目 ⇒ (新)小中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 旭小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校
を統合し、
第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

A detailed map of the area around the former Yoda Elementary School site. The map shows several districts: Yoda (yellow), Yoda West (red), Yoda Mountain (red), Nanshan (red), Yoda East (red), and Yoda Mountain (red). Key landmarks include the former Yoda Elementary School site (marked with a black dot), the new middle school (marked with a black dot), and the former Yoda Elementary School site (marked with a black dot). The map also shows the location of the former Yoda Elementary School site (marked with a black dot) and the former Yoda Elementary School site (marked with a black dot). The map includes a scale bar indicating 1.5km and 2.0km.

- ・星田北7丁目 ⇒ 星田小学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小中学校区
- ・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校
を統合し、
第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

Map of the area around the 'New' Middle School and Junior High School, showing the proposed route for the 'New' Middle School and Junior High School. The map includes labels for 'Fourth Middle School', 'Sakuragi Elementary School', 'Sakuragi', 'Sakuragi Plateau', 'Sakuragi West', 'Sakuragi Mountain', 'Nanshantai', 'Sakuragi East', 'Private City', 'Private City Mountain', and 'Private City Elementary School'. Distances are marked: 1.2km, 1.6km, and 2.0km.

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・星田小学校・妙見坂小学校・旭小学校・第三中学校を統合し、第三中学校敷地に新しい小中学校を設置

(3) 学校適正配置の方向性

①学校適正配置案の評価

各配置案は、学校適正配置の評価表により、客観的かつ多面的に評価しています。

評価項目は4種類で、各評価項目に対して評価内容を設定しています。評価内容は校区変更案・学校統合案・小中学校統合案に共通の内容と、学校統合案や小中学校統合案などの学校統合を行う場合に必要があると考えられる評価内容があります。各評価内容は、評価基準を基に「◎」「○」「△」「×」の4段階（一部の評価内容は3段階）で評価し、評価点を設定しています。

図表 学校適正配置案の評価表（1）

【1】共通評価項目・内容						
評価項目	評価内容	星田北の学校区				
		星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区				
		現状の 学校配置	校区変更案(1)	学校統合案(1)	学校統合案(3)	学校統合案(4)
			校区変更内容 星田小学校区一部を 妙見坂小学校区、旭 小学校区へ	統合校：星小＋妙小 統合後の敷地 星小	統合校：星小＋旭小 統合後の敷地 星小 旭小	
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	△	△	△
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	○	○	○	○	○
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	○	△	○
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	○	△	△	△
配置案 評価点 合計		50	80	45	35	45

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容					
評価項目	評価内容	星田北の学校区			
		星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区			
		学校統合案(1)	学校統合案(3)	学校統合案(4)	
		統合校：星小＋妙小 統合後の敷地 星小	統合校：星小＋旭小 統合後の敷地 星小 旭小 ^{※2}		
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積 ^{※1}	△	△	○	
配置案 評価点 合計		5	5	10	

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準			
評価内容	傾斜 配点	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来（平成57年度）にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離（小学生2km以内、中学生3km以内）の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての 機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準		
評価内容	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（19,974㎡）の120％（23,969㎡）以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（19,974㎡）の80％（15,980㎡）以上、120％（23,969㎡）未満の面積。

また、特に重要度が高いと考えられる評価内容（「各学校の学校規模」「通学距離」）については、評価点を他の内容の2倍とする傾斜配点を設定しています。

※学校適正配置案の評価表については、基本的な評価項目・内容に基づく各配置案の客観的な評価を示すものであり、評価点のみで配置を決定するものではない。

星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区					星田北7丁目⇒旭小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区
学校統合案(7)	学校統合案(8)	学校統合案(9)	小中学校統合案(3)	校区変更案(2)-①	
統合校：星小+妙小+旭小			統合校：星小+妙小+旭小+三小	校区変更内容	
統合後の敷地			統合後の敷地	旭小学校区の一部を星田小学校区へ、星田小学校区の一部を妙小+旭小学校区へ、旭小学校区へ	
星小	妙小	旭小	三小		
× ※1	× ※1	× ※1	× ※1	◎	
○	○	○	◎	○	
△	△	△	○	○	
△	△	△	△	○	
25(65)	25(65)	25(65)	45(85)	80	

※ 学校統合案2・5・6、小中学校統合案1・2については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発地域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成48年度以降、児童数の減少により「◎」となる見込み。

星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒藤が尾小学校区				
学校統合案(7)	学校統合案(8)	学校統合案(9)	小中学校統合案(3)	
統合校：星小+妙小+旭小			統合校：星小+妙小+旭小+三小	
統合後の敷地			統合後の敷地	
星小	妙小	旭小※2	三小	
× ※3	○	○	× ※4	
0(5)	10	10	0(10)	

※1 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※2 学校統合案の旭小学校の敷地面積は、旭小学校敷地に隣接する(旧)第三給食センターの敷地面積(1,322㎡)を合計した21,057㎡(うち194㎡は実敷地等)とする。

※3 平成46年度以降、児童数の減少により「△」となる見込み。

※4 平成34年度以降、児童数の減少により「○」となる見込み。

△：改善可能な課題がある状態（5点）	×：改善困難な課題がある状態（0点）
将来（平成57年度）、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離（小学生3km以内、中学生4km以内）である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△：改善可能な課題がある状態（5点）	×：改善困難な課題がある状態（0点）
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（19,974㎡）の80%（15,980㎡）未満の面積。	小・中学校設置基準（平成14年文部科学省令）に定める校舎・運動場面積が確保できていない。

図表 学校適正配置案の評価表（２）

【1】共通評価項目・内容						
評価項目	評価内容	星田北の学校区				
		星田北7丁目⇒星田小学校区 星田北6,8,9丁目⇒ 旭が尾小学校区	星田北6,7,8,9丁目 ⇒星田小学校区	星田北6,7,8,9丁目⇒旭小学校区	星田北7丁目⇒星田小学校区(寄込校、旭小学校区)、星田北6,8,9丁目⇒旭小学校区(寄込校、旭小学校区)	
		現状の 学校配置	校区変更案(3)	小中学校統合案(8)	校区変更案(4)-①	校区変更案(6)-②
			校区変更内容	統合校:星小+妙小+旭小+三小中	校区変更内容	校区変更内容
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	×	◎	◎
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	○	○	◎	○	○
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	○	○	○
4. 学校と地域コミュニティの関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	○	△	○	○
配置案 評価点		50	80	45	80	80

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容							
評価項目	評価内容	星田北の学校区					
		星田北6,7,8,9丁目⇒星田小学校区	小中学校統合案(8)	統合校:星小+妙小+旭小+三小中	統合後の敷地	三小	
		2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※2	×			
		配置案 評価点		0			

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準			
評価内容	傾斜 配点	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準		
評価内容	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の120%(23,969㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)以上、120%(23,969㎡)未満の面積。

星田北6,7,8,9丁目⇒藤が尾小学校区						
学校統合案(20)	学校統合案(22)	学校統合案(23)	学校統合案(26)	学校統合案(27)	学校統合案(28)	小中学校統合案(11)
統合校:星小+妙小	統合校:星小+旭小		統合校:星小+妙小+旭小			統合校:星小+妙小+旭小+三中
統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地
星小	星小	旭小	星小	妙小	旭小	三中
△	△	△	× ※1	× ※1	× ※1	× ※1
○	○	○	○	○	○	◎
○	△	○	△	△	△	○
△	△	△	△	△	△	△
45	35	45	25(65)	25(65)	25(65)	45(85)

※ 校区変更案2-②・4-②・5-6-①、学校統合案10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・21・24・25、小中学校統合案4・5・7・8・9・10については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発地域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成38年度以降、児童生徒数の減少により、「◎」となる見込み。

星田北6,7,8,9丁目⇒藤が尾小学校区						
学校統合案(20)	学校統合案(22)	学校統合案(23)	学校統合案(26)	学校統合案(27)	学校統合案(28)	小中学校統合案(11)
統合校:星小+妙小	統合校:星小+旭小		統合校:星小+妙小+旭小			統合校:星小+妙小+旭小+三中
統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地	統合後の敷地
星小	星小	旭小 ^{※3}	星小	妙小	旭小 ^{※3}	三中
△	△	○	× ※4	○	○	× ※5
5	5	10	0(5)	10	10	0(10)

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 学校統合案の旭小学校の敷地面積は、旭小学校敷地に隣接する(旧)第三給食センターの敷地面積(1,322㎡)を合計した21,057㎡(うち194㎡は実験地等)とする。

※4 平成35年度以降、児童生徒数の減少により、「△」となる見込み。

※5 平成33年度以降、児童生徒数の減少により、「○」となる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。

②学校適正配置の方向性

学校適正配置の評価表では、校区変更案（１）・（２）－①・（３）・（４）－①・（６）－②がそれぞれ 80 点と高い評価点となっています。学校統合案では、（７）・（８）・（９）・（26）・（27）・（28）が※１に記載の年度以降では 65 点の評価点となる見込みとなっています。小中学校統合案では、小中学校統合案（３）・（11）が※１に記載の年度以降では、85 点と高い評価点となる見込みとなっています。

第三中学校区の学校適正配置は、学校適正配置の考え方にも記載のとおり、大規模住宅開発の見込まれている星田駅北地域の望ましい学校区とあわせて考える必要があります。しかしながら、星田駅北地域の住宅開発については、まだ土地利用計画や住宅開発の戸数などが確定したものではないため、当該住宅開発がさらに確かなものとなった時点で、すみやかに再度、学校区とあわせて将来に向けた望ましい学校適正配置を検討することとし、当該住宅開発の影響を受けない妙見坂小学校区では、今後も児童数の減少が見込まれることなどから、適切な時期に学校規模適正化の方策を実施することとします。

加えて、学校区と地区の境界が一致していない地域についても、学校規模適正化の方策を実施していく中で、あわせて考えることとします。

※星田駅北地域の住宅開発地域の学校区については、平成 16 年度学校教育審議会への諮問案件「交野市立小学校の校区の一部見直しについて」に対する、学校教育審議会からの中間答申（平成 19 年）では、藤が尾小学校区への異動を想定した星田北地域について、星田北 6 ～ 9 丁目を検討対象地域（当時は星田小学校区）としています。一方、星田北 6、8、9 丁目については、藤が尾小学校区としたものの、星田北 6 丁目については一部に通学距離等の問題があるため、今後の開発状況を見据え、配慮を要する地域とし道路アクセス等が明確になった時点で再度検討することが望ましいとしています。

5. 第四中学校区

(1) 現状と課題

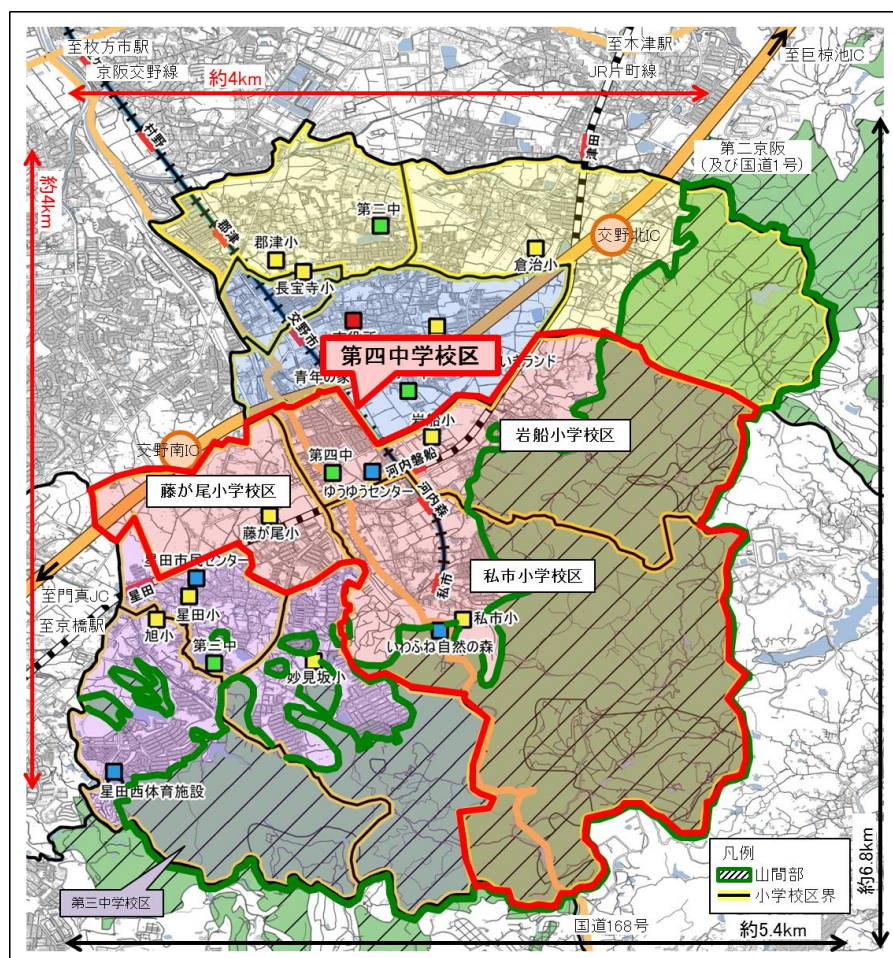
第四中学校区は、岩船小学校、藤が尾小学校、私市小学校、第四中学校の3小1中で構成されています。

各学校の学校規模は、私市小学校、第四中学校については、推計上、平成57年度まで適正な学校規模で推移すると見込まれています。しかしながら、岩船小学校、藤が尾小学校については、平成30年度時点では適正規模ですが、大規模な住宅開発等の影響を考慮しない場合、平成57年度までには、小規模になる見込みとなっています。

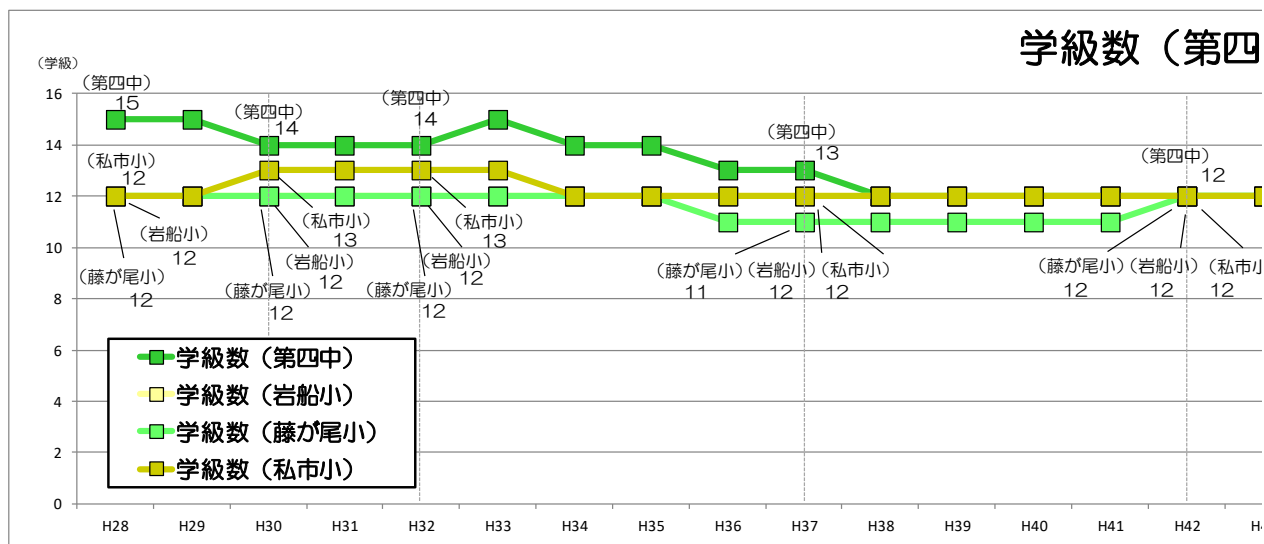
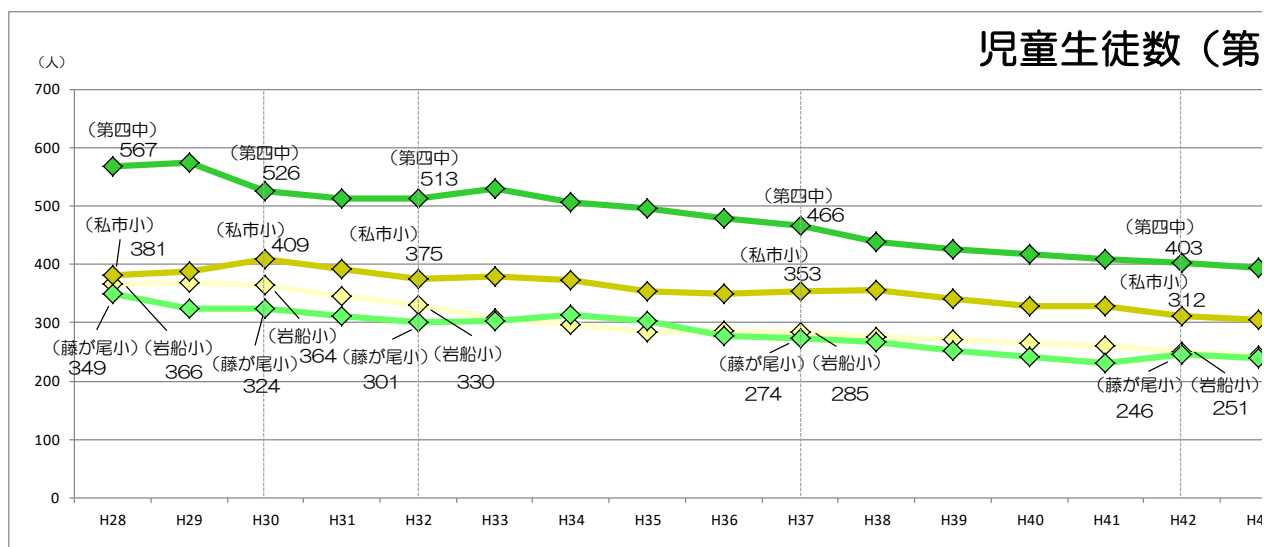
一方、第四中学校区の学校施設ですが、本市の学校施設の中では、比較的建築後年数の経過していない建物が多く、平成30年度時点では、築後40年を経過した建物を有する学校は岩船小学校と藤が尾小学校となっています。しかしながら、岩船小学校と藤が尾小学校以外の学校でも、すべての建物が築後30年以上経過しており、今後施設の老朽化に伴う更新・改修の時期を迎えることとなります。

また、藤が尾小学校区（第四中学校区）と星田小学校区（第三中学校区）にまたがる星田駅北地域では、大規模な住宅開発が計画されており、当該住宅開発の影響により、児童生徒数が大きく増加すると見込まれています。（66ページ「3. 第三中学校区 (1) 現状と課題 ④星田駅北地域の大規模住宅開発」参照。）

図表 第四中学校区の位置図



①児童生徒数・学級数の将来推計（大規模な住宅開発の影響は考慮しない場合）



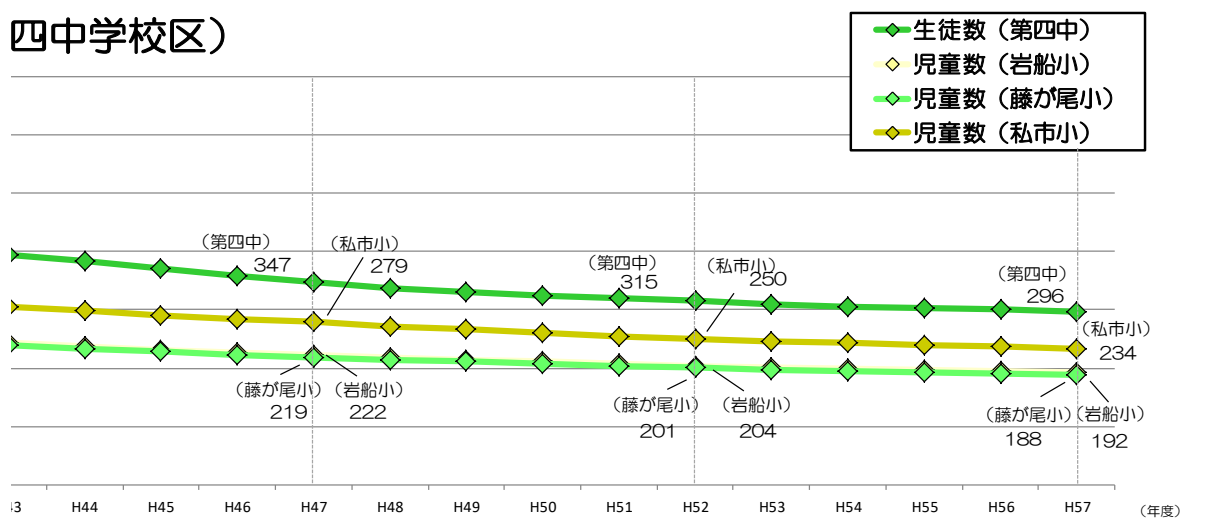
年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
第四中学校	生徒数 567	574	526	512	513	529	507	495	478	466	438	426	418	410
	学級数 15	15	14	14	14	15	14	14	13	13	12	12	12	12
岩船小学校	児童数 366	368	364	345	330	307	297	283	286	285	275	271	265	261
	学級数 12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
藤が尾小学校	児童数 349	325	324	312	301	303	313	304	278	274	266	253	241	231
	学級数 12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11
私市小学校	児童数 381	388	409	391	375	380	372	353	349	353	356	342	329	329
	学級数 12	12	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12

※H28～H30については、各年5月1日の実数

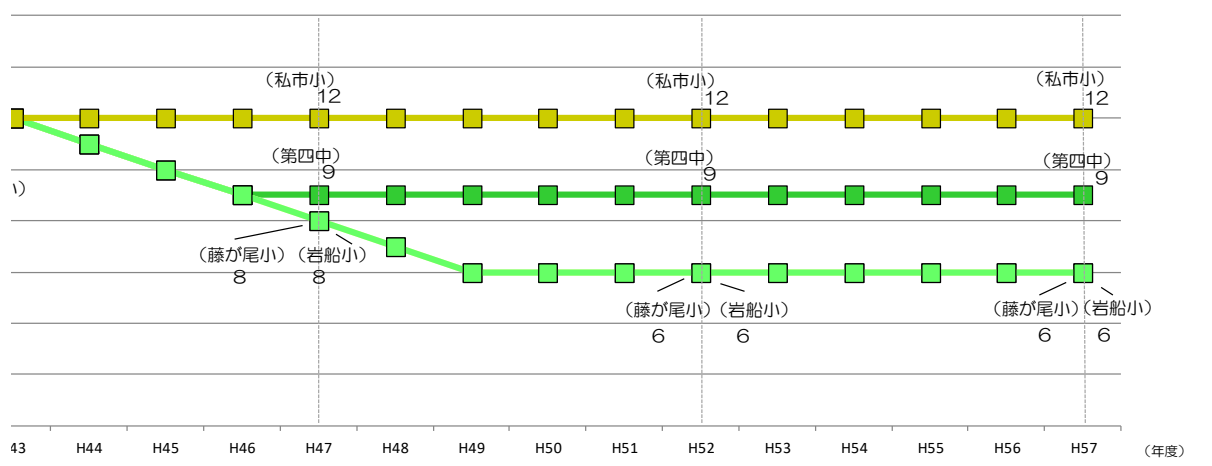
※児童生徒数には、支援学級児童生徒数含む。

※学級数には支援学級数を含まない。

四中学校区)



中学校区)

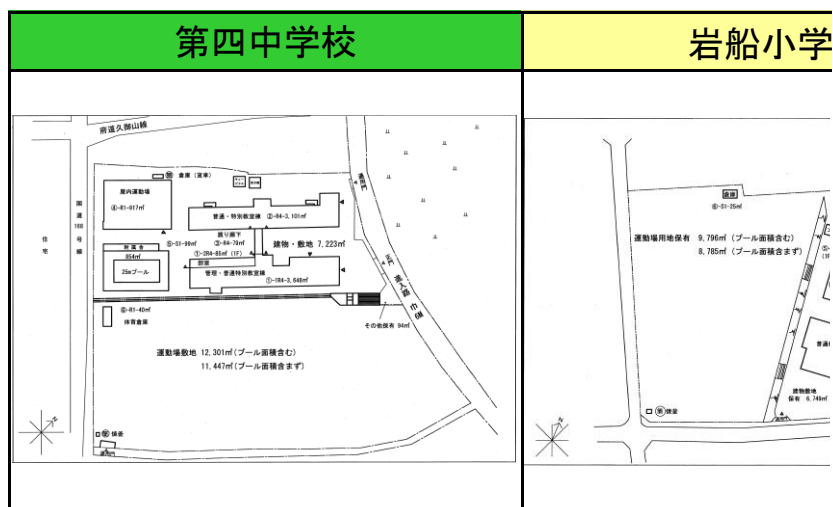


H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48	H49	H50	H51	H52	H53	H54	H55	H56	H57
403	394	383	370	358	347	338	330	325	320	315	310	306	303	300	296
12	12	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
251	244	237	232	227	222	218	214	211	207	204	202	199	197	194	192
12	12	11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
246	239	233	228	223	219	215	211	207	204	201	198	196	193	191	188
12	12	11	10	9	8	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
312	305	298	291	285	279	272	266	260	255	250	246	243	240	237	234
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

学校規模適正化基本方針（望ましい学校規模について）

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 (1学年あたり2～4学級)
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 (19学級以上24学級以下も許容範囲とする)

②学校施設の諸元



敷地面積		19,618㎡	16,545㎡
運動場面積		12,301㎡	9,796㎡
延床面積		8,094㎡	6,511㎡
建築年度	校舎※1	1982(S57)年(建築後35年)	1971(S46)年(建
	体育館	1982(S57)年(建築後35年)	1972(S47)年(建
長寿命化判定	校舎	○	○
	体育館	○	×
長寿命化した場合の残存年数	校舎	45年(建替時期:平成74年)	34年(建替時期:
	体育館	45年(建替時期:平成74年)	—
健全度評価※2	校舎	72	62
	体育館	92	75

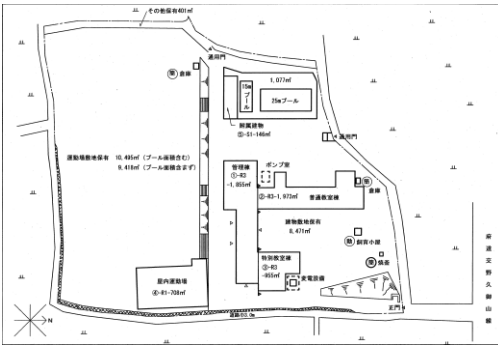
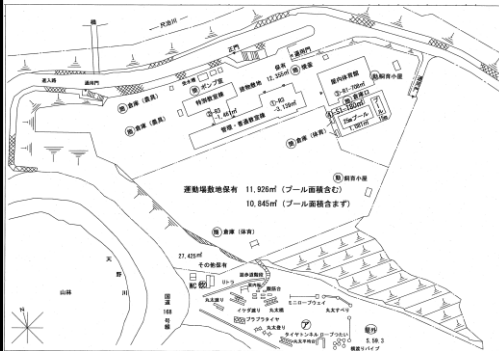
※1 校舎の建築年度は棟別に異なるため、延床面積1,000㎡以上の棟のうち、もっとも古い棟の建築年度を記載している。

※2 健全度評価は、平成30年10月末時点における、各棟で②の部位ごとに、①の種別で評価し、③の式で健全度を評価。

※3 校舎の健全度評価は、下の式にて算出。

$$\frac{\{面積_{(棟1)} \times 健全度_{(棟1)} + \dots + 面積_{(棟n)} \times 健全度_{(棟n)}\}}{面積_{(棟1 + \dots + 棟n)}} = 校舎の健全度$$

H30.3時点

校	藤が尾小学校	私市小学校
		
n ²	19,367m ²	51,706m ²
l ²	10,495m ²	11,926m ²
l ²	5,702m ²	5,551m ²
建築後46年)	1977(S52)年 (建築後40年)	1979(S54)年 (建築後38年)
建築後45年)	1978(S53)年 (建築後39年)	1979(S54)年 (建築後38年)
	○	○
	○	○
平成63年)	40年 (建替時期:平成69年)	42年 (建替時期:平成71年)
	41年 (建替時期:平成70年)	42年 (建替時期:平成71年)
	59	59
	75	83

①部位の健全度

評価	健全度
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	7.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	22.4
4 電気設備	8.0
5 給排水設備	6.0
6 空調設備	1.0
7 昇降機その他	0.5
計	60.0

③健全度

総和(部位の健全度×部位のコスト配分)
評価対象部位がオールAの点数

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が大きいほど健全、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

A: 概ね良好

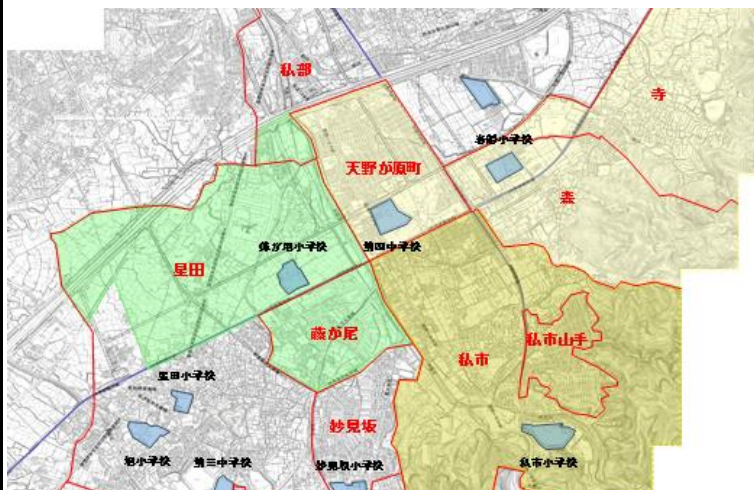
B: 安全上、機能上、問題なし

C: 安全上、機能上、劣化の兆しがみられる

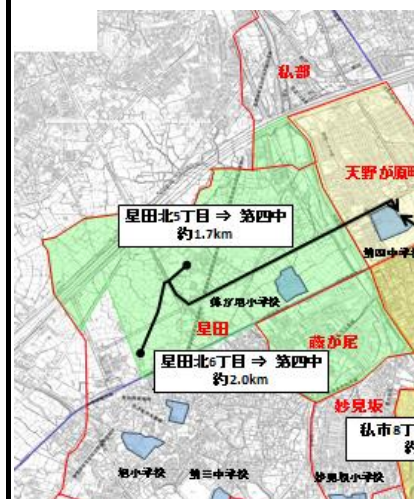
D: 劣化の程度が大きく、安全上、機能上、問題があり、早急に対応する必要がある

③校区・地区・通学距離

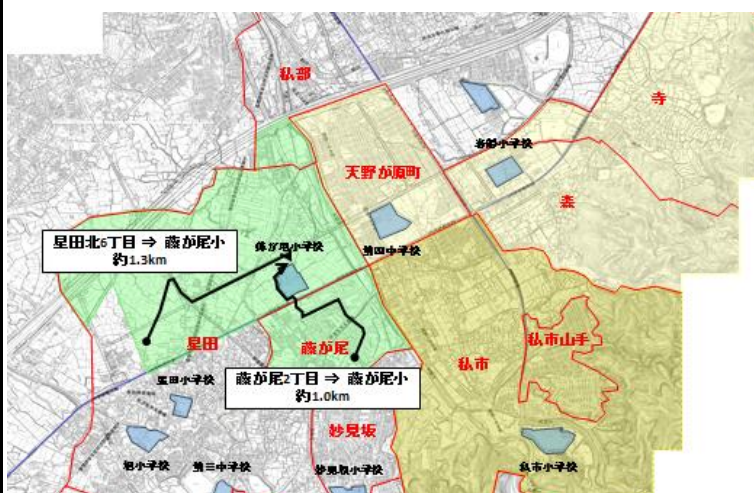
(1) 第四中学校区の地区図・小学校区図



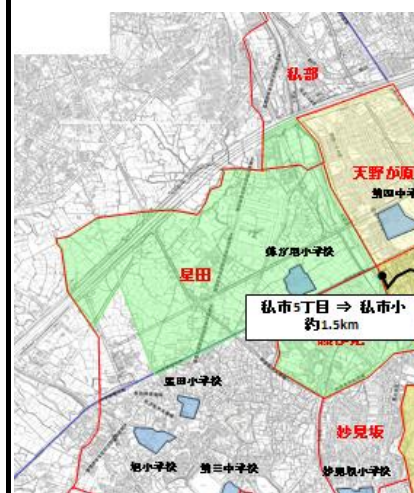
(2) 第四中学校への通学距離



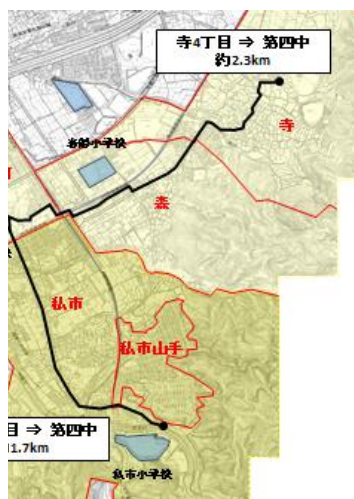
(4) 藤が尾小学校への通学距離



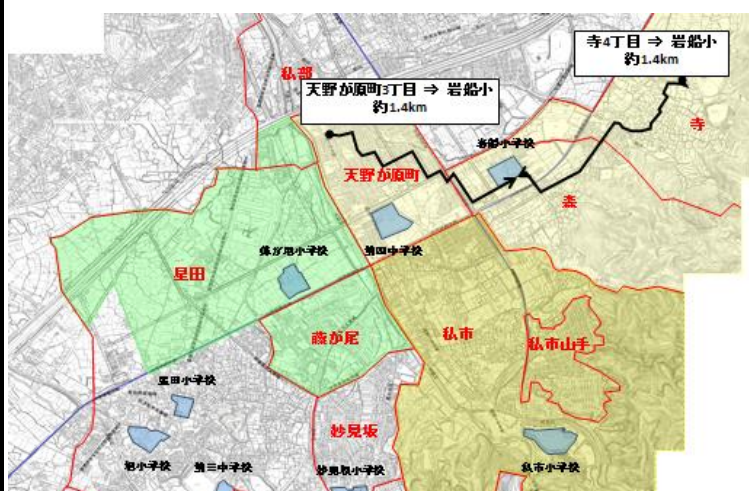
(5) 私市小学校への通学距離



通学距離



(3) 岩船小学校への通学距離



通学距離



【地域の課題】

星田地区・・・星田北7丁目を除く、星田北地域は藤が尾小学校区(第四中学校区)であるなど、4小学校区、2中学校区にまたがっている。

学校規模適正化基本方針（望ましい通学距離について）

小学校	2km以内を基本とし、3km以内を許容範囲
中学校	3km以内を基本とし、4km以内を許容範囲

（２）学校適正配置の考え方と配置案

①学校適正配置の考え方

第四中学校区の学校適正配置を考える上でも第三中学校区の適正配置の考え方と同様に、星田駅北地域の住宅開発の影響が非常に大きく、当該住宅開発については、今後の児童生徒数の推計に大きな影響を与える要因となっています。

星田駅北地域の住宅開発地域は、藤が尾小学校区と星田小学校区にまたがっており、藤が尾小学校では住宅開発の影響を加味すると、今後も適正な学校規模で推移すると見込まれます。しかしながら、藤が尾小学校では、住宅開発の影響により、児童数や学級数が増加した場合、現状の学校施設では、教室数が不足するおそれがあります。また、現状の学校区の場合、新しい一団の住宅開発地域が２小学校区（２中学校区）にまたがることとなります。このようなことから、第四中学校区の適正配置を考える上では、住宅開発のある星田駅北地域の学校区についても、あわせて考える必要があります。しかしながら、星田駅北地域の住宅開発については、住宅開発の戸数や分譲時期などが、明確には決定されていません。

したがって、第四中学校区の適正配置を考える上では、星田駅北地域の住宅開発の動向を注視しつつ、考えられる星田駅北地域の学校区のパターン（「図表 星田駅北地域の考えられる学校区」参照）ごとに、将来にわたって子どもたちにとって望ましいと考えられる教育環境を確保できる学校配置を考える必要があります。

また、第四中学校区では、山手地域が含まれることなどから通学路に高低差がある地域があるため、通学面においては距離だけでなく高低差や公共交通機関の位置関係についても配慮する必要があります。

②学校適正配置の配置案

第四中学校区の学校適正配置案については、星田駅北地域の住宅開発地域の学校区とあわせて考える必要があることから、星田駅北地域の考えられる学校区のパターンごとに、配置案を作成しています。

星田駅北地域の住宅開発を考慮しない場合、将来、第四中学校区内の小学校では、岩船小学校と藤が尾小学校が小規模化すると見込まれていますが、星田駅北地域の住宅開発の一部を藤が尾小学校区とする場合にあっては、藤が尾小学校は将来も適正な学校規模を維持する見込みとなっています。

なお、星田駅北地域の住宅開発の影響を直接受けない岩船小学校と私市小学校については、今後、岩船小学校区および私市小学校区において大規模な住宅開発等がない場合は、岩船小学校は小規模化すると見込まれていますが、私市小学校については将来も適正規模を維持するものと見込まれています。

以上のことから、第四中学校区の学校適正配置については、星田駅北地域の住宅開発の状況を注視しつつ、いずれの学校も適正規模を確保し、将来にわたって望ましいと考えられる教育環境を確保できる学校配置を検討していく必要があります。

第四中学校区の学校適正配置案では、学校規模適正化の方策として、校区変更又は学校統合をする配置案が考えられます。

第四中学校区の学校適正配置案では、学校規模適正化の方策として、学校区と地区の境界が一致している現状の岩船小学校と私市小学校の校区変更をすることは、地域コミュニティへの影響が大きいといった課題があることから、いずれの学校も将来にわたって適正な学校規模を維持する学校規模適正化の方策としては、学校統合が望ましいと考えられます。

学校統合については、小学校同士での統合を行う配置案（学校統合案）と小学校だけでなく中学校も統合し、小中一貫校を設置する配置案（小中学校統合案）の2種類を作成しています。

また、以下の教育環境上望ましくないと考えられるデメリットを含む配置案については、望ましい配置案とは考えにくいことから、「図表 第四中学校区の適正配置案（一覧表）」では、配置案の案名称に斜線を引き、当該デメリットについては、赤字での表記としています。

※学校区と地区の境界はできるだけ一致していることが望ましいと考えられ、岩船小学校区は天野が原地区、森地区、寺地区の境界と一致しており、私市小学校区は私市地区、私市山手地区の境界と一致していることから、現状の岩船小学校区と私市小学校区の校区変更をすることは、地域コミュニティへの影響が大きいと考えられるため、望ましくないと考えられます。加えて、私市小学校は将来も適正な学校規模を維持することが見込まれており、校区変更により児童数が減少する場合は適正規模を維持できなくなるおそれがあります。

また、岩船小学校区に近接する藤が尾小学校区には、現状では住宅が少なく、藤が尾小学校区の一部を岩船小学校区に校区変更することで適正な学校規模を確保することは難しいと考えられます。

図表 教育環境上望ましくないと考えられるデメリット

①通学距離が、学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲を超えるような距離の場合

※後述の「図表 学校適正配置案の評価表」では、教育環境上望ましくないと考えられるようなデメリットを含む配置案については、評価から除外しています。

図表 第四中学校区の適正配置案（一覧表）（１）

案名称	大規模開発が見込まれている 星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、 解消される見込みの課題は、 取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
学校統合案(1)	星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区	① 将来的な岩船小学校の小規模化 ② 将来的な藤が尾小学校の小規模化	岩船小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km)
学校統合案(2)				私市小学校敷地	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.9km)
学校統合案(3)			岩船小学校・藤が尾小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.7km)
学校統合案(4)				藤が尾小学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.0km)
学校統合案(5)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.7km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(6)				藤が尾小学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.0km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(7)				私市小学校敷地	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.6km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(1)	※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし		岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.3km)
小中学校統合案(2)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①が解消される。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.3km) ・(新)小中学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。

図表 第四中学校区の適正配置案（一覧表）（2）

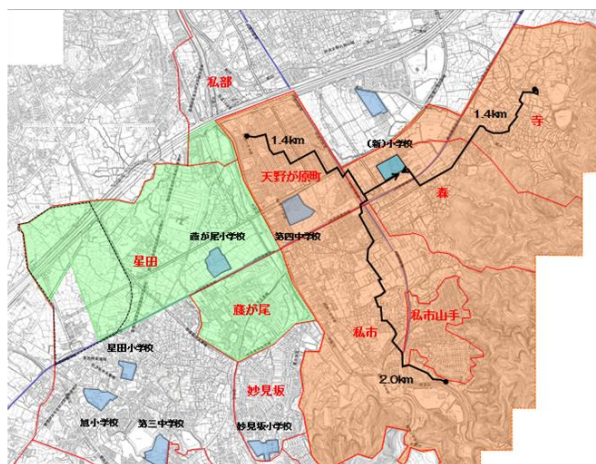
案名称	大規模開発が見込まれている 星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、 解消される見込みの課題は、 取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
学校統合案(8)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区 ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な岩船小学校の小規模化 ② 将来的な藤が尾小学校の小規模化	岩船小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が延びる地域がある。 (最長約2.0km)
学校統合案(9)				私市小学校敷地	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.9km)
学校統合案(10)			岩船小学校・藤が尾小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.0km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(11)				藤が尾小学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.0km) ・(新)小学校が一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(12)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.0km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(13)				藤が尾小学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約3.0km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(14)				私市小学校敷地	・課題①が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約4.1km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(3)			岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.3km)
小中学校統合案(4)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①が解消される。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が2kmを超える地域がある。 (最長約2.3km) ・(新)小学校で長期的に適正規模を上回る見込みである。
校区変更案			星田小学校区(第三中学校区)の星田北7丁目を校区変更し、藤が尾小学校区とし、藤が尾小学校区にて小中一貫教育実践校を設置(藤が尾小学校が第五中学校区となる。)	—	・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・第四中学校が小規模化する見込みである。 ・課題①が残る。 (・星田駅北の開発による児童数の増加を注視しながら進める必要がある。)

図表 第四中学校区の適正配置案（一覧表）（3）

案名称	大規模開発が見込まれている 星田駅北の小学校区	現状の課題 (星田駅北の影響により、 解消される見込みの課題は、 取り消し線により記載)	学校の適正配置までの動き	統合後の学校の位置	メリット	デメリット
学校統合案(15)	星田北6,7,8,9丁目 ⇒ 第三中学校区 (星田小学校区または旭小学校区) ※星田北8,9丁目には住宅建設予定なし	① 将来的な岩船小学校の小規模化 ② 将来的な藤が尾小学校の小規模化	岩船小学校・藤が尾小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.5km)
学校統合案(16)				藤が尾小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.0km)
学校統合案(17)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合	岩船小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・岩船小学校敷地は比較的敷地面積が小さい。 ・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.2km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(18)				藤が尾小学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.0km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
学校統合案(19)				私市小学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・私市小学校敷地は比較的敷地面積が大きい。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約3.2km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。
小中学校統合案(5)			岩船小学校・藤が尾小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①及び②が解消される。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.3km)
小中学校統合案(6)			岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合	第四中学校敷地	・課題①及び②が解消される。 ・小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できる。	・通学距離が2kmを超える地域がある。(最長約2.3km) ・(新)小学校で一時的に適正規模を上回る見込みである。

図表 第四中学校区の適正配置案（配置図）― 学校統合案

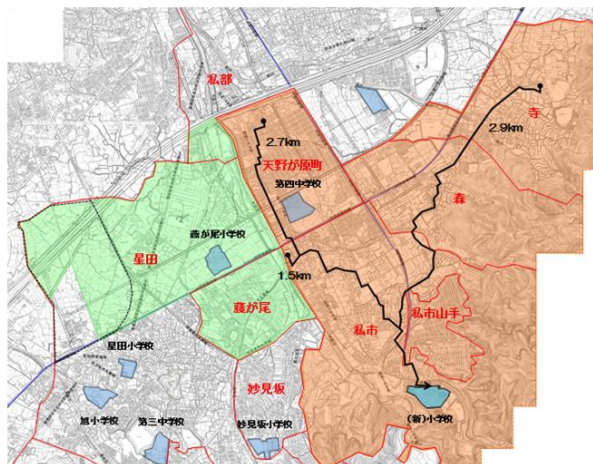
学校統合案(1)



【学校統合案(1)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

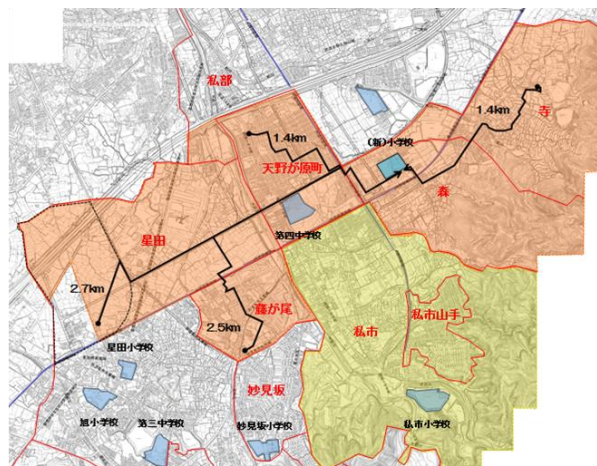
学校統合案(2)



【学校統合案(2)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校を統合し、
私市小学校敷地に新しい小学校を設置

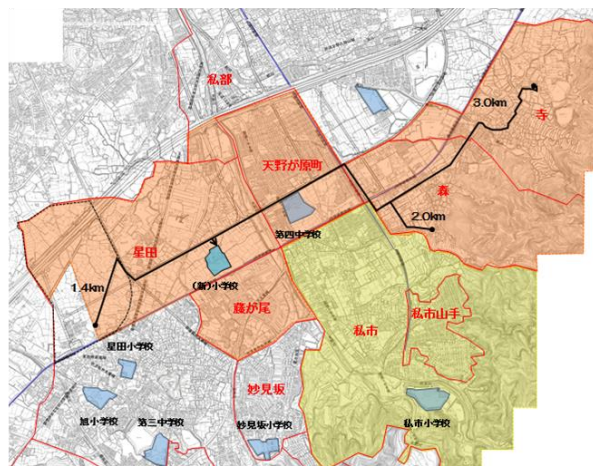
学校統合案(3)



【学校統合案(3)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

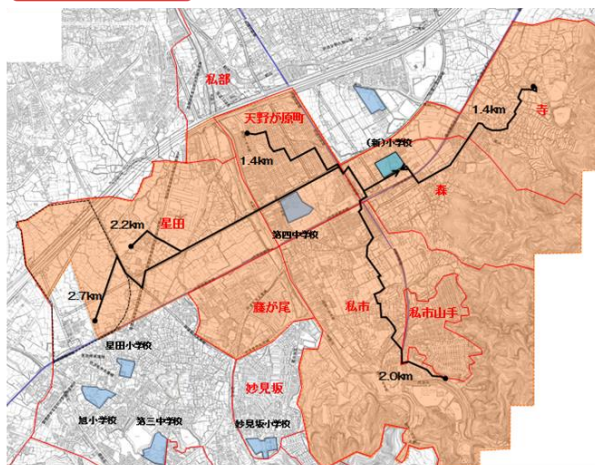
学校統合案(4)



【学校統合案(4)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

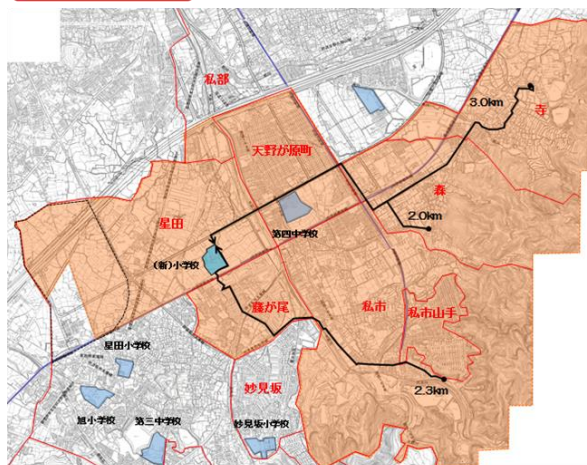
学校統合案(5)



【学校統合案(5)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

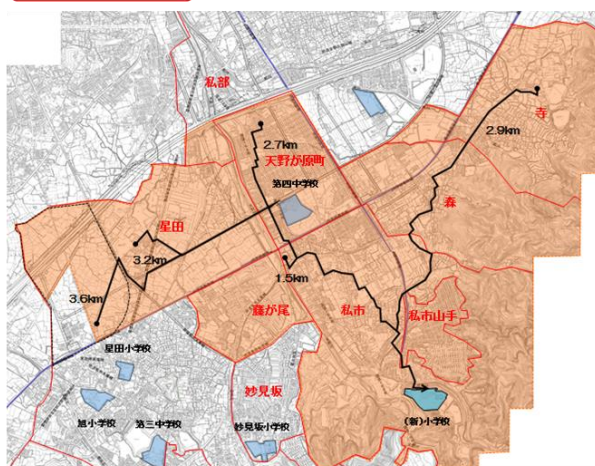
学校統合案(6)



【学校統合案(6)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

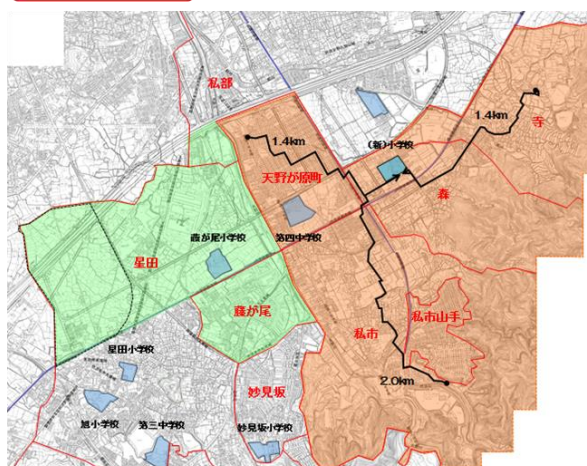
学校統合案(7)



【学校統合案(7)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校を統合し、
私市小学校敷地に新しい小学校を設置

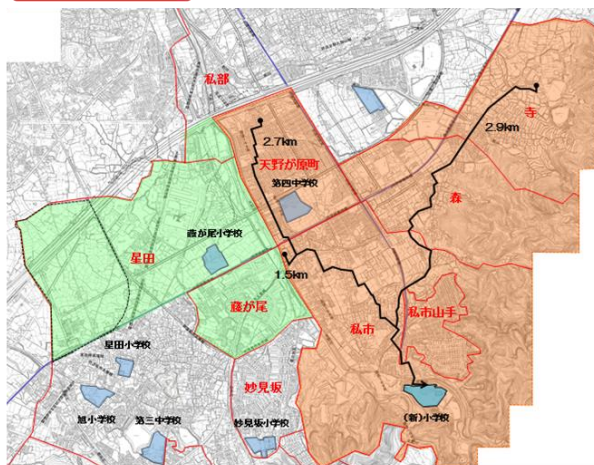
学校統合案(8)



【学校統合案(8)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

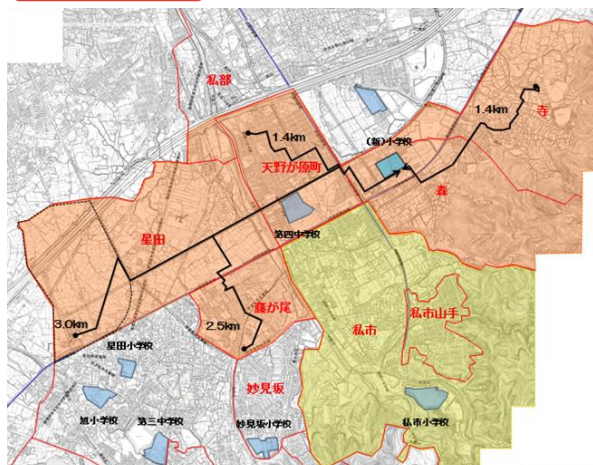
学校統合案(9)



【学校統合案(9)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校を統合し、
私市小学校敷地に新しい小学校を設置

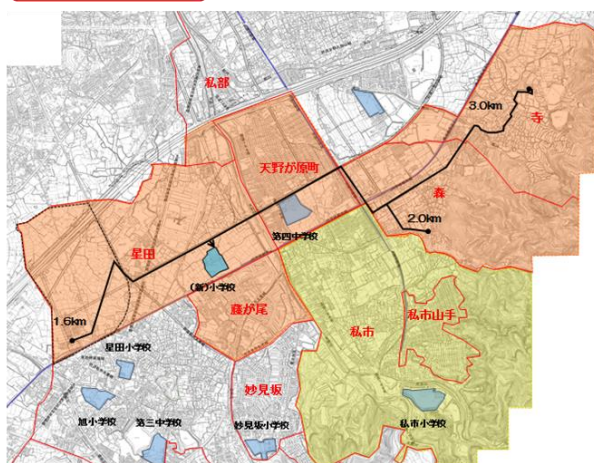
学校統合案(10)



【学校統合案(10)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

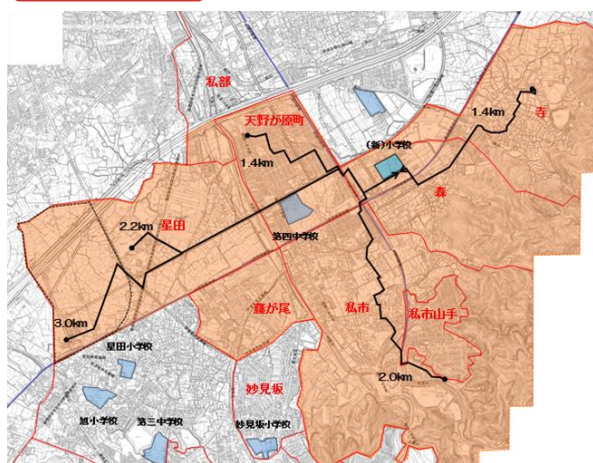
学校統合案(11)



【学校統合案(11)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校を統合し、
藤が尾小学校敷地に新しい小学校を設置

学校統合案(12)



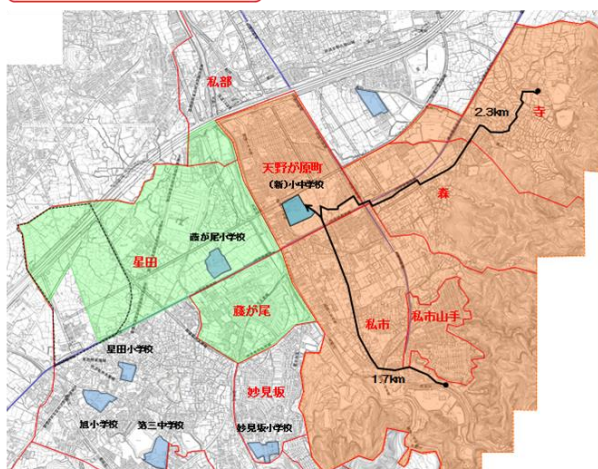
【学校統合案(12)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校
を統合し、
岩船小学校敷地に新しい小学校を設置

[illegible]

図表 第四中学校区の適正配置案（配置図）— 小中学校統合案

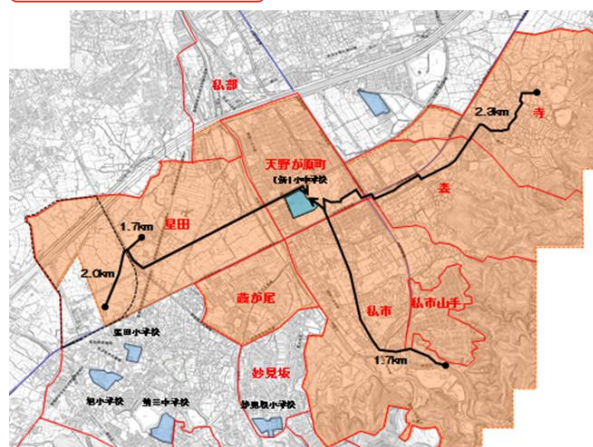
小中学校統合案(1)



【小中学校統合案(1)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合し、
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

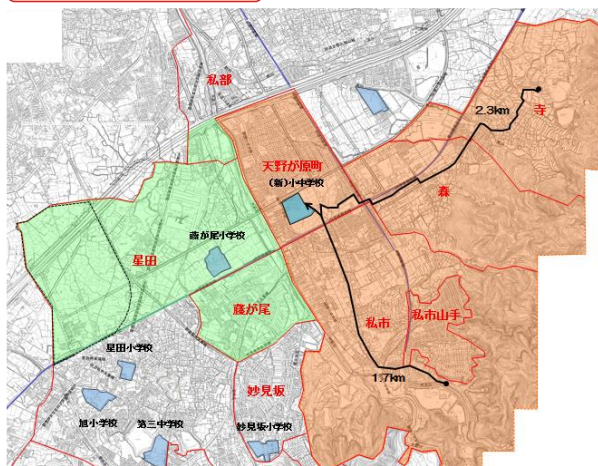
小中学校統合案(2)



【小中学校統合案(2)の概要】

- ・星田北7丁目 ⇒ 第三中学校区
星田北6,8,9丁目 ⇒ (新)小中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・
第四中学校を統合し、
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

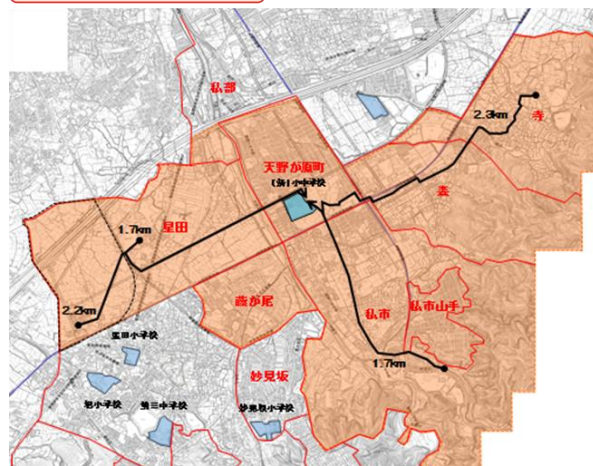
小中学校統合案(3)



【小中学校統合案(3)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 藤が尾小学校区
- ・岩船小学校・私市小学校・第四中学校を統合し、
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

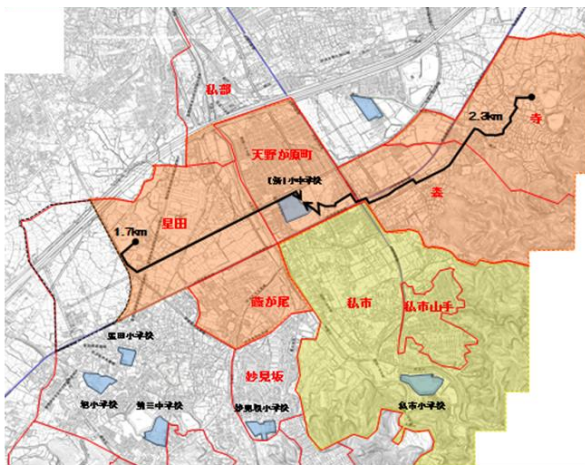
小中学校統合案(4)



【小中学校統合案(4)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ (新)小中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・
第四中学校を統合し、
第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

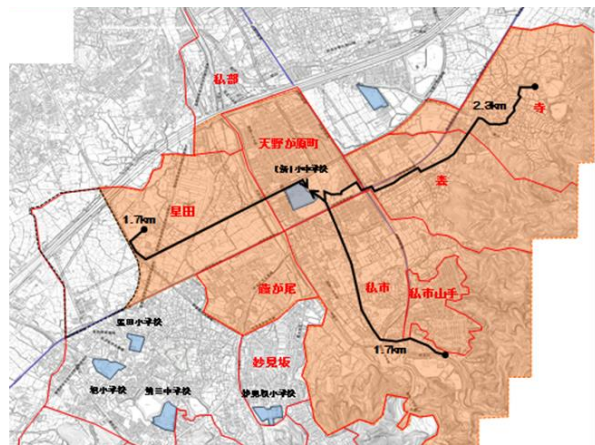
小中学校統合案(5)



【小中学校統合案(5)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・第四中学校を統合し、第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

小中学校統合案(6)

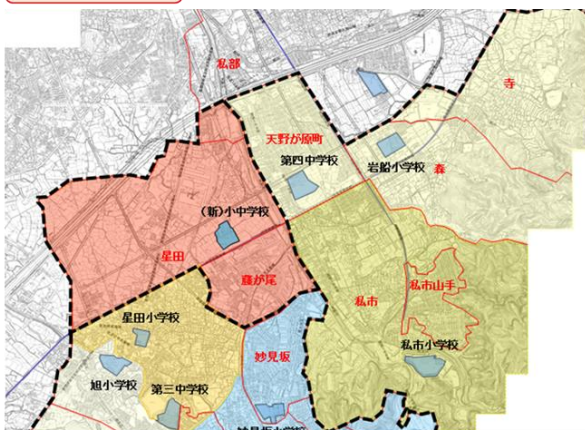


【小中学校統合案(6)の概要】

- ・星田北6～9丁目 ⇒ 第三中学校区
- ・岩船小学校・藤が尾小学校・私市小学校・第四中学校を統合し、第四中学校敷地に新しい小中学校を設置

図表 第四中学校区の適正配置案（配置図）― 校区変更案

校区変更案



【校区変更案の概要】

- ・藤が尾小学校区に星田北7丁目を加えた地域を新しい小中学校区として、藤が尾小学校敷地に小中学校を設置

※第四中学校区は、岩船小学校・私市小学校・第四中学校の2小1中となる。

(3) 学校適正配置の方向性

①学校適正配置案の評価

各配置案は、学校適正配置の評価表により、客観的かつ多面的に評価しています。

評価項目は4種類で、各評価項目に対して評価内容を設定しています。評価内容は校区変更案・学校統合案・小中学校統合案に共通の内容と、学校統合案や小中学校統合案などの学校統合を行う場合に必要があると考えられる評価内容があります。

各評価内容は、評価基準を基に「◎」「○」「△」「×」の4段階（一部の評価内容は3段階）で

図表 学校適正配置案の評価表（1）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の 学校配置	学校統合案(1)	学校統合案(2)
			統合校:岩小+私小	
			統合後の敷地	
			岩小	私小
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	◎
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	○	△
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	△
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	△	△
配置案 評価点 合計		45	75	60

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	学校統合案(1)	学校統合案(2)
		統合校:岩小+私小	
		統合後の敷地	
		岩小	私小
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※ ¹	○	◎
配置案 評価点 合計		10	20

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜 配点	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての 機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の120%(23,969㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)以上、120%(23,969㎡)未満の面積。

評価し、評価点を設定しています。

また、特に重要度が高いと考えられる評価内容（「各学校の学校規模」「通学距離」）については、評価点を他の内容の2倍とする傾斜配点を設定しています。

※学校適正配置案の評価表については、基本的な評価項目・内容に基づく各配置案の客観的な評価を示すものであり、評価点のみで配置を決定するものではない。

星田北6・8・9丁目→藤が尾小学校区、星田北7丁目→第三中学校区					
学校統合案(3)	学校統合案(4)	学校統合案(5)	学校統合案(6)	小中学校統合案(1)	小中学校統合案(2)
統合校:岩小+藤小		統合校:岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+私小+四中	統合校:岩小+藤小+ 私小+四中
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中
◎	◎	×	×	◎	×
△	△	○	○	○	◎
△	△	△	△	△	△
△	△	△	△	△	△
60	60	25	25	65	35

※ 学校統合案7については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発区域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

星田北6・8・9丁目→藤が尾小学校区、星田北7丁目→第三中学校区					
学校統合案(3)	学校統合案(4)	学校統合案(5)	学校統合案(6)	小中学校統合案(1)	小中学校統合案(2)
統合校:岩小+藤小		統合校:岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+私小+四中	統合校:岩小+藤小+ 私小+四中
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中
○	○	○	○	× ※2	× ※3
10	10	10	10	0(10)	0(10)

※1 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※2 平成32年度以降は、児童生徒数の減少により「○」となる見込み。

※3 平成46年度以降は、児童生徒数の減少により「○」となる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	× : 改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。

図表 学校適正配置案の評価表（２）

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の 学校配置	学校統合案(8)	学校統合案(9)
			統合校：岩小＋私小	
			統合後の敷地	
			岩小	私小
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	◎
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	○	△
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	△
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	△	△
配置案 評価点 合計		45	75	60

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	学校統合案(8)	学校統合案(9)
		統合校：岩小＋私小	
		統合後の敷地	
		岩小	私小
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※2	○	◎
配置案 評価点 合計		10	20

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	傾斜 配点	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来(平成57年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の120%(23,969㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)以上、120%(23,969㎡)未満の面積。

星田北6・7・8・9丁目→藤が尾小学校区						
学校統合案(10)	学校統合案(11)	学校統合案(12)	学校統合案(13)	小中学校統合案(3)	小中学校統合案(4)	校区変更案
統合校:岩小+藤小		統合校:岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+私小+四中	統合校:岩小+藤小+私小+四中	
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中	
△※1	△※1	×	×	◎	×	△
△	△	○	○	○	◎	△
△	△	△	△	△	△	○
△	△	△	△	△	△	○
30(20)	30(20)	25	25	65	35	45

※ 学校統合案14については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発区域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成42年度から平成46年度は、児童生徒数の増加により「×」となる見込み。

星田北6・7・8・9丁目→藤が尾小学校区						
学校統合案(10)	学校統合案(11)	学校統合案(12)	学校統合案(13)	小中学校統合案(3)	小中学校統合案(4)	校区変更案
統合校: 岩小+藤小		統合校: 岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+私小+四中	統合校: 岩小+藤小+ 私小+四中	
統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
岩小	藤小	岩小	藤小	四中	四中	
○	○	○	○	×※3	×	○
10	10	10	10	0(10)	0	10

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 平成31年度以降は、児童生徒数の減少により「○」になる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	×	改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。	
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。	
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。	

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	×	改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。	

図表 学校適正配置案の評価表（３）

【１】共通評価項目・内容				
評価項目	評価内容	現状の 学校配置	学校統合案(15)	学校統合案(16)
			統合校：岩小＋藤小	
			統合後の敷地	
			岩小	藤小
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	△	◎	◎
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	△	△
3. 立地条件等	①通学距離	○	△	△
4. 学校と地域コミュニティの 関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	△	△
配置案 評価点 合計		45	60	60

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【２】学校統合する場合の評価項目・内容				
評価項目	評価内容		学校統合案(15)	学校統合案(16)
			統合校：岩小＋藤小	
			統合後の敷地	
			岩小	藤小
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※ ²		○	○
配置案 評価点 合計			10	10

括弧内の評価点は、※により、評価がかわった後の評価点を記載している。

【１】共通評価項目・内容の評価基準			
評価内容	傾斜 配点	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
1-① 各学校の学校規模	×2	将来（平成57年度）にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。	
2-① 小中一貫教育への適応	×1	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。
3-① 通学距離	×2		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離（小学生2km以内、中学生3km以内）の範囲内である。
4-① コミュニティ施設としての 機能確保	×1	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。

【２】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準		
評価内容	◎：特に望ましい状態（20点）	○：望ましい状態（10点）
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（19,974㎡）の120％（23,969㎡）以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積（19,974㎡）の80％（15,980㎡）以上、120％（23,969㎡）未満の面積。

星田北6・7・8・9丁目→第三中学校区			
学校統合案(17)	学校統合案(18)	小中学校統合案(5)	小中学校統合案(6)
統合校: 岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+藤小+四中	統合校: 岩小+藤小+私小+四中
統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	四中	四中
×	×	◎	×
○	○	△	◎
△	△	△	△
△	△	△	△
25(65)	25(65)	60	35(75)

※ 学校統合案19については、教育環境上、望ましくないデメリットを含むため、除外している。

※ 星田駅北の住宅開発に伴う児童数については、平成48年度までの推計となっているため、星田駅北の住宅開発区域を学校区とする配置案の、学校規模についての評価は見込みである。

※1 平成40年度以降は、児童生徒数の減少により「◎」となる見込み。

星田北6・7・8・9丁目→第三中学校区			
学校統合案(17)	学校統合案(18)	小中学校統合案(5)	小中学校統合案(6)
統合校: 岩小+藤小+私小		統合校: 岩小+藤小+四中	統合校: 岩小+藤小+私小+四中
統合後の敷地		統合後の敷地	
岩小	藤小	四中	四中
○	○	○	×
10	10	10	0(10)

※2 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※3 平成37年度以降は、児童生徒数の減少により「○」になる見込み。

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	×	改善困難な課題がある状態 (0点)
将来(平成57年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。	
小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	
学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。	
地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。	

△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	×	改善困難な課題がある状態 (0点)
市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(19,974㎡)の80%(15,980㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。	

②学校適正配置の方向性

学校適正配置の評価表では、大規模住宅開発のある星田駅北地域の学校区について、星田北6，8，9丁目が藤が尾小学校区の場合、学校統合案（1）が75点、次いで、小中学校統合案（1）の65点が高い評価点の配置案となっています。星田北6～9丁目が藤が尾小学校区の場合は、学校統合案（8）が75点、小中学校統合案（3）が65点と、高い評価点の配置案となっています。一方、星田北6～9丁目が第三中学校区の場合は、※1に記載の平成40年度以降では、学校統合案（17）・（18）が65点、小中学校統合案（6）が75点と、高い評価点となる見込みとなっています。

第四中学校区の学校適正配置についても、第三中学校区の学校適正配置と同様に、大規模住宅開発の見込まれている星田駅北地域の望ましい学校区とあわせて考える必要がありますが、星田駅北地域の住宅開発については、まだ土地利用計画や住宅開発の戸数などが完全に確定したものではないため、当該住宅開発がさらに確かなものとなった時点で、すみやかに再度、学校区とあわせて将来に向けた望ましい学校適正配置を検討することとし、当該住宅開発の影響を受けない岩船小学校区では、今後も児童数の減少が見込まれることなどから、適切な時期に学校規模適正化の方策を実施することとします。

※星田駅北地域の住宅開発地域の学校区については、平成16年度学校教育審議会への諮問案件「交野市立小学校の校区の一部見直しについて」に対する、学校教育審議会からの中間答申（平成19年）では、藤が尾小学校区への異動を想定した星田北地域について、星田北6～9丁目を検討対象地域（当時は星田小学校区）としていますが、星田北7丁目については、通学距離による児童への負担や通学の安全性の観点から、引き続き星田小学校区としています。一方、星田北6，8，9丁目については、藤が尾小学校区としたものの、星田北6丁目については一部に通学距離等の問題があるため、今後の開発状況を見据え、配慮を要する地域とし道路アクセス等が明確になった時点で再度検討することが望ましいとしています。

第6章 これからの学校施設の在り方

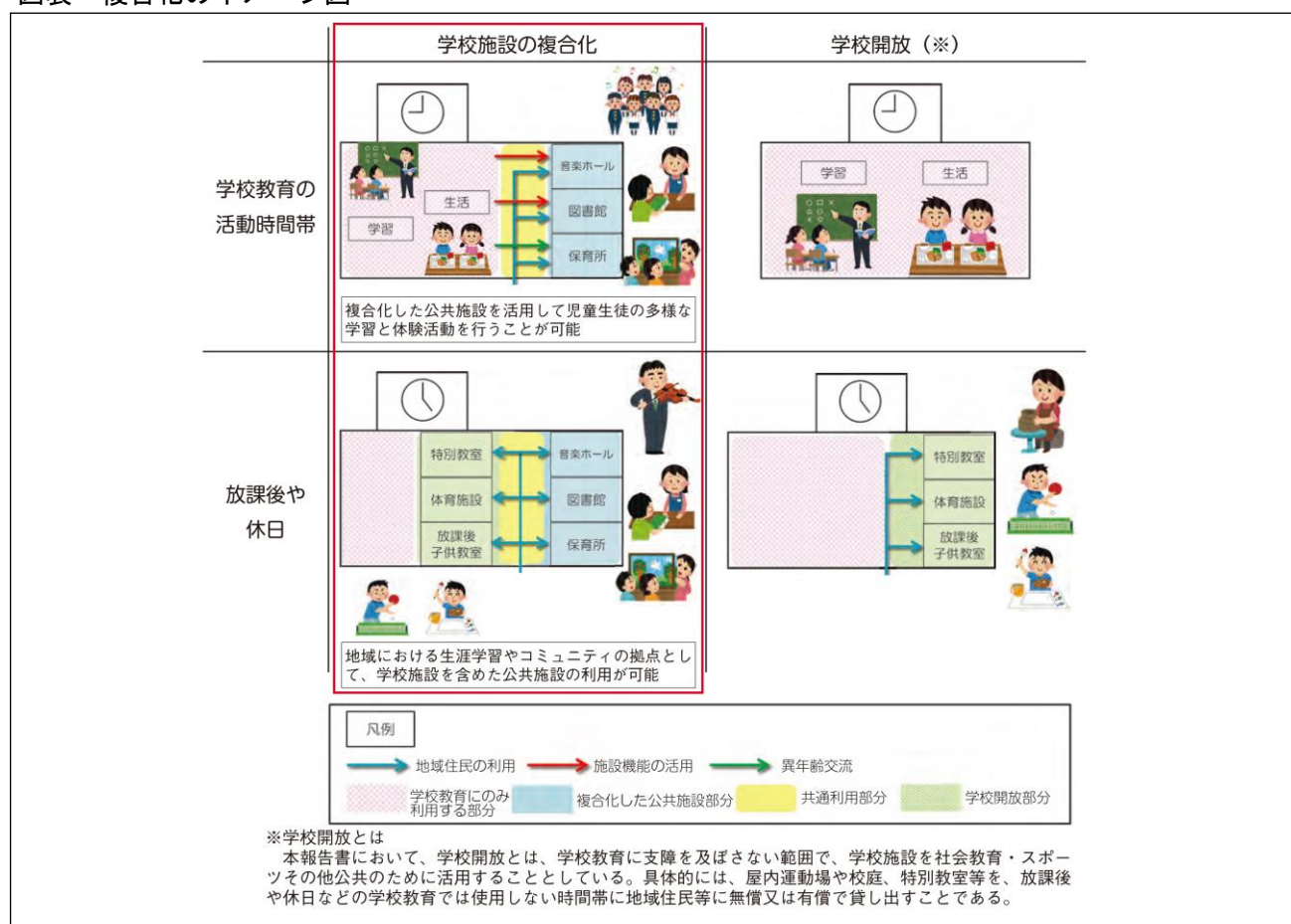
1. 地域に開かれた学校施設

近年、新たな学校づくりの在り方として、質の高い学びを実現する教育環境を整備する観点から、多様な学習活動に対応した機能的な学校施設の整備を推進することや、学びの場である学校を地域との連携を深める場とする観点から、余裕教室の活用や学校施設の複合化が求められています。

他市町村において、地域の実情や要望を踏まえ、公民館、図書館、保育所や老人福祉施設など様々な施設との複合化が進む中、本市においても、適正化基本方針で示されているとおり、これからの学校施設整備にあたっては、子どもたちの豊かな学びを促進し、地域との連携・協働が図られるような複合型学校施設の整備も検討していく必要があります。

本市では、すでに放課後児童会機能や防災備蓄機能などが学校施設と複合化されているほか、学校施設は、災害時の避難所に指定されていたり、グラウンドや体育館の貸し出しにより市民のスポーツ活動の推進に寄与したりと、様々な役割を担っており、今後、ますます地域の拠点として活用されることが期待されます。

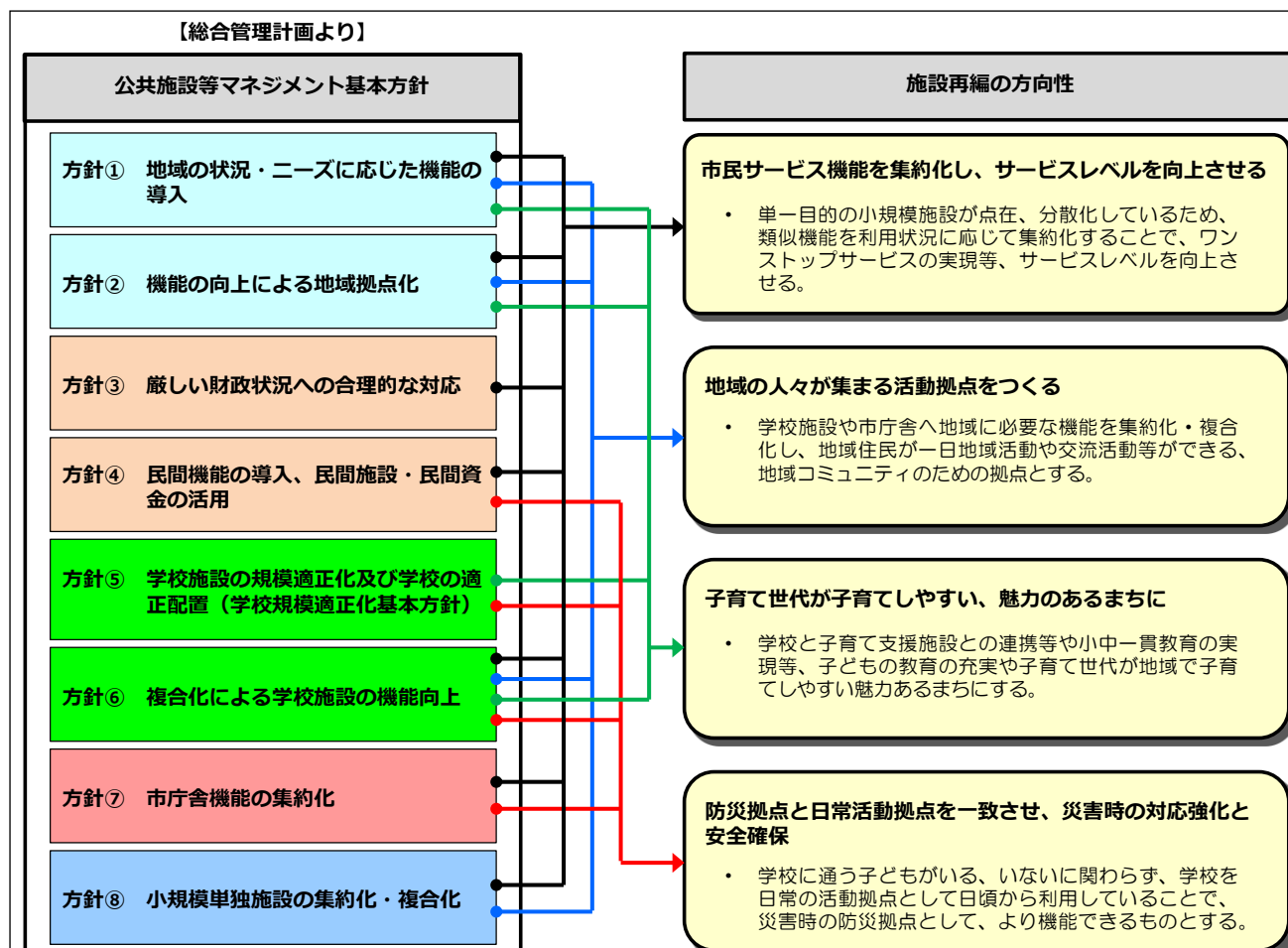
図表 複合化のイメージ図



出典：報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化のあり方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」(文部科学省) 3 ページ 図表 1：「学校施設の複合化と学校開放のイメージ」

一方、総合管理計画で示された公共施設等マネジメント基本方針では、学校施設の機能向上として、放課後の子どもの居場所づくりの充実や防災拠点としての機能の充実、さらに、地域の実情に応じた機能導入や、地域住民も学校を訪れて施設を活用できる工夫や配置、他施設との複合化や多機能化などについても検討を行い、地域住民も広く利用できる学校施設を目指すとしています。

図表 公共施設等マネジメント基本方針と施設再編の方向性



また、総合管理計画の取組みを具体的に示す再配置計画では、学校施設について、以下の取組みを行っていくことが示されています。

図表 再配置計画における学校施設の具体的取組み

- ・ 児童生徒の教育環境の維持向上と、さらなる少子化の影響による学校の小規模化や学校の老朽化の課題、小中連携から小中一貫教育への流れ、今後の児童生徒数の増減を見据え、学校規模の適正化及び学校の適正配置について検討します。
- ・ 老朽化状況を把握し、必要に応じた施設整備を図ります。
- ・ 教育環境の一層の向上に資する整備をすすめるとともに、児童生徒の安全性を確保しながら、地域の実情に応じた機能導入と、それにともない地域住民も学校を訪れて活用できる工夫や校舎配置、他の施設との複合化や施設の多機能化などについても検討し、地域住民も広く利用できる学校施設を検討します。

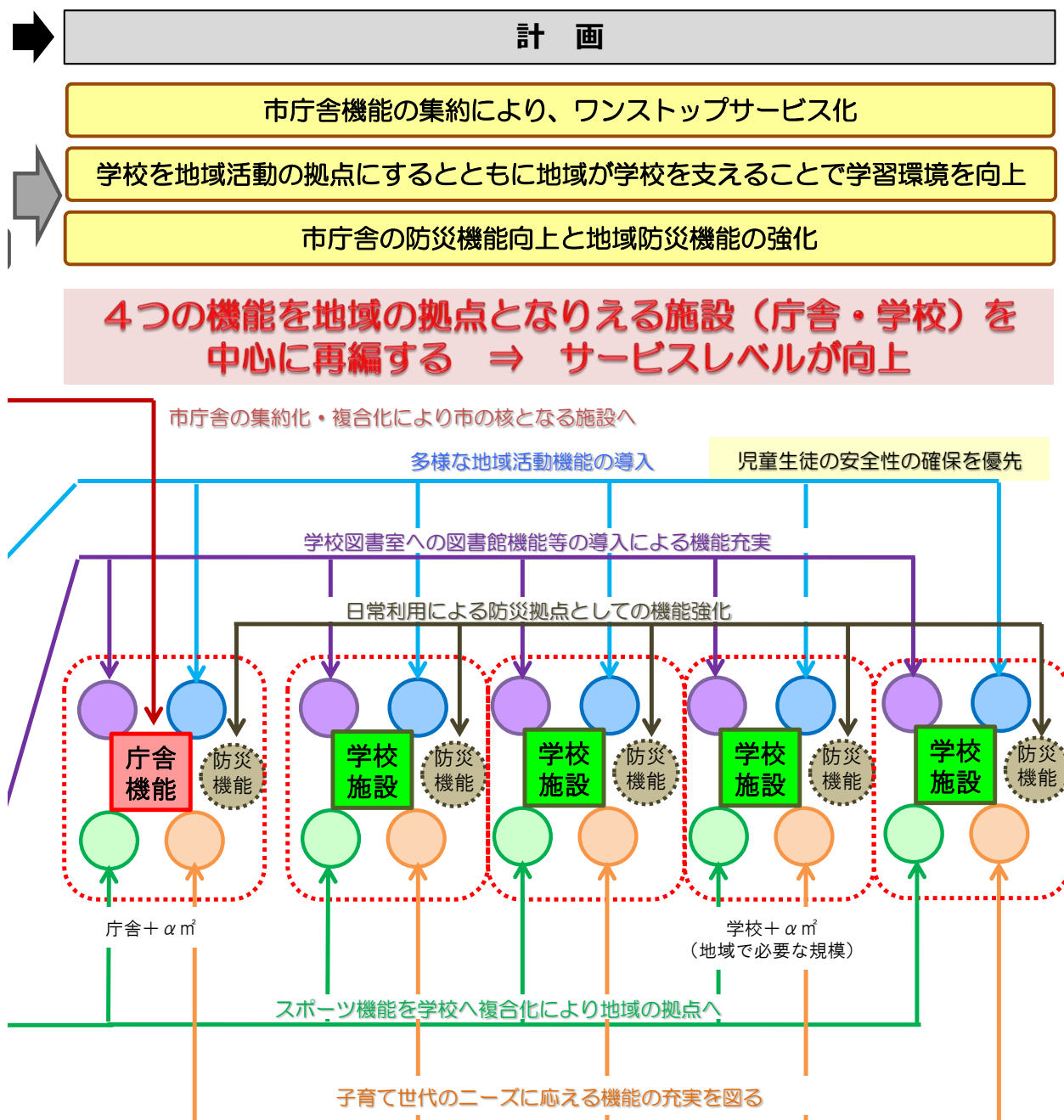
さらに、再配置計画では、施設再編の方向性に基づき、各施設の実態・課題や老朽化状況等に基づく保全方針、利用状況、運営状況、コスト等、多面的な観点から、以下のようなイメージで再編・再配置を検討することとしています。

まずは、課題を抱える庁舎機能について、集約化することにより改善を図ることとされています。



すが、将来的には、市内5地域の中で、庁舎整備を行う地域以外の4地域においては、学校の複合化による地域拠点化を目指すことが示されています。

このため、学校規模適正化・適正配置について、この公共施設全体の方向性との整合を図りながら検討していく必要があります。



集約化・複合化の効果	
○ ワンストップ サービス化による利便性向上	○ 行政事務の効率化
○ 防災拠点としての機能向上	○ 子育て環境の充実
○ 学校教育環境の充実	○ アクセスの改善による利便性向上

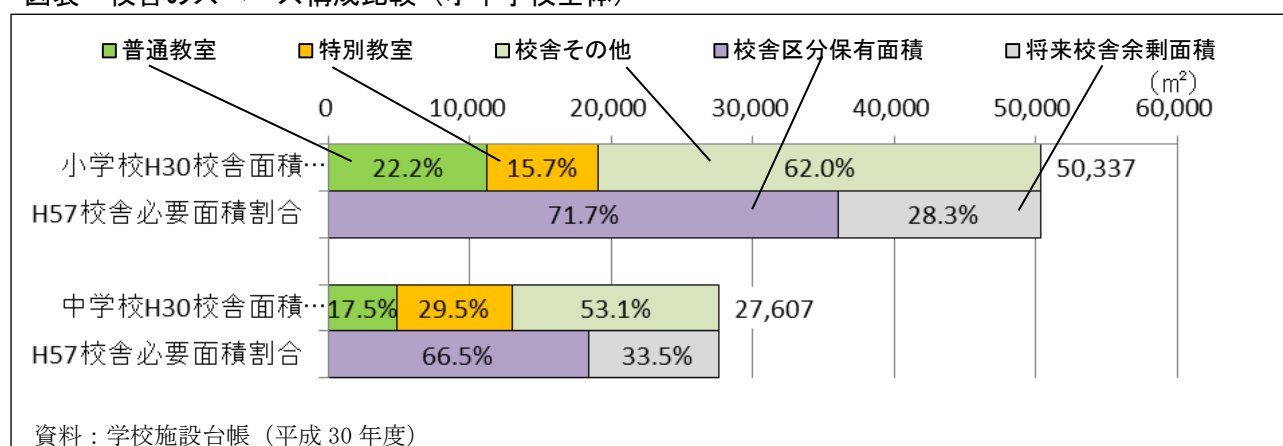
2. 現状の学校施設等の状況

(1) 学校施設のスペース構成

小学校 10 校と中学校 4 校が現在保有する校舎の総延床面積のスペース構成についてみると、普通教室・特別教室として使用されているのは、小学校全体では約 5 万㎡の 58.0%、中学校全体では約 2.8 万㎡の 46.9%となっており、今後、学級数が減少していくと、この割合が低下すると見込まれます。

平成 57 年度に必要となる校舎保有面積は、文部科学省の「学級数に対応する整備必要面積」から推定することが可能ですが、これを平成 28 年度に保有している校舎の実面積と比較すると、小学校全体では平成 28 年度に保有している校舎約 5 万㎡のうち 28.3%が余剰となり、中学校全体では校舎約 2.8 万㎡のうち 33.5%が余剰となります。このため、小中学校全体では校舎の必要面積が平成 28 年度に保有する約 7.8 万㎡から 30.2%分の約 2.4 万㎡が不要となります。つまり、平成 57 年度では、平成 28 年度に保有している校舎面積をそのまま維持した場合、それだけの校舎面積が余剰となることになります。

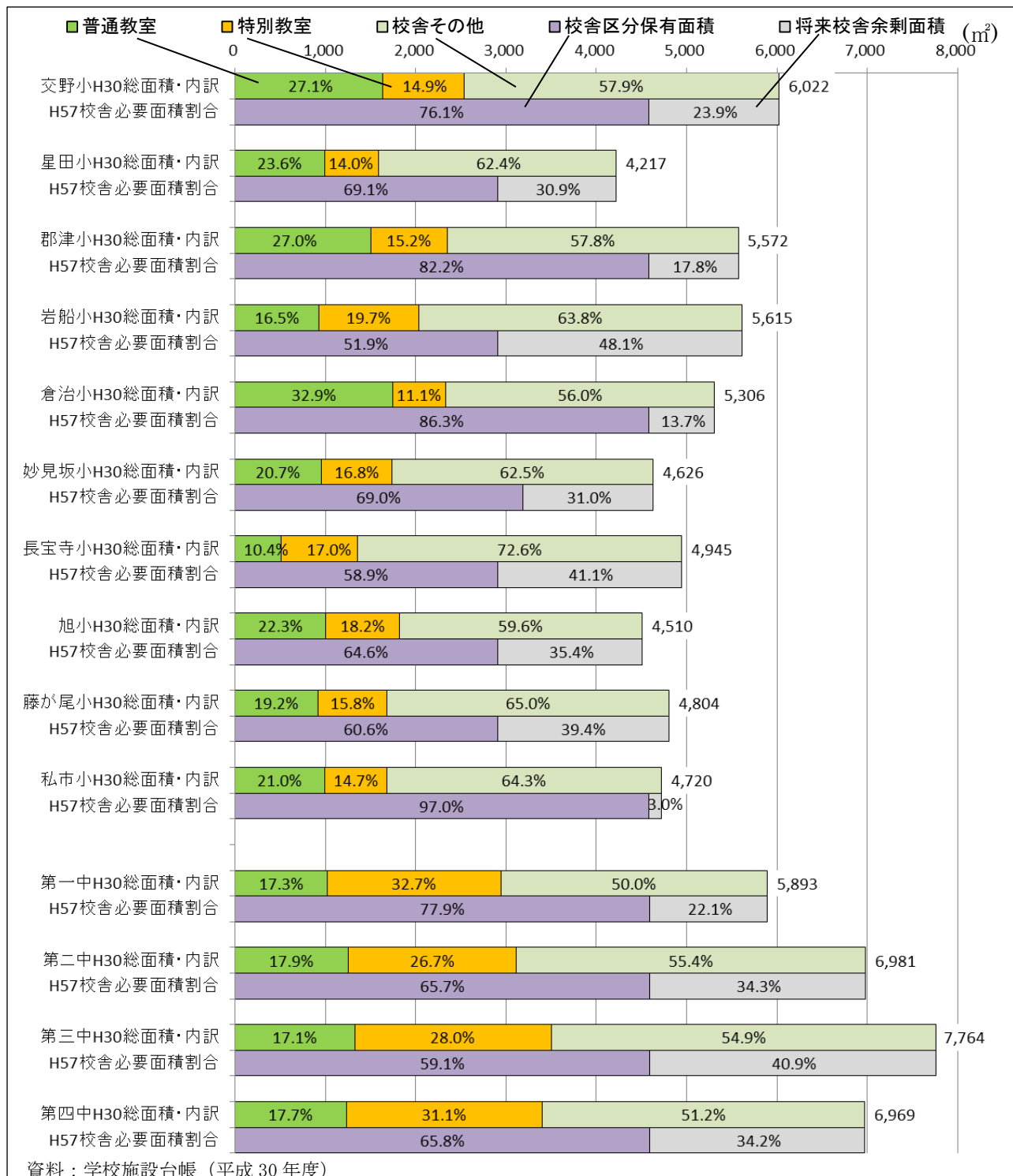
図表 校舎のスペース構成比較（小中学校全体）



※H57 の校舎必要面積割合は、大規模な住宅開発の影響は考慮していない児童生徒数・学級数の推計を基に算出。

学校別に見ると、小学校では私市小学校で-3.0%の 140 m²から岩船小学校の-48.1%の 2,703 m²、中学校では第一中学校の-22.1%の 1,304 m²から第三中学校の-40.9%の 3,175 m²が将来校舎余剰面積となります。

図表 校舎のスペース構成比較



※H57 の校舎必要面積割合は、大規模な住宅開発の影響は考慮していない児童生徒数・学級数の推計を基に算出。

○今後、小・中学校の児童生徒数が減少していくと、平成 57 年度には**余裕教室が各学校で発生**すると見込まれます。

※余裕教室とは、児童生徒数の減少により、今後 5 年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室のことをいう。

(2) 学校諸室の状況

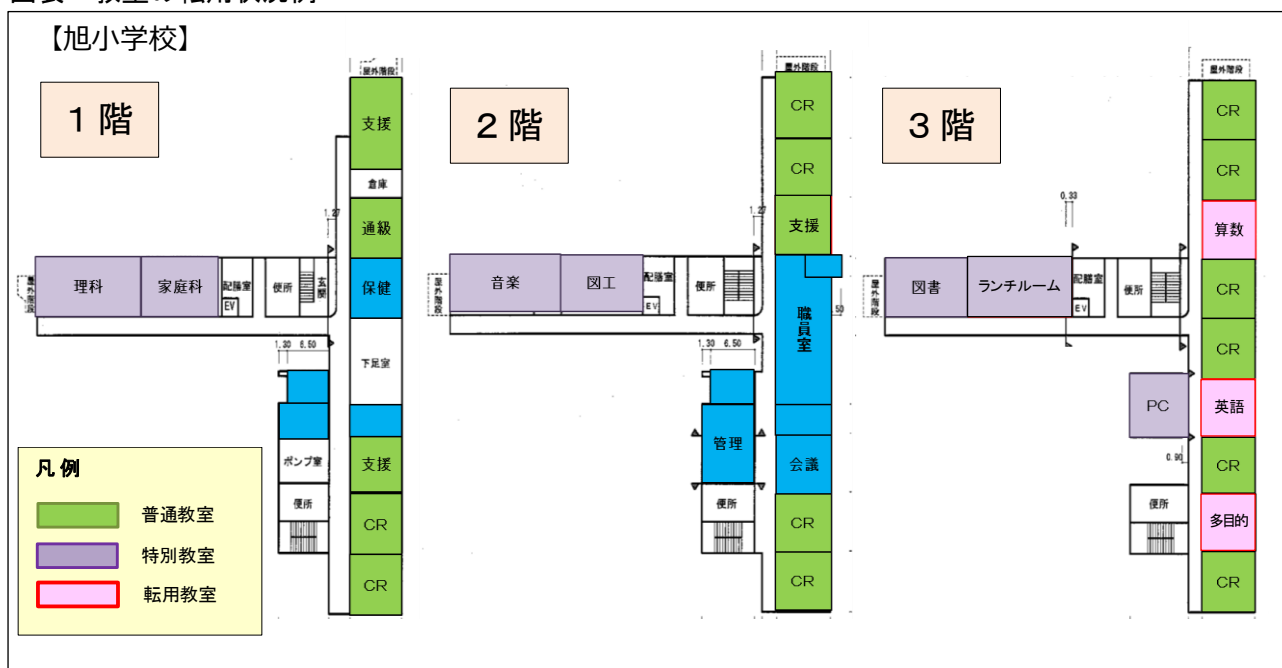
余裕教室の活用状況についてみると、小学校では少人数教室、多目的室、放課後児童会室などに転用しています。中学校では少人数教室（英語、数学教室等）、多目的室などに転用しています。

図表 小学校・中学校の諸室の状況

小／中学校	室名	専用	転用	説明
小学校	普通教室	●		35 人／学級
	支援学級	●		市が申請し大阪府が認定する基準で学級数を決定
	特別教室	●		理科、音楽、図画、家庭、コンピュータ、 図書、特別活動、教育相談
	少人数教室		●	
	多目的室		●	
	ランチルーム	●		
	PTA室		●	
	放課後児童会室		●	
中学校	その他諸室		●	倉庫、備品室等に転用
	普通教室	●		40 人／学級
	支援学級	●		市が申請し大阪府が認定する基準で学級数を決定
	特別教室	●		理科、音楽、美術、技術、家庭、外国語、視聴覚、コンピュータ、 図書、特別活動、教育相談、進路資料・相談
	少人数教室		●	英語教室、数学教室として使用
	多目的室		●	
	国際教室		●	
	生徒会室		●	
中学校	PTA室		●	
	その他諸室		●	クラブ室、地域支援室、学校支援地域本部、備品室

※転用に「●」がある教室についても、教育環境上の必要な諸室も含むことから、必ずしもすべてが余裕教室として開放できるということではない。

図表 教室の転用状況例



- 現在の保有校舎をこのまま維持管理していくと、施設の老朽化による維持管理費の上昇から財政負担が増加し、使用頻度の低い教室に維持管理費を毎年支出することが懸念される。
- 現在でも使用頻度の低い教室を多く持つ学校があり、今後も児童生徒数の減少や学級数の減少に伴って各学校で余裕教室が発生すると想定される。

(3) 学校施設の開放状況

本市では、小・中学校の運動場と屋内運動場を、学校教育に支障のない範囲で市民に開放する事業を実施しています。平成29年度の運動場利用者数は、延べ約17.4万人、屋内運動場利用者数は、延べ約6.5万人となっています。

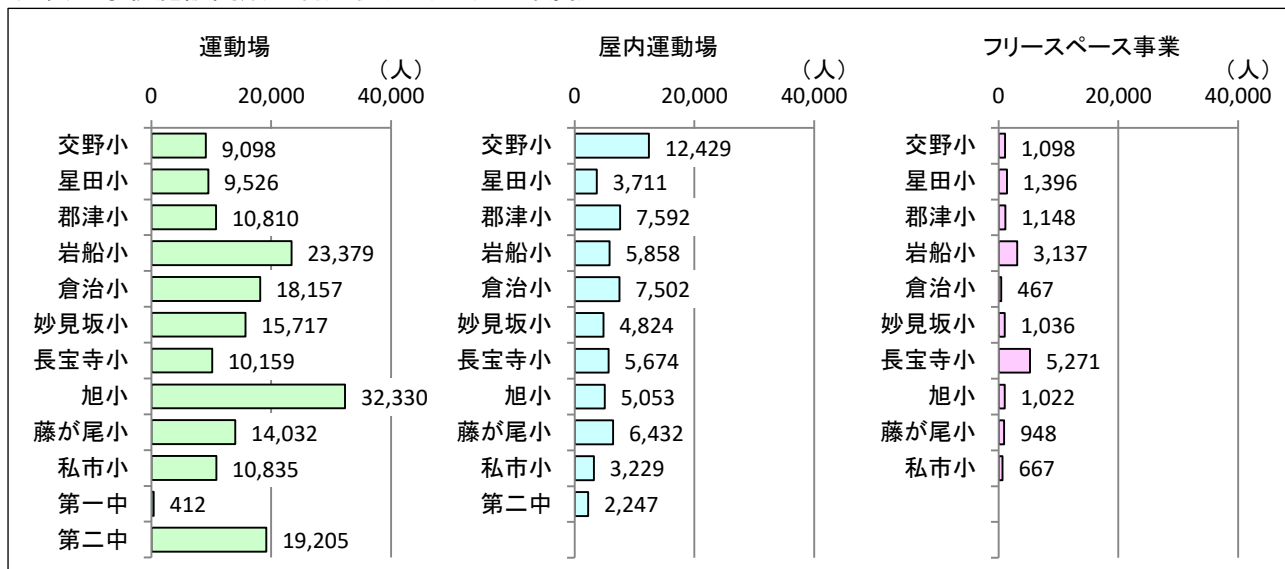
また、全小学校で、放課後、運動場を開放し、児童が自由に遊べる場所を提供するフリースペース事業を実施しています。平成29年度の利用者数は、延べ約1.6万人でした。

図表 学校施設の開放状況（平成29年度）

学校名	運動場		屋内運動場		フリースペース事業※
	夜間	日曜	夜間	日曜	
交野小学校	●	●	●	●	毎週水曜日
星田小学校		●	●	●	毎週水曜日
郡津小学校	●	●	●	●	毎週水曜日
岩船小学校	●	●	●	●	平日毎日
倉治小学校	●	●	●	●	毎週水曜日
妙見坂小学校	●	●	●	●	毎週水曜日
長宝寺小学校		●	●	●	平日毎日
旭小学校	●	●	●	●	毎週水曜日
藤が尾小学校	●	●	●	●	毎週水曜日
私市小学校	●	●	●	●	毎週水曜日
第一中学校		●			
第二中学校	●	●	●	●	
第三中学校					
第四中学校					

※学校休業日は実施しない。

図表 学校施設開放の利用状況（平成29年度）



○学校施設の地域への開放は、運動場と屋内運動場で実施しており、学校ごとに利用のされ方はさまざまであるが、地域コミュニティの核としての役割が期待される。

○フリースペース事業を平日毎日実施しているのは岩船小、長宝寺小の2校のみだが、他校でも実施できる可能性はある。

（４）放課後児童会の状況

本市の放課後児童会は平成 30 年 5 月 1 日時点で 800 人が在籍しています。学校ごとの全体の児童数に占める放課後児童会への入会者の割合は、倉治小学校の 14.4%から交野小学校の 24.4%までの範囲内となっています。

図表 放課後児童会受付・在籍状況

平成30年5月1日時点(単位:人)

児童会名	施設形態	実施場所	在籍児童数	全児童数	在籍児童割合
交野児童会	学校敷地内施設	交野小学校内（私部1-54-1）	79	520	24.4%
交野児童会分室	余裕教室	交野小学校内（私部1-54-1）	48		
星田児童会	余裕教室	星田小学校内（星田3-33-4）	55	322	17.1%
郡津児童会	学校敷地内施設及び余裕教室	郡津小学校内（郡津4-13-1）	81	593	18.9%
郡津児童会分室	学校敷地外施設	郡津児童会分室（私部4-11-8）	31		
岩船児童会	余裕教室	岩船小学校内（森北1-25-1）	78	364	21.4%
倉治児童会	学校敷地内施設	倉治小学校内（倉治1-15-1）	100	695	14.4%
妙見坂児童会	余裕教室	妙見坂小学校内（妙見坂7-20-1）	54	367	14.7%
長宝寺児童会	余裕教室	長宝寺小学校内（郡津1-43-1）	33	161	20.5%
旭児童会	学校敷地内施設	旭小学校内（星田4-18-1）	86	358	24.0%
藤が尾児童会	余裕教室	藤が尾小学校内（星田北2-45-1）	66	324	20.4%
私市児童会	余裕教室	私市小学校内（私市9-5-10）	89	409	21.8%
合 計			800	4,113	19.5%

○在籍児童割合は、14.4%から 24.4%までの範囲内となっていますが、学校区ごとに児童数が異なることなどから、在籍児童数が定員を大きく割り込んでいる児童会もあれば、待機児童の発生する児童会もあります。（平成 30 年度は、待機児童はでいてません。）

3. これからの学校施設の在り方

地域による学校の余裕教室の活用や学校施設の複合化は、学校では、地域の力を教育に活かしていくことができ、地域では、学校施設を利用することができるなど、学校と地域の双方にとって大きなメリットがあります。

これからの学校施設は、子どもたちの豊かな学びを促進し、地域との連携や協働が図られるような施設としていく必要があることを考えると、今後、地域のニーズに対応して、余裕教室の活用や学校施設の複合化も検討していく必要があります。

また、学校施設は今後ますます地域の拠点として活用されることが期待される中、再配置計画でも示されているとおり、学校教育環境の充実を図りつつ、防災拠点としての機能向上や、放課後児童会機能などの子育て機能の充実、学校開放事業などによるスポーツ機能の充実、学校図書機能と地域の図書機能の複合化による更なる教育環境の充実など、学校施設の複合化も含めて、地域のニーズに応じた機能の導入や地域の方々も利用しやすい施設整備を検討していく必要があります。

しかしながら、学校施設は子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための場であることが基本です。学校ごとの敷地面積なども勘案しつつ、安全な学習環境を十分確保することを前提に、小学校統合や小中学校統合を行う場合は、小中学生が一つの施設で活動するための配慮が必要だという観点から、グラウンド等を小中学校で別々に確保することの検討が必要です。また、地域による余裕教室の活用、学校施設の複合化を検討するにあたっては、子どもたちや教職員と地域利用者との動線の分離や、教職員の負担に配慮した仕組みづくりなど、十分に検討していく必要があります。加えて、学校が避難所となっていることから、防災機能の確保についても検討が必要です。

第7章 計画の見直し等について

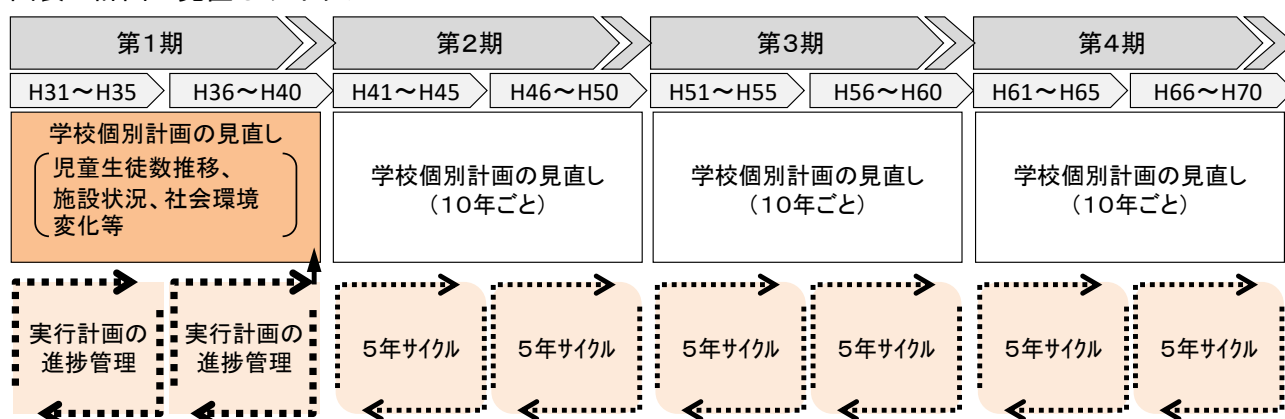
1. 計画の見直し

市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置の検討には、児童生徒数や学校施設の老朽化状況、教育内容や財政状況等、現在から将来にわたる様々な要因が絡み合うものです。

適正化基本方針は、今後、教育制度の変更や社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すものとなっており、それに合わせて必要に応じ、本計画の見直しを行うこととします。

また、本計画の上位計画にあたる総合管理計画が、これからの人口推移や財政状況、施設状況の変化など様々な要因を考え、5年程度を目安に見直しを図ることとしており、本計画も、これらに合わせて必要に応じて見直すこととします。

図表 計画の見直しサイクル



2. 市民との協働

個別実行計画・個別事業の実行、つまり学校規模適正化に伴う校区変更や学校統合、複合化などの再編や効率的な運営を実施するにあたっては、市民の理解、協力が必要不可欠となります。

そのためには、本計画等の内容を市民に対してできる限り周知するとともに、協働して実行していくことが最重要となります。

特に、学校施設は、本市の子どもたちすべてにとって最も重要な施設であり、市民にとっても身近な施設として重要です。そうであるからこそ、これからの学校施設の在り方について、市広報紙や市ホームページをはじめ、児童生徒の保護者や学校関係者、地域住民との懇談会やワークショップを行うなど、様々な手段を通じて広く市民の理解と合意形成を図りながら、本計画に基づく各種事業を進めていくこととします。

元号・西暦対照表

元号	西暦
平成 31 年	2019 年
平成 32 年	2020 年
平成 33 年	2021 年
平成 34 年	2022 年
平成 35 年	2023 年
平成 36 年	2024 年
平成 37 年	2025 年
平成 38 年	2026 年
平成 39 年	2027 年
平成 40 年	2028 年
平成 41 年	2029 年
平成 42 年	2030 年
平成 43 年	2031 年
平成 44 年	2032 年
平成 45 年	2033 年
平成 46 年	2034 年
平成 47 年	2035 年
平成 48 年	2036 年
平成 49 年	2037 年
平成 50 年	2038 年
平成 51 年	2039 年
平成 52 年	2040 年
平成 53 年	2041 年
平成 54 年	2042 年
平成 55 年	2043 年

元号	西暦
平成 56 年	2044 年
平成 57 年	2045 年
平成 58 年	2046 年
平成 59 年	2047 年
平成 60 年	2048 年
平成 61 年	2049 年
平成 62 年	2050 年
平成 63 年	2051 年
平成 64 年	2052 年
平成 65 年	2053 年
平成 66 年	2054 年
平成 67 年	2055 年
平成 68 年	2056 年
平成 69 年	2057 年
平成 70 年	2058 年
平成 71 年	2059 年
平成 72 年	2060 年
平成 73 年	2061 年
平成 74 年	2062 年
平成 75 年	2063 年

交野市学校規模適正化基本計画

平成31年2月

発行 交野市教育委員会

〒576-0052 大阪府交野市私部2-29-1

Tel 072-810-8010

Fax 072-892-4800

